



かみしまろん.com  
kamishihorom.com

- 発行 上士幌町  
〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
- 電話 01564-2-2111
- ホームページ <http://www.kamishihoro.jp/>
- Eメール [kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp](mailto:kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp)
- 編集 上士幌町企画財政課

このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち上士幌

第5期上士幌町総合計画

2012～2021

北海道上士幌町



このまちが好きだから  
みんなで創ろう  
元気まち上士幌

## 第5期上士幌町総合計画

2012～2021

 北海道上士幌町



# 「このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち上士幌」をめざして

上士幌町は、日本最大の国立公園である大雪山国立公園の東山麓に位置する豊かな自然に育まれたまちであり、昭和6年に士幌村から分村し、昨年、開町80周年を迎えました。

昨年の3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害をもたらし、国民に大きな衝撃と不安を与えました。あらためて、日ごろからの防災意識と、災害発生時の対応の重要性を再認識したところです。

今日の社会情勢は、人口減少の時代に入り少子化・高齢化の進行、地球規模での環境問題、高度情報化の進展、地方分権時代での地域の自主性・自立性が求められるなど、多種多様な社会変化への対応が必要になってきております。

このような時代の変化の中、本町の新しいまちづくりの指針として、平成24年度から平成33年度までを期間とする「第5期上士幌町総合計画」を策定いたしました。

本計画は、まちづくりの将来像を「このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち上士幌」として、町民の皆さまはもとより、町外の人たちにも好かれるまちづくりをめざすものとしたしました。

本町が持っている豊かな地域資源と自然環境を活かし、地域産業の活力を生み出し、誰もが健康で安心していつまでも住み続けたいと思える「5,000人のまちづくり」の実現に向け、町民の皆さまとの協働による“元気まち”をめざしてまいります。

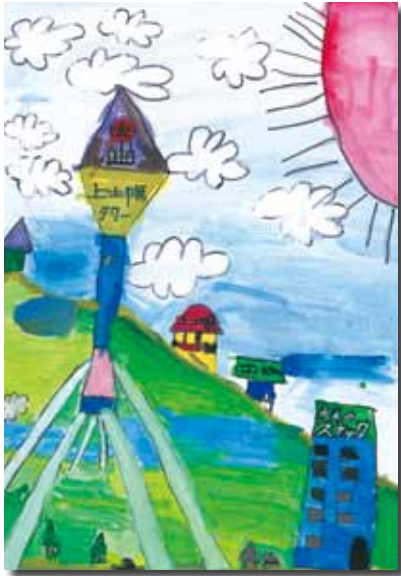
最後に第5期総合計画の策定にあたりまして、2年間にわたりご審議いただきました「上士幌町総合計画策定審議会」委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご提言をいただきました「まちづくり委員会」委員の皆さま、またアンケートや懇談会などで貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成24年3月

上士幌町長 竹 中 貢



# わがまち かみしほろの未来 (開町80周年記念事業)



「上士幌に上士幌タワーがほしい」

上士幌小学校3年  
か よう ゆう た  
賀陽 優太



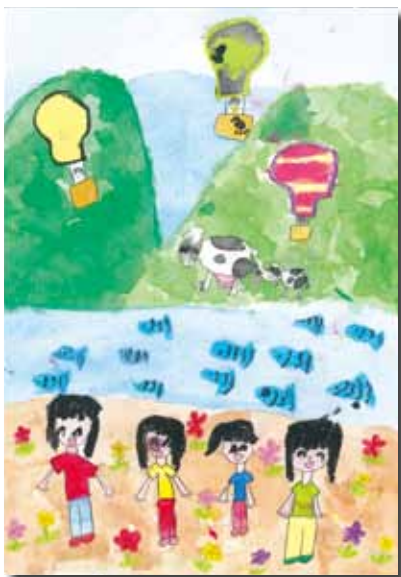
「上士幌ドーム・きょうりゅうはく ワープゾーン」

上士幌小学校3年  
さ と う た く み  
佐藤 匠



「駅や空港のある観光のしやすい上士幌」

上士幌小学校4年  
す わ ま さ き  
諏訪 大幹



「しぜんがいっぱい上士幌」

北居辺小学校3年  
ぬ の や ゆ ず か  
布谷 柚香



「カラフルな上士幌」

上士幌小学校4年  
わ た な べ か り ん  
渡辺 夏鈴



「未来の花畑ナイタイ高原」

萩ヶ岡小学校3年  
おがわ みらい  
小川 未良生



「20年後の上土幌の街中」

北門小学校4年  
いづみた きょうた  
泉田 恭汰

## 「かみしほろの未来に向けて」

上土幌小学校5年 かわせ たくま  
河瀬 拓真

ぼくが、考えた上土幌町の未来は、自然が豊かで人間だけでなく鳥や動物や魚などの生き物も気持ちよく住める町になってほしいです。

なぜかというと、もともと上土幌町にはとてもいい自然があるので大事にしてほしいからです。そして木のなえなどを植えて自然をもっと広げてほしいです。そうしたら鳥や動物や魚も気持ちよく住めると思います。でも、もしもそのぎゃくで木を切ったりしてしまえば、どんどん上土幌町から生き物がきえていってしまって、どんどん絶滅などにもつながってしまうと思います。ですから木のなえなどを植えてほしいです。そしてその自然ができたなら上土幌でさかんなねつ気球でその大自然の上をゆっくりとんで動物園では見られない本当のやせいで生きている鳥や動物や魚を世界中の人に見てもらいたいです。

ぼくは、人間だけでなく鳥や動物や魚も気持ちよく住める町になってほしいです。

## 基本構想

<b>I 総論(序論)</b>	<b>2</b>
1 総合計画とは	2
(1) 総合計画の策定趣旨	2
(2) 総合計画の性格と役割	2
(3) 総合計画の構成と期間	3
2 まちの課題を考える	4
(1) 本町の現状	4
(2) 時代の潮流	6
(3) 本町の課題	8
<b>II 基本構想</b>	<b>16</b>
1 まちづくりの将来目標	16
(1) まちづくりテーマ(将来像)	16
(2) 基本目標	17
(3) 主要指標	18
2 施策の大綱	19
(1) 地場産業で地域の活力を生み出すまち	19
(2) 健康で安心して暮らせるまち	19
(3) 安全で快適に生活できるまち	20
(4) 自然の豊かさと美しさが実感できるまち	20
(5) 人づくりを大切にするまち	21
(6) 自覚を持ち心が通いあうまち	21

## 基本計画

<b>第1章 地場産業で地域の活力を生み出すまち</b>	<b>24</b>
1 農業(基盤)	24
2 農業(経営)	26
3 林業	32
4 商工業	36
5 観光	38
6 新たな産業、起業支援	42
7 雇用・勤労者対策	44
<b>第2章 健康で安心して暮らせるまち</b>	<b>46</b>
1 保健	46
2 医療	48
3 地域福祉	50
4 高齢者福祉、高齢社会への対策	52
5 障がい福祉	56
6 子育て支援	58
7 社会保障	62
8 ひとり親福祉、低所得者福祉	62

<b>第3章 安全で快適に生活できるまち</b>	<b>64</b>
1 土地利用	64
2 防災	66
3 消防、救急	70
4 交通安全	72
5 防犯、消費生活保護	72
6 住宅、宅地	74
7 上水道	76
8 道路	78
9 公共交通	80
10 情報通信基盤・環境	80
<b>第4章 自然の豊かさと美しさが実感できるまち</b>	<b>82</b>
1 環境保全、自然保護	82
2 環境美化、公害	84
3 公園、緑化、景観	86
4 葬斎場、墓地	88
5 生活排水処理	88
6 ごみ処理、資源化、し尿処理	90
<b>第5章 人づくりを大切にするまち</b>	<b>92</b>
1 生涯学習	92
2 社会教育	94
3 社会体育(スポーツ)	96
4 芸術文化、文化財、歴史文化など	98
5 小中学校	100
6 高等学校	104
<b>第6章 自覚を持ち心が通いあうまち</b>	<b>106</b>
1 交流、移住定住、国際化	106
2 コミュニティ、まちづくり活動	108
3 男女共同参画	110
4 広報、広聴、情報公開	112
5 行政運営	114
6 財政運営	116
7 広域行政(広域連携)	116

## 資料編

1 策定経過	120
2 諮問・答申	122
3 策定体制	124
4 総合計画策定審議会名簿	125
5 まちづくり委員会名簿	126
6 庁内組織名簿	127

## 町章



上土幌の「上」を図案化したもので、上部は大空に舞い上がる力強い翼と大地に根を下ろす若葉を意味します。下部の円形は町民の融和と団結を表し、未来に大きく伸びゆく姿を表しています。

## 町民憲章

わたしたちは、豊かな資源と大雪の山なみがつらなる雄大な自然にはぐくまれ、たくましく尊い開拓精神をうけつぐ上土幌の町民です。

わたしたちは、このまちの町民であることに誇りと自信をもち、たがいのしあわせをねがい、明るい希望と高い理想をかかげて社会に奉仕するよい町民となるため、ここに町民憲章を定めます。

1. 心もからだもきたえ、すこやかな人になりましょう。
1. おたがいに立場を理解しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
1. きまりを正しく守り、明るい社会をつくりましょう。
1. 自然を愛し、美しく住みよいまちにそだてましょう。
1. 文化をたかめ、豊かな郷土を築きましょう。

## 町のシンボル



町花  
「すずらん」



町木  
「しらかば」



町鳥  
「かっこう」



# 基本構想

# 1 総合計画とは

## (1) 総合計画の策定趣旨

総合計画とは、自治体がまちづくりを進めるにあたって、最も基本とする計画です。

本町は、昭和48年(1973年)度に「上士幌町総合計画」を策定して以来、これまで4期にわたって計画を策定し、まちづくりを進めています。

平成14年(2002年)度から平成23年(2011年)度までを計画期間とした「第4期上士幌町総合計画」では、『人が輝き 町が輝く 北の元気まち』を将来像として掲げ、各分野の取り組みを計画的に進めてきました。

その間、少子化と高齢化が進み、平成17年(2005年)には日本の総人口が減少しはじめ、高度情報化や国際化が進展し、地球環境問題が深刻化する中で、広い視野でのまちづくりが求められるようになりました。また、社会経済の低迷が長引く中、平成23年(2011年)3月11日に東日本大震災が発生し、未曾有の大規模災害からの復興も日本全体の重要課題に位置づけられています。

このような中、自らのまちづくりをどのように考え進めていくかを明確に示す必要性がますます高まっており、平成24年(2012年)度から平成33年(2021年)度までを期間とした「第5期上士幌町総合計画」を策定しました。

## (2) 総合計画の性格と役割

総合計画では、めざす町の姿をはじめ、その姿を実現していくための目標や取り組みなどを示しており、上士幌町内はもとより、町外に向けても大きな役割を担うものです。

### ● 本町のまちづくりの最も基本となる計画です

これからの10年間のまちづくりを進めていくうえで、最も尊重される計画です。

まちづくりの各分野で策定する計画の「最上位計画」となり、まちづくりに関する個別の施策・事業を進めていくうえで最も基本となる計画となります。

### ● まちづくりの指針として、町民や民間団体、関係機関と共有し協働で推進していく計画です

行政が主体的に進める内容のほか、町民や民間団体、関係機関との連携や協力が必要な内容も示しています。

町民や民間団体、関係機関に理解と協力を得ながら、まちづくりの指針として共有し、指針に沿った取り組みをともに進めていくための計画となります。

### ● 本町のまちづくりを対外的に示す計画です

本町だけで実施する内容のほか、国や北海道、関係市町村と連携して取り組む内容や、国や北海道に推進を要請する内容なども示しています。

それぞれの内容に対して本町が具体的にどのように考え、協力や連携を求めていくのか、地域の自主性や自立性を基本とした本町のまちづくりの意思を対外的に示す計画となります。

### (3) 総合計画の構成と期間

第5期上士幌町総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

#### ① 基本構想 ～めざす姿、目標、基本的な取り組み方向を示したもの～

この計画期間内に本町がめざす姿（将来像）や目標、基本的な取り組み方向（施策の大綱）などを示しています。

基本構想の計画期間は平成24年（2012年）度から平成33年（2021年）度までの10年間とします。

#### ② 基本計画 ～施策を示したもの～

基本構想で示した将来像や目標を実現していくために必要な施策を、施策の大綱に沿って示しています。

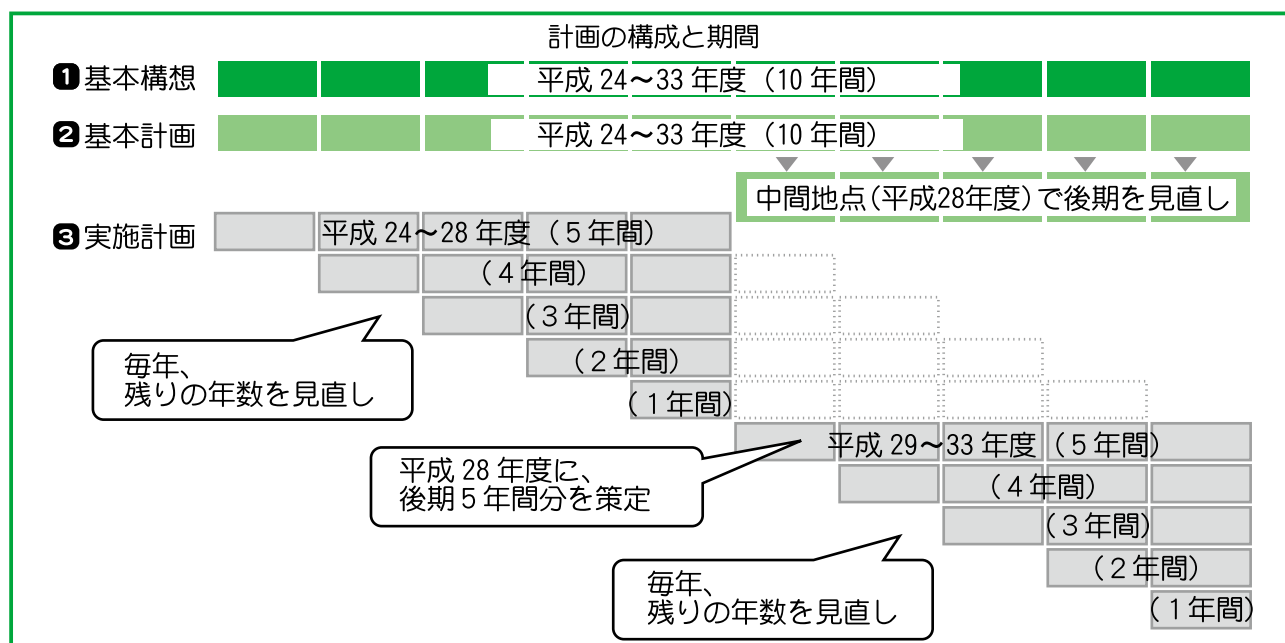
基本計画の期間は、基本構想と同様に、平成24年（2012年）度から平成33年（2021年）度までの10年間としています。基本構想に比べてより具体的な方向性を示しており、社会経済情勢の変化をふまえて進めていくことが必要なことから、中間時点である平成28年（2016年）度に前期5年分を評価し、見直しを行うこととします。

#### ③ 実施計画 ～事業を示したもの～

基本計画で示した施策を具体的に進めるための事業について、実施する年度や内容、事業費などを示しています。

事業の実施は、本町の財政状況及び国や北海道の動向によって、予算の配分や実施時期などに影響を受けるため、はじめに、平成24年（2012年）度から平成28年（2016年）度までの前期5年間分を策定し、翌年からは前期分の残りの年数を毎年ローリング方式\*により見直します。その後、後期5年間分を策定し、翌年からは前期と同様に見直します。

\*ローリング方式：社会経済の変化に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐため、毎年度修正や補完などを行いながら計画を進めるやり方のことです。



## 2 まちの課題を考える

### (1) 本町の現状

#### <地域の特徴>

本町は、十勝総合振興局管内の北部に位置し、東西 18.2km、南北 48.0km、面積 695.87km<sup>2</sup> の、南北に長い広大な面積を持つ町です。

東は本別町・足寄町、西は鹿追町・新得町、南は士幌町、北は上川総合振興局管内の上川町、オホーツク総合振興局管内の北見市・置戸町の 8 市町に隣接しています。

日本最大の国立公園である大雪山国立公園の東山麓に位置し、町の面積の約 75% 以上は山林が占めており、その多くは国有林です。周囲は 1,000 ~ 2,000 m の大雪山系の山々に囲まれています。清水谷以南は穏やかな丘陵地帯となっています。町のほぼ中央には、大雪山国立公園に指定されている山岳地帯を源とした音更川が流れています。

気候は内陸性気候で昼夜、夏冬の寒暖の差が大きく、年間降雨量は比較的少ない環境にあります。積雪量も比較的少ないですが、山間部では 2 m 近く積もることもあります。

冷涼な気温のため農作物の生育には不利な気候条件ですが、日照時間は年間を通して比較的長く、昼夜の温度差も大きいという有利な面もあります。



#### <これまでの歴史>

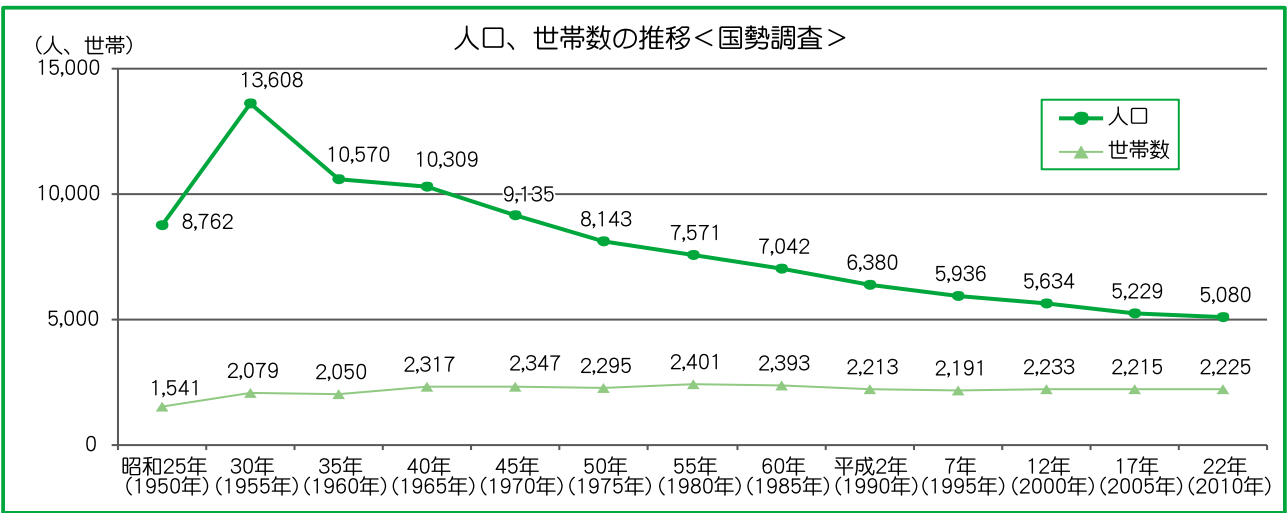
明治 29 年 (1896 年) から十勝において開拓が始まり、道外から入植者がやってきました。

十勝の中では奥地に位置し、交通が不便なうえ、気候、地力が劣ると見られた上士幌地区は初期の段階では開拓が行われませんでした。十勝の開拓が進むにつれて、広大な土地を持つ上士幌地区に移転し開拓する者が現れました。明治 40 年 (1907 年) には安村治高丸をはじめとした移転開拓者たちが上士幌地区の原野の各地に、散発的に開拓の鋤を下ろしました。

大正 15 年 (1926 年)、士幌線鉄道が帯広駅から上士幌駅まで開通し、上士幌地区への入植者は飛躍的に増加し、士幌の市街地をしのぐほどに発展していきました。昭和 4 年 (1929 年) には士幌村からの分村の気運が高まり、昭和 6 年 (1931 年) 4 月 1 日に上士幌村が誕生しました。

終戦直後の昭和 21 年 (1946 年) から電源開発の調査が進められ、昭和 28 年 (1953 年) から、当時全道一と言われた大工事である糠平発電所建設などが着工されました。この工事や洞爺丸台風による風倒木処理などによって人口が急増する中、住民から町制施行の声が高まり昭和 29 年 (1954 年) 4 月 1 日に町制が施行され、上士幌町となりました。昭和 25 年 (1950 年) の国勢調査では人口 8,762 人、世帯数 1,541 世帯であったが、昭和 30 年 (1955 年) には人口 13,608 人、世帯数 2,079 世帯となりました。

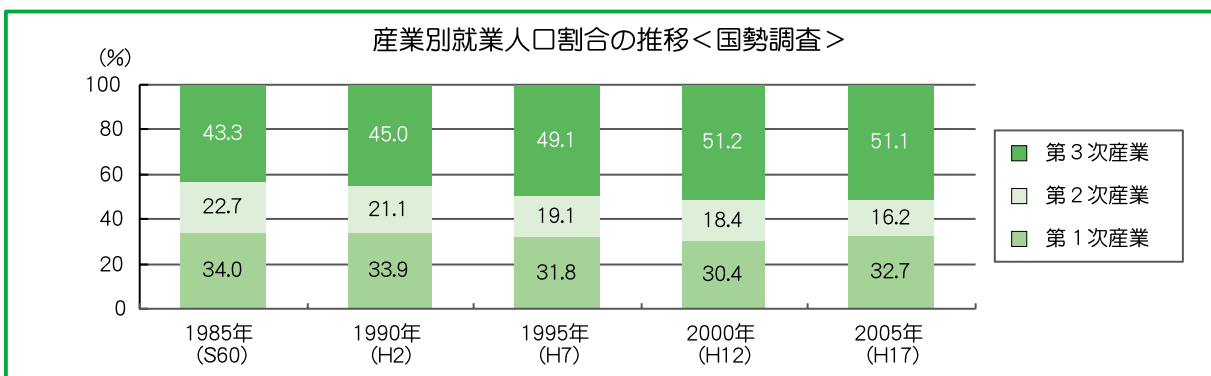
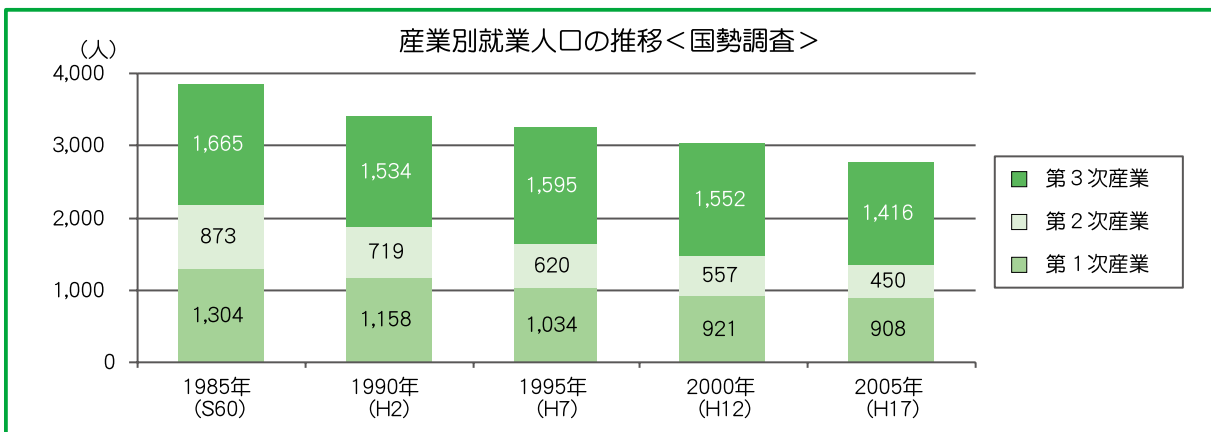
その後、電源開発工事の終了、旧国鉄士幌線の廃止、森林資源の枯渇、離農や若年労働力の流出などにより人口が減少し、平成 22 年 (2010 年) の国勢調査では、人口 5,080 人、世帯数 2,225 世帯となっています。



### <産業の特性>

農林業を基軸に、町民の賑わいの場や雇用を支える商工業、ぬかびら源泉郷などの温泉やスキー場、ナイタイ高原牧場や大雪山国立公園の豊かな自然、北海道遺産にも登録されている旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群などの資源を活かした観光業があります。また、昭和49年(1974年)に第1回上士幌熱気球フェスティバルを開催して以来、「北海道バルーンフェスティバル」として開催しており、「熱気球の町」として知られるようになり、例年多くの観光客が訪れています。

産業別就業人口の推移を見ると、人口の減少に伴い全ての産業において就業人口が減少していますが、その中でも特に第2次産業の減少が顕著に見られます。



## 2 まちの課題を考える

### (2) 時代の潮流

#### 一人ひとりの価値観が多様化しています

「ものの豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する人が増え、安らぎや心の健康への関心が高まっています。

「早さ、便利さ」だけを追求せず、「じっくり、ゆっくり」の良さも見直され、“スローライフ<sup>※</sup>” “スローフード<sup>※</sup>”という言葉も定着しつつあります。その結果、便利で快適な都市生活より、豊かな自然や美しい風景に包まれながらのんびり生活したいというニーズが生まれ、地方に移住する人も現れています。

#### 食や防災などの観点から「安全・安心」が望まれています

健康づくりの基本として食への関心が高まり、「食育」の取り組みも進んでいます。多くの食料を海外輸入に頼っている日本では、自給率の向上が課題となるとともに、地産地消の大切さが見直されています。食料生産基地としての北海道には、安全・安心で安定した食の供給が期待されています。

さらに、東日本大震災により、日ごろからの防災への意識と災害発生時の対応の重要性があらためて認識され、大規模災害などへの備えをはじめとする防災体制の強化や立地、人口構成など各地域の実情にあった防災対策が求められています。

#### 環境保全に向けた転換が急務となっています

地球温暖化の抑制が地球全体の課題となり、環境負荷の軽減に向けた取り組みが、全世界で求められています。

国では、石油や石炭、原子力に代わるエネルギーの利用や、エネルギー消費の抑制、省エネルギーに向けた取り組みが課題となっています。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄で成長してきた経済やライフスタイルを見直そうという人が増えています。

#### 情報通信技術の進展が、生活や経済に大きな影響を与えています

インターネットや携帯電話の普及、地上デジタル放送の開始など、高度な情報通信技術が進展しています。これらの技術が様々な分野で利用されるようになり、日常生活や経済活動に利便性をもたらしていますが、その一方で悪用されるケースも増加しています。

また、情報通信技術を使える人と使えない人との間に、「情報格差<sup>※</sup>」が生じています。

※スローライフ：時間に追われずに、余裕をもって人生を楽しもうという概念、あるいはこの概念に沿った生活様式のことです。

※スローフード：その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、またはそういった食品そのものを指します。

※情報格差：情報通信技術を使える人は多くの情報を早く得ることができ、使えない人は情報を得る量が少なくスピードが遅いため、生まれる差のことです。

### 国際化が新たな連携や競争を生み出しています

高度情報通信技術の進展、交通ネットワークの拡充などにより、人やもの、情報が活発に世界を行き交っています。

経済活動においても国際化の流れが進み、市場が全世界に拡大する一方、競争相手も範囲が拡大し、激化しています。

グローバル化が進むことによって、国境を越えた連携や相互支援が行われるようになる一方、エネルギーや食料、水資源などの獲得競争が起きています。

### 少子化と高齢化が急速に進んでいます

平均寿命が伸びる一方、出生率の低下により、全国的に少子化、高齢化が急速に進んでいます。

このままの状態です少子化、高齢化が進むと、労働力人口の割合が下がることとなり、日本の総生産が減少し、さらには現状の社会保障制度の維持が難しくなることなどが懸念されています。

交通や医療・買い物などの利便性が低い地域では、高齢化とともに日常生活の維持に不安を持つ人が増えています。

核家族や高齢者世帯が増え、子育てや老後・介護への不安を抱える人が増えています。

過疎化により、コミュニティ機能の低下、さらには行政サービスの維持が厳しくなっている地域も見られます。

### 地域の自主性や自立性を高めていくことが求められています

国から都道府県、都道府県から市町村へと、権限が譲り渡される「地方分権」が進み、今まで以上に、地域の自主性や自立性が求められています。

それぞれの地域が責任を持ち、自分たちの地域づくりを主体的に考え、自ら実行していく姿勢が重要になっています。

これに伴い、行政と町民の間でも、補完し合い、地域の課題を解決していく“協働”の重要性が高まっています。

## 2 まちの課題を考える

### (3) 本町の課題

#### 生活の安定につながる産業を振興する

住民アンケート調査では、暮らしに関する各項目について、「消防・救急体制」「下水道・浄化槽の整備」「水道の整備や水質」「ごみ収集・リサイクル」など生活環境面については、満足度も重要度も高い結果となっていますが、「働く場の確保」は満足度が低く重要度が高い結果となっています。

年代別に分析すると、働き盛りの世代では、働く場所がないことを町外転出の理由にあげる人が多く、働く場の確保は、労働力人口の流出を抑えるための重要な課題となっています。また、町内の居住環境が十分でないため、町外から町内の職場に通う状況も見られる中、住環境の整備も求められています。

一方、本町の基幹産業である農林業では必ずしも仕事のない訳ではなく、外国人就労者が労働の一翼を担っています。今後は、町民が町内で安定して就業する機会が増えるように努めていくことが必要です。

「企業誘致や起業対策」「商業の振興」「観光の振興」「林業の振興」についても、満足度は低くなっていますが、重要度は高い位置づけにあります。

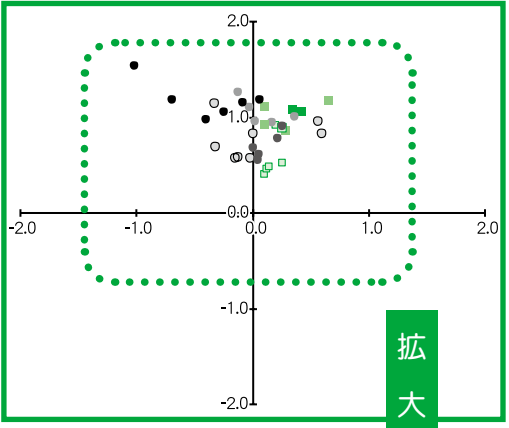
産業振興に関しては、地域資源の活用、異業種間の連携、商業の活性化などを望む意見も多く、農畜産物や観光資源については、豊富にあるが活かされていないという意見が多く見られます。

これまで築いた産業基盤を活かし、地域にある資源を相互につなげていくことで、付加価値の向上や業種の拡大を促進し、町民が安心して生活できる雇用を拡大していくことが必要です。



【住民アンケート】暮らしの満足度と重要度

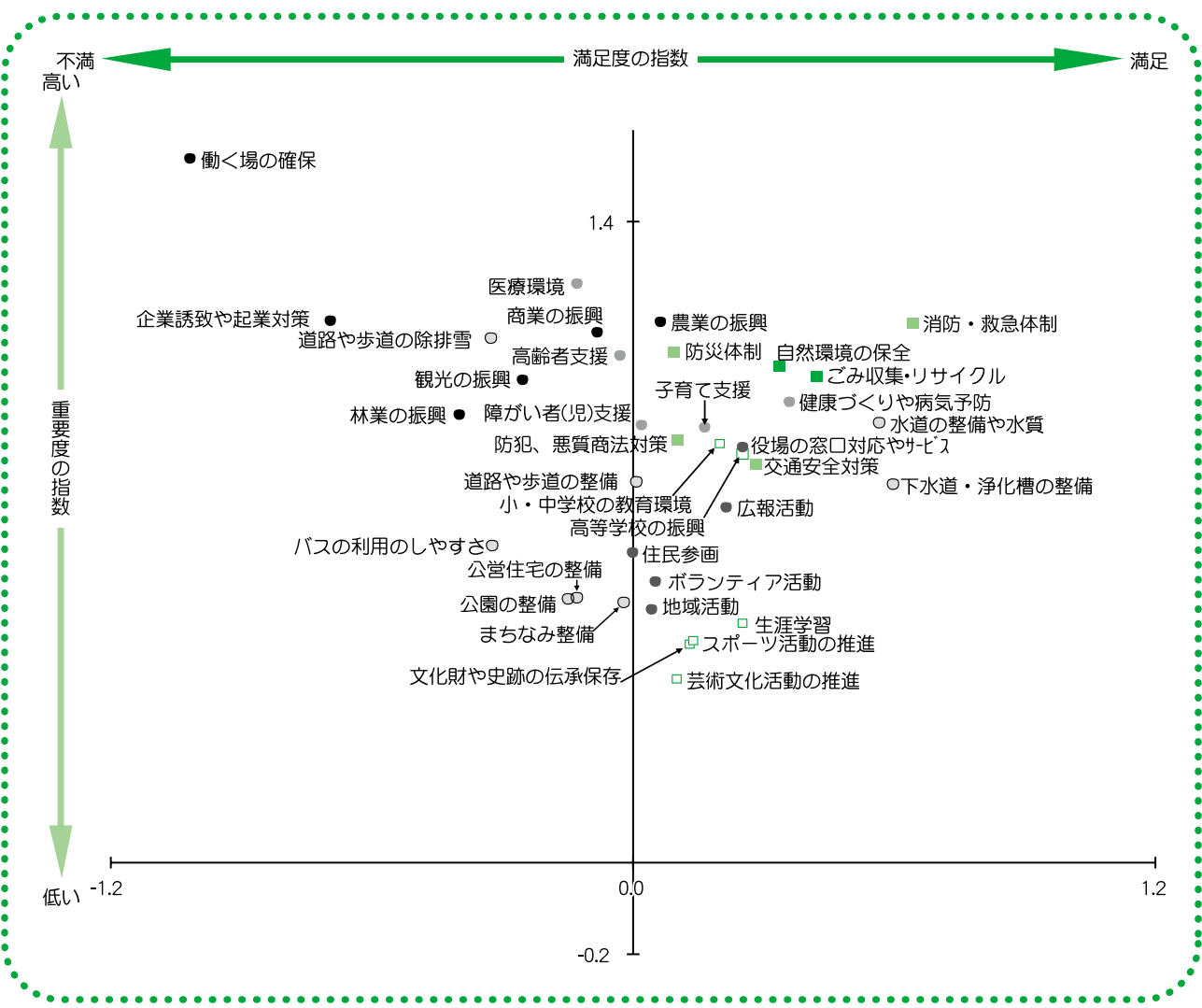
暮らしに関する各項目について『満足度』と『重要度』をそれぞれ評価<sup>\*1</sup>してもらい、加重平均値<sup>\*2</sup>を算出して比較しました。



- ※1 『満足度』については「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」、『重要度』については「重要」「やや重要」「普通」「あまり重要ではない」「重要ではない」のそれぞれ5段階で評価してもらいました。
- ※2 「加重平均値」とは、回答者数によって平均値を算出した数値です。算出方法は次の通りです。  

$$\{(\text{満足} \times 2) + (\text{やや満足} \times 1) + (\text{普通} \times 0) + (\text{やや不満} \times -1) + (\text{不満} \times -2)\} \div \text{回答者数}$$

$$\{(\text{重要} \times 2) + (\text{やや重要} \times 1) + (\text{普通} \times 0) + (\text{あまり重要ではない} \times -1) + (\text{重要ではない} \times -2)\} \div \text{回答者数}$$
 数値の範囲は-2～+2で、-2に近いほど評価は低く、+2に近いほど評価は高いとみます。



## 2 まちの課題を考える

### 夢と希望が持てる農林業を町全体で応援する

本町ではこれまで、農業基盤の整備を中心に、JA全農ETセンター※・JA全農種豚開発センターの誘致など農業の振興を進めてきました。また、林業については、経営安定の支援のほか、森林の持つ多面的な機能を高めるための森林整備を進めてきています。

農林業については国の政策に左右される部分が大きく、先行きへの不安が経営意欲の低下を引き起こすなどの懸念があります。今後も安定した生産基盤づくりを継続して進め、意欲ある農林業従事者が、夢と希望を持って経営に取り組める環境をつくっていくことが必要です。

また、職業や年齢に関わらず地場産品や特産品に関する関心は高く、地場産品の良さを高める活動に参加したいという町民も少なくありません。

特産品については、商品開発に加え、地元のもが地元で買える場の拡大や地産地消の普及など、地域で販売や消費を応援していくことが重要です。本町では現在、町のホームページを通じてネット販売を行っています。町民が地場産品を活用することや、町外への情報発信、流通販路拡大への取り組みの強化が必要です。

### 交通網の充実を観光や移住など地域の活性化に活かす

道東自動車道（夕張～占冠間）の開通、とち帯広空港の便数増加など、十勝を取り巻く交通網の整備が進んでいます。十勝全体においては道央圏をターゲットに誘客を進め、地域の活性化をめざしています。

本町においても、ナイタイ高原牧場やぬかびら源泉郷、旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群など、観光地として魅力ある固有の資源を持ちながら、道央圏からのアクセスが比較的悪く、誘客につながりにくいことが課題となっていました。交通網の整備によりアクセスが改善し、道央圏からの来訪者が増加することが期待されています。

温泉地や景勝地などが数多くある北海道の中で、上士幌町ならではの癒しやもてなしを体験できる環境づくりや取り組みを進め、流動人口の増加や移住定住・二地域居住※につなげていくことが必要です。

※JA全農ETセンター：ETとは「Embryo Transfer」の略で、受精卵移植のことです。JA全農ETセンターでは、優良血統の雌牛に優良種雄牛の凍結精液を人工授精した後に受精卵を回収し、資質の高い受精卵を選抜・凍結し、全国のJA等に配送しています。

※二地域居住：都市部と農山漁村部に住む場所を持ち、相互を行き来して生活することです。

## いつまでも健康で安心して暮らせるまちであり続ける

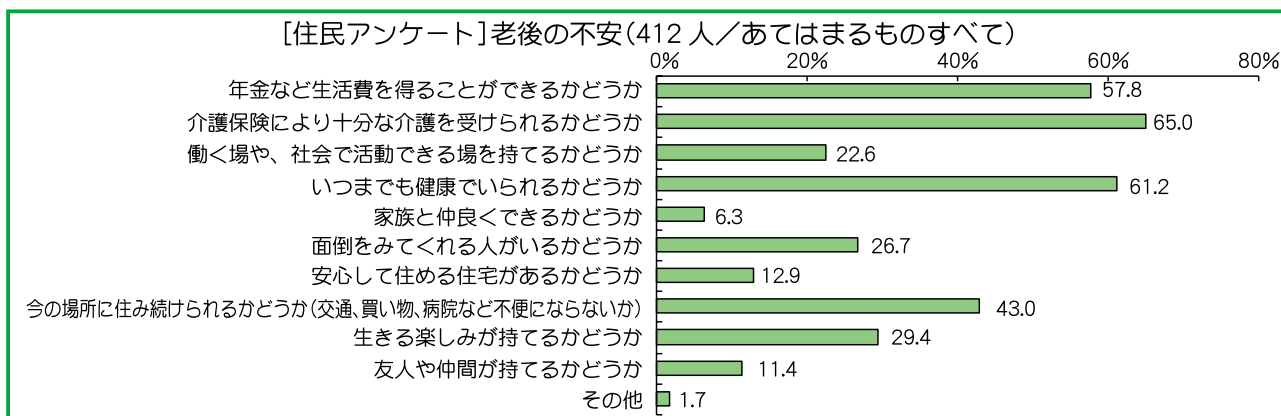
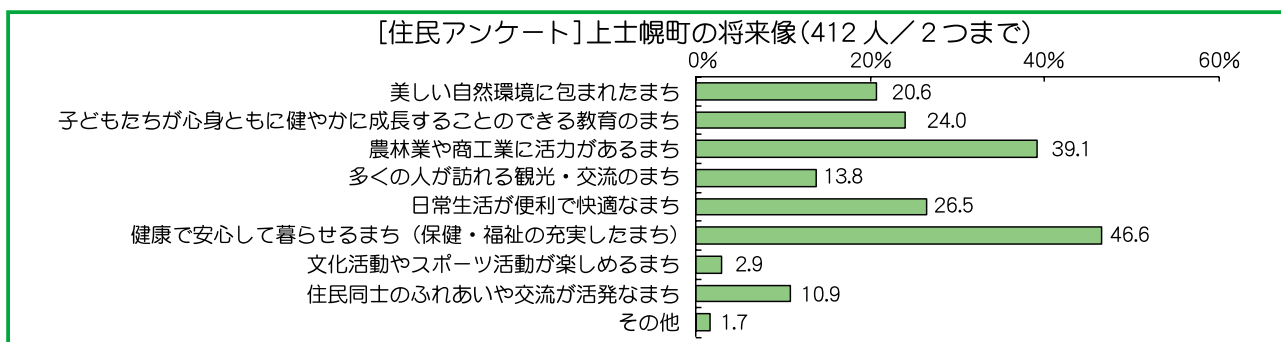
住民アンケート調査では、保健・福祉の充実したまちとして「健康で安心して暮らせるまち」を望む意見が多い一方、老後の不安として、介護や年金の心配とともに、「いつまでも健康でいられるかどうか」という意見が多く出されています。

子どもから高齢者まで、それぞれの世代が健康に暮らしていくことができる体制を整えることが必要ですが、特に高齢者は、加齢とともに健康維持や行動範囲が狭くなることに大きな不安を抱えています。わが国では、世界有数の長寿国となった今日、「健康寿命（＝日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間）」を延ばすことを重視しており、本町においても大きな課題となっています。

これまで本町では、町民や民間団体などが行政や関係機関とともに地域福祉を支えてきましたが、行政区（町内会）や各種団体の会員の高齢化や減少により、地域福祉を支える力が低下している一方、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、福祉支援を求める声は今後も高まっていくことが予測されます。そのような中、町民の社会福祉活動への参加意向は高く、住民活動の力でサービスを充実していくことを希望する町民も少なくありません。地域福祉の重要性を全町で再認識し、地域での支え合いや見守りと、地域全体を包括した行政サービスにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちであることが必要です。

子育て支援については、住民アンケート調査では、経済的負担の軽減が最も多く望まれています。その他の取り組みに対するニーズは年齢によって異なります。乳幼児の子育て支援から学校教育、青少年の育成まで、個々のニーズをふまえたうえで、各年代や地域の実情にあった細やかな支援を行っていくことが必要です。

さらに、日ごろからの防災対策の大切さが再認識されている今日、本町でも災害時に対応できる地域づくりが必要ですが、防災に対する考え方や取り組みは充分とは言えない状況です。地域全体で防災対策について、見直していくことが必要です。



## 2 まちの課題を考える

### 「安全・安心」「環境」など、子どもが願うまちづくりを大切にす

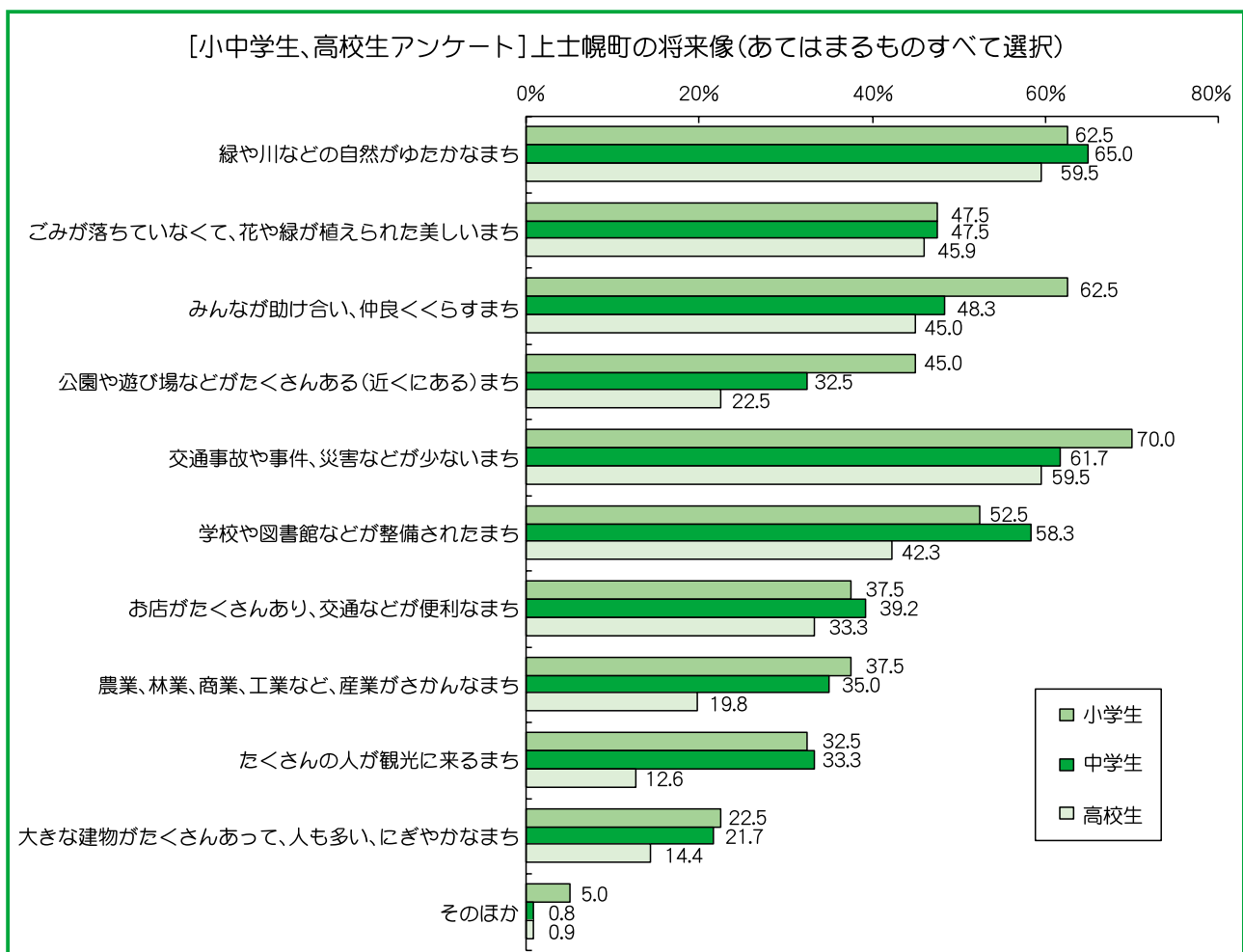
食、福祉、生活環境など、まちづくりのキーワードとして「安全・安心」があげられることが増えています。一方、特に近年、犯罪が多発・多様化し、車社会が進展する中、子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増えており、社会的な課題になっています。「安全・安心」は大人だけでなく、子どもたちにとっても重要なことであり、事件や交通事故などが少ないまちを望む意見が小中学生や高校生を対象としたアンケート調査にも多く出されています。

また、美しい自然環境に包まれたまちを望み、環境美化や自然環境の保全への取り組みを求める意見も、子どもたちや若い世代から多く出されています。その中でも多くの子どもたちが、自然が豊かであることが「上土幌町の良さ」であると評価しています。

町の中を歩くことが多い子どもたちは、大人以上に、道路を走る車、落ちているごみ、街路灯の明るさ、身近な自然などから住み良さ・住みにくさを感じるが多いため、「安全・安心」や「自然の大切さ」を願う気持ちが高まってきています。

また、学校以外に、気軽に集まり時間を過ごせる「たまり場」的な場所を望む子どもも多く、安全で安心な子どもの居場所づくりも求められています。

子どもや若い世代の要望を重視し、次代を担う子どもたちの望むまちづくりに積極的に取り組むことが必要です。



## 情報通信技術の活用とともに情報技術を使いこなせる力を高める

現在、本町では町民に町の情報を伝える手段として、広報誌とともにホームページを利用しています。若い世代のほか 50・60 代の町民からも、広報誌と併せてホームページの充実を求める意見が少なくありません。

広報誌より詳しい情報を、より迅速に伝えることができるホームページは、町民と町（行政）が情報を共有したり、町民相互で情報発信する場として、より有効に活用できる可能性があり、広報誌とともに、分かりやすさや内容の充実に努めていくことが必要です。

近年、パソコンや携帯電話などの情報端末は高度化するとともに、より便利に、分かりやすく使える工夫が進んでおり、福祉・保健・医療や防災・防犯、教育、産業など様々な分野で情報端末を活用する自治体も増えています。その一方で、町民が情報技術を使いこなせる力を高めていくことも必要であり、本町においても、情報基盤の整備と、それらを利用できる知識や技術の向上をとともに進め、情報通信技術をまちづくりに有効に活用していくことが必要です。

## 上士幌町ならではの「健康・環境・観光」を推進する

本町ではこれまで「健康・環境・観光」をキーワードにしたまちづくりを積極的に進めてきました。

健康づくり、自然環境の保全、観光資源の活用や特産品の振興など、「健康・環境・観光」に対する町民の関心は高く、取り組みを重視していることが各種アンケート調査からも伺えます。

一方、「健康・環境・観光」は政府の新成長戦略にも位置づけられており、今後も本町の特色あるまちづくりのキーワードとして具体的な取り組みを進めていくことが必要です。

また本町は、地域の人、自然、産業、歴史文化などの様々な資源をみつめなおし、手間隙を惜しまず保存と再生、循環型社会をめざす“スロータウン”をまちづくりの概念として大切にしています。町民の健康、健康な畑から生産される農畜産物、実証実験を根拠とした癒しの森林浴地の選定や温泉浴など、総合的な健康・環境の対策を講じるとともに、これら地域に存在する資源を有効に活用した観光に取り組むことが必要です。

## 2 まちの課題を考える

### 地域とともに牽引する協働のまちづくりを推進する

本町ではこれまで、「自助・共助・公助<sup>※</sup>」を基本とした、真の協働のまちづくりの推進に努めてきました。

その一環として、平成14年（2002年）度からアダプトプログラム制度<sup>※</sup>（まちづくり里親制度）を導入し、地域の公園や道路などの環境美化活動が里親となった町民ボランティアによって行われており、現在、延べ1,600人余りの町民が参加するまでに至っています。また、5つのNPO法人も誕生するなど、「新しい公共<sup>※</sup>」によるまちづくりが進んでいます。

このような中、今まで築いてきた活動を継続し、新たな参加を呼びかけながら、“自分たちの地域は自分たちで良くしていきたい”という気持ちで進められる取り組み（住民自治）につなげていくことが、これからの課題になっています。

本格的な地方分権の時代を迎えている中、まちづくり活動や広報・広聴の場を通じて、行政と町民が意見を交わし方向を確認しながら、これまで培ってきた協働の意義を共有し、さらに多くの場で協働のまちづくりが進められるようにしていくことが必要です。

※自助・共助・公助：「自助」は自分自身が行うこと、「共助」は地域など小さな単位で行うこと、「公助」は公的な機関が行うことです。

※アダプトプログラム制度：地域住民や企業・団体などが道路や公園などの公共の場所の里親となり、わが子のように愛情と責任を持って清掃美化する制度のことです。「アダプト（養子縁組）」に例えて、「アダプトプログラム制度」と呼ばれています。

※新しい公共：これまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難な業務を、住民参加のもと、NPOや企業が公共サービスの提案及び提供主体となって共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのことです。



ジャガイモ畑

# 1 まちづくりの将来目標

## (1) まちづくりテーマ (将来像)

### このまちが好きな人を増やそう

本町に住んでいる人はもちろん、これから住む人も、「このまちが好きだ」と言えるまちづくりをめざします。

また、町外に住む人からも、「上土幌町が好きだ」と思われるまちづくりをめざします。

### みんなで創っていこう

町民みんなの知恵や力を出し合ってまちを創っていくことの大切さを再認識し、まちづくりを進めます。

### これからも、元気まちをめざそう

「元気まち上土幌」という言葉は町内外に広まり、「健康・環境・観光」に関する取り組みに期待する町民が増えています。

これからも“元気まち”をめざしていくことを、本町の基本的なまちづくりの姿勢として位置づけます。

**このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち上土幌**



## (2) 基本目標

### 地場産業で地域の活力を生み出すまち

農業や林業を基軸に、本町にある資源やネットワーク、交通アクセスなどを活かし、観光や商工業も含めた各産業の振興や相互の連携による新たな産業の創出を促進し、雇用の場やにぎわいを生み出すまちをめざします。

### 健康で安心して暮らせるまち

町民一人ひとりが自らの健康に心がけ、少子化や高齢化が進む中で生じる課題を地域ぐるみで解決しながら、誰もがいつまでも元気に安心して暮らせるまちをめざします。

### 安全で快適に生活できるまち

日常生活に関わる基盤整備を充実し利便性を高めるとともに、起こりうる様々な事故や犯罪、災害などから、町民の生活を守るまちをめざします。

### 自然の豊かさと美しさが実感できるまち

恵まれた自然や景観を大切に守り、環境への負荷軽減に向けた取り組みを実践しながら、自然と共生したまちをめざします。

### 人づくりを大切にするまち

生涯学習を通じて、健康で豊かな心をつくるとともに、地域の魅力や生きがい、自らの活躍の場などを見つけることができるまちをめざします。

また、地域も関わりながら子どもたちの健やかな育ちを見守り育てるまちをめざします。

### 自覚を持ち心が通いあうまち

より良い地域をみんなでつくる気持ちとともに、地域に関する情報や課題を共有しながら、町民と行政が、それぞれの立場で役割を担い合い、様々な活動に取り組んでいくことができるまちをめざします。

# 1 まちづくりの将来目標

## (3) 主要指標

本町の人口は減少傾向が続いており、平成 22 年（2010 年）の国勢調査では 5,080 人です。昭和 60 年（1985 年）から平成 22 年（2010 年）までの 25 年間の減少率は 27.9%です。これまでの人口推移をもとにした一般的な人口推計手法（コーホート変化率法）を用いて、本町の将来人口を推計すると、この計画の目標年次である平成 33 年（2021 年）には、4,300 人前後になることが推計されます。しかし、直近の平成 17 年（2005 年）と平成 22 年（2010 年）の比較では、減少率が 2.8%と減少の度合いは鈍化しており、これを基に計算すると 4,800 人前後と推定されます。

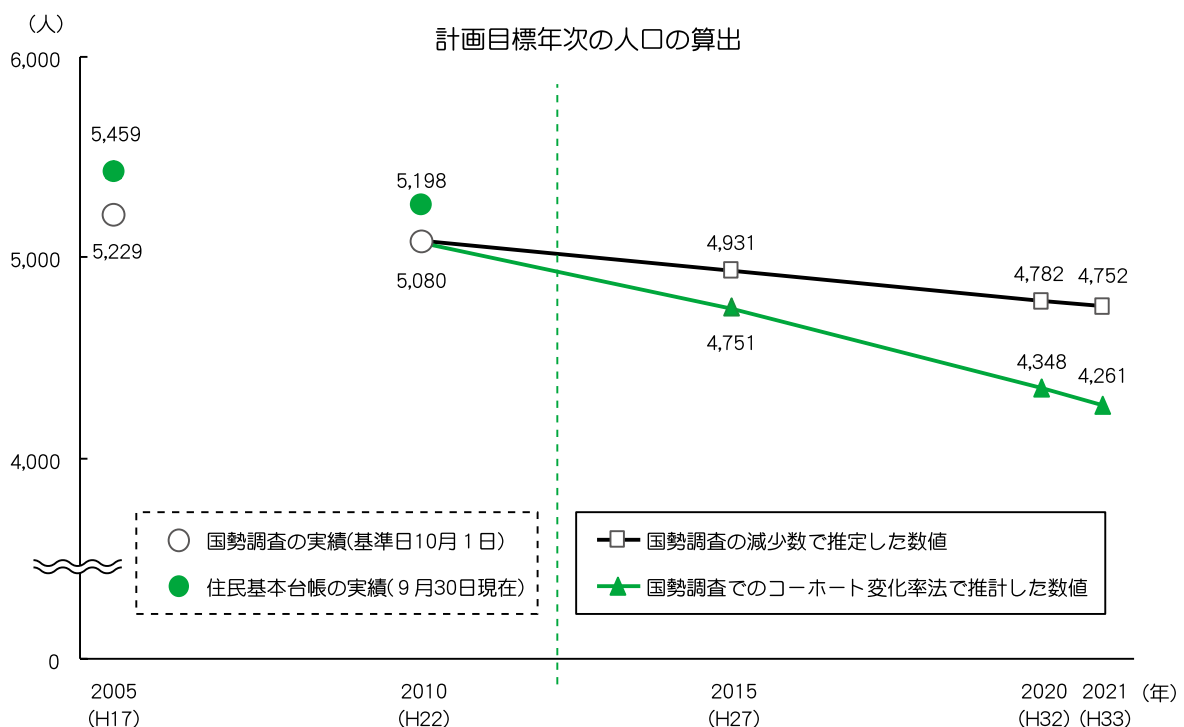
元気なまちづくりを進めていくうえでも、人口の急激な減少を抑制することは重要な課題であり、今住んでいる町民がこれからも本町で生活していくことと、移住や二地域居住の場を求めている人たちが本町を選び、新しい人口が増えていくことが必要です。

そのために、より幅広い視点から産業を振興していくことによって働く場を増やし、行政と町民の英知を結集し、住み良いまちづくりを推進していくこととします。

このようなことから、本計画では、平成 33 年（2021 年）の人口を 5,000 人に目標設定し、「5,000 人のまちづくり」を進めていきます。

これまでの人口の推移と目標年次の数値

区 分	国勢調査実績				目標年次
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 33 年
人口(人)	5,936	5,634	5,229	5,080	5,000人



## 2 施策の大綱

### (1) 地場産業で地域の活力を生み出すまち

- これからも農業を継承し、より一層発展していくため、基盤の整備や保全を引き続き進め、次代を見据えた農業経営が展開されるよう支援します。
- 町の面積の多くを占める森林の経済的な価値を高めるとともに、多様な機能を再認識し、持続可能な保全、活用に努めます。
- 町民の賑わいの場、あるいは雇用の場として、商工業の振興を促進するとともに、雇用環境の改善を促します。
- 本町の自然や景観、温泉などを軸に、豊かな自然環境の中で心身の健康を増進することができる保養機能を持った観光地として、多くの人々が訪れくつろげるようにします。
- 産業の枠を越えて、様々な人やものが結びつき、新たな事業が活発に展開されるよう支援します。

#### <「基本計画」の項目>

##### 第1章

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 農業（基盤） | 5 観光         |
| 2 農業（経営） | 6 新たな産業、起業支援 |
| 3 林業     | 7 雇用・勤労者対策   |
| 4 商工業    |              |

### (2) 健康で安心して暮らせるまち

- 子どもからお年寄りまで、誰もが健康で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉の充実を図り、それぞれが連携し合うことによって、一人ひとりの健康意識を高め、健康づくりを総合的に支援します。
- 地域の見守りや支え合いによって、高齢者や障がい者、子育てをしている人たちなどが孤立感を持たないまちづくりを進めます。
- 町民の生活や健康維持に必要な社会保障制度が適切に運営されるよう努めるとともに、ひとり親や低所得世帯の自立した生活に向けて支援します。

#### <「基本計画」の項目>

##### 第2章

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 保健             | 5 障がい福祉         |
| 2 医療             | 6 子育て支援         |
| 3 地域福祉           | 7 社会保障          |
| 4 高齢者福祉、高齢社会への対策 | 8 ひとり親福祉、低所得者福祉 |

## 2 施策の大綱

### (3) 安全で快適に生活できるまち

- 総合的な視点から、生活の場としての住み良さを高め、産業基盤として効果的な土地利用を計画的に推進します。
- 交通事故や犯罪の発生を未然に防ぐとともに、災害などの緊急時に町民の生命や財産を守ります。
- 町民の居住ニーズに沿った宅地や住宅の整備を促進するとともに、水道、道路、公共交通、情報通信など日常生活に不可欠な基盤の整備、維持管理に努め、町民生活の利便性の向上に努めます。

<「基本計画」の項目>

#### 第3章

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1 土地利用      | 6 住宅、宅地      |
| 2 防災        | 7 上水道        |
| 3 消防、救急     | 8 道路         |
| 4 交通安全      | 9 公共交通       |
| 5 防犯、消費生活保護 | 10 情報通信基盤・環境 |

### (4) 自然の豊かさと美しさが実感できるまち

- まちなかの緑から大雪山国立公園の広大で豊かな自然まで、本町にある多様な自然の保全や景観の向上に努めます。
- 公園や緑地など、町民の憩いの場、子どもの遊び場の充実に努めるとともに、ごみのない、花や緑に彩られた美しいまちづくりを町民の参画を得ながら推進します。
- ごみやし尿、排水などを適正に処理し、衛生的な環境を保ちます。
- 今ある資源を大切にしながら、効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能なかたちで資源を循環させながら利用していく「循環型社会」をめざします。

<「基本計画」の項目>

#### 第4章

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1 環境保全、自然保護 | 4 葬斎場、墓地        |
| 2 環境美化、公害   | 5 生活排水処理        |
| 3 公園、緑化、景観  | 6 ごみ処理、資源化、し尿処理 |

## (5) 人づくりを大切にすまち

- これまで培ってきた生涯学習の成果を継承しつつ、新たな学習ニーズや地域課題にも取り組みながら「生涯学習によるまちづくり」を進めます。
- 次代を担う子どもたちが郷土愛を深めながら健全に育つよう、地域総ぐるみで子どもを見守り、育てます。
- 少年教育、高齢者教育、家庭教育支援など、課題別に応じた学習機会を提供する社会教育の充実に努めます。また、誰もが気軽に親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組みます。
- 子どもたちが学びを通して心身ともに元気に育つ、「生きる力を培う場」としてふさわしい小中学校教育の充実に努めるとともに、北海道上士幌高等学校の存続に向けて取り組みます。

<「基本計画」の項目>

### 第5章

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1 生涯学習       | 4 芸術文化、文化財、歴史文化など |
| 2 社会教育       | 5 小中学校            |
| 3 社会体育（スポーツ） | 6 高等学校            |

## (6) 自覚を持ち心が通いあうまち

- 国内外との交流や移住定住、二地域居住を促進し、地域の活力を高めるとともに、コミュニティ活動が活発に行われるよう支援します。
- 広報、広聴、情報公開を通じて町民と行政の情報共有に努めつつ、自助・互助・共助・公助の考え方<sup>※</sup>に基づき、協働のまちづくりや「新しい公共」の活動が町全体に広がるまちづくりを進めます。また、男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野の活動に参画することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- 町民の立場に立った行政サービスに努めるとともに、持続可能な行財政運営に努めます。

<「基本計画」の項目>

### 第6章

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1 交流、移住定住、国際化    | 5 行政運営       |
| 2 コミュニティ、まちづくり活動 | 6 財政運営       |
| 3 男女共同参画         | 7 広域行政（広域連携） |
| 4 広報、広聴、情報公開     |              |

※自助・互助・共助・公助の考え方：「自助」は自分自身が行うこと、「互助」は周囲や地域などで互いに助け合うこと、「共助」は地域など小さな単位で行うこと、「公助」は公的な機関が行うことです。町民自身や地域でできることは町民や地域に任せ（自助・互助・共助）、小さな単位では解決できない、もしくは非効率なものを行政など公的機関が行う（公助）という考え方です。



# 基本計画

# 第1章 地場産業で地域の活力を生み出すまち

## 1 農業（基盤）

### 基本的な考え方

◆生産性の高い農用地等をめざし、基盤の整備を行います。

### 現状

- 本町の農用地は音更川を挟んだ東西両側の台地からなり、東側は高さの異なる数段の台地に分かれ、各台地とも全体に北から南にかけて緩やかに低くなっています。農用地面積は11,725haで、畑作・酪農を基幹とした専業的農家が主体の土地利用型農業が展開されています。
- 本町はこれまで、国営・道営・団体営など各種事業により、農地の造成、暗渠や明渠の排水、ほ場や草地、施設の整備を進めています。

区分	課題
1 ほ場、草地、排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年、集中（ゲリラ）豪雨などの異常気象が増えており、農業基盤に大きな影響を与えています。</li> <li>●傾斜地や、湿害、石礫（せきれき）の影響を受けている農地が多く残っており、効率的な作業の妨げになっています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年の降雨量の増加や土地利用の変化等に排水能力が追いつかず、降雨時に農地が湛水する被害が発生しています。</li> </ul>
2 農地保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業経営の持続的な展開のため、優良な農地の確保・保全が引き続き必要です。</li> </ul>
3 地力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産性・品質向上のために、地力増進対策が引き続き必要です。</li> </ul>





農作業風景

施策	施策の内容
○異常気象に対応できる農業基盤の整備に努めます。	◆ ほ場、草地の整備改良 ◆ 施設の整備改良
○排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消します。	◆ 農業用排水路の改修・整備
○優良農地の確保に向けた取り組みを推進します。	◆ 農用地等の確保、保全
○地力増進に向けた取り組みを推進します。	◆ 緑肥作物の作付、堆肥の有効活用、土壌分析診断等の支援
○耕種農家への利用促進を含めて家畜ふん尿の広域的な循環利用を推進します。	◆ 耕畜連携※の推進

※耕畜連携：畜産農家が耕種農家に堆肥を供給したり、耕種農家が畜産農家に飼料を供給するなど、耕種と畜産が連携することです。

## 2 農業（経営）

### 基本的な 考え方

- ❖ 変化する農業情勢や消費者ニーズに柔軟に対応し、安全な農畜産物の生産と収益性の高い農業経営をめざします。
- ❖ 環境保全や資源循環を意識した農業を推進します。
- ❖ 農業経営を次代に継承していくための担い手の確保に努めます。
- ❖ 優良な後継牛を育成するとともに、ナイタイ高原牧場の経営健全化を進めます。

### 現状

- 政府は、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）\*交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとしました。例外なき関税撤廃が原則であるＴＰＰ協定が締結され、畑作物、乳製品などの関税が撤廃された場合、本町の農業はもとより、様々な分野へ多大な影響をもたらすことが懸念されています。
- 本町の主要生産物は、小麦、馬鈴薯、てん菜、豆類、生乳、肉牛であり、近年は、ＥＴ技術\*を活用した和牛の生産や、野菜を取り入れた複合経営も行われています。農家戸数は年々減少の一途をたどる一方、経営規模の拡大が進展し、一戸あたりの経営規模は、畑作が44ha、酪農は59haと十勝管内でも大きく、さらに拡大の傾向が見られます。農業総生産額のうち、畜産生産額の占める割合が年々増加しています。
- 平成23年度から「農業者戸別所得補償制度」が始まり、これまでより、収量・品質で交付金の金額が大きく影響されることとなりました。
- 酪農・畜産については、近年飼料自給率の向上、良質粗飼料の確保により規模拡大を進め、上士幌町酪農ヘルパー有限責任事業組合を通じて労働力の確保に努めていますが、畜産物価格の低迷、ふん尿処理等の経費増加により、経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 家畜の防疫については、上士幌町家畜伝染病自衛防疫推進協議会が主体となり、伝染病についての未然防止対策や、発生した際の清浄化対策に取り組んでいます。
- 地域の関係団体で組織した「上士幌町農業再生協議会」を中心に、新規就農者の受け入れを行っています。また、「上士幌町農業後継者対策推進協議会」を中心に、農業後継者の花嫁対策を行っています。現在は、音更町、士幌町、鹿追町と共同で関西の女性と「北海道十勝農業青年との交流会」を開催しており、平成23年度からは、「上士幌農業体験交流ツアー」で札幌の女性を受け入れ、地元農業青年との交流会を行っています。

- ナイタイ高原牧場は、公共育成牧場として、預託された育成牛の適正管理に努めていますが、安定した経営体制をめざし、関係団体と協議を進めています。
- 環境に配慮した農業を推進するため、家畜ふん尿による環境汚染対策の課題については、堆肥舎等の整備により適正な処理に努めています。また、農業用廃プラスチックなどの農業生産に伴い排出される廃棄物の適正な処理及びリサイクルを推進しています。
- 環境に配慮した農産物づくりを証明する「北のクリーン農産物表示制度(Yes! clean)」に野菜、大豆で登録を取得し、安全・安心な農作物づくりに努めています。
- エゾシカ、キツネ、カラス等の農業被害防止対策として、北海道猟友会上士幌支部の協力を得て駆除を進めています。平成23年度には「上士幌町鳥獣被害防止対策協議会」を設立し、関係機関の連携を深め、有害鳥獣による農業被害の防止に努めています。
- 上士幌町で生まれ育った地域一貫生産による黒毛和牛を「十勝ナイタイ和牛」とし、知名度の向上やブランド化を推進しています。
- 地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」から一歩進めた「産消協働<sup>\*</sup>」や、食を通じて、地域の農業を学び理解を深める「食育<sup>\*</sup>」の取り組みを進めています。

※環太平洋連携協定(TPP)：加盟国間で取引される品目(工業製品や農産品、金融サービスなど)に対して関税を原則的に100%撤廃しようという枠組みのことです。

※ET技術：「Embryo Transfer」の略で、受精卵移植のことです。ET技術とは、受精卵を代理母牛に移植し、子牛を得る技術のことです。

※産消協働：地域の生産者と消費者が連携し、人・もの・お金の循環を高めていこうという運動のことです。

※食育：食を通じて、地域の農業や食生活の大切さなどを学ぶことです。



ナイタイ高原牧場

## 2 農業（経営）

区 分	課 題
1 農地流動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離農跡地が既存農家に吸収される過程で農地の分散化が進み、大型機械の効率化が阻害され、経営合理化の妨げになっています。</li> <li>● 遊休農地や耕作放棄地が発生することが懸念されています。</li> </ul>
2 経営安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変化する農業情勢や消費者ニーズに対応した農業経営が重要となっています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の生産物に加えて、新たな生産に取り組んでいくことが必要です。</li> <li>● 農業の6次産業化*や農林商工連携*の取り組みによって、付加価値を高めていくことが必要です。</li> </ul>
3 防疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本町で平成15年に確認されたジャガイモシストセンチュウ*が管内でも相次いで発生しています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 畜産経営の大型化、物流の広域化により、伝染病被害の広がりが大きく、清浄化への対策費が多大となるため、家畜伝染病発生の未然防止に向けた対策をより一層講じる必要があります。</li> </ul>
4 農畜加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農畜産物の付加価値及び販路拡大のため、加工品の拡大が求められています。</li> </ul>

施策	施策の内容
○分散農地の集団化を進め、担い手への農地集積など、積極的に農地流動化対策を推進します。	◆ 分散農地の集団化の促進
○農地の価格安定に努めます。	◆ 適切な農地取引の促進
○農業経営の体質強化を図り、農業者の経営安定に向けた支援を行います。	◆ 農業経営に関する情報提供 ◆ 経営や生産技術等に関する相談・指導体制の充実 ◆ 利子への助成 ◆ 戸別所得補償制度への対応 ◆ TMRセンター※の設立及び運営支援 ◆ コントラクター事業※の拡大及び推進 ◆ 複数戸法人設立及び法人経営への支援
○既存作物の安定した生産とともに、新たな作物の生産や技術の導入、連携による取り組みを支援し、収益の向上を促進します。	◆ 輪作の定着を基本とした生産性の高い畑作の振興 ◆ 収益性の高い野菜等の生産振興 ◆ 新しい技術を積極的に導入した、良質で低コストな酪農・畜産経営の振興 ◆ 6次産業化、農林商工連携の促進
○疫病・病害虫のまん延防止対策を引き続き行います。	◆ ジャガイモシストセンチュウのまん延防止対策の推進
○家畜による法定伝染病等の病害侵入を阻止するために必要な防疫対策を行います。	◆ 家畜伝染病の発生を未然に防止する支援対策の推進
○農畜産物加工による付加価値向上に向けた支援を行います。	◆ 特産品の開発や加工に向けた活動の支援

※TMRセンター：TMRとは「Total Mixed Rations」の略で、牛が必要とする栄養素をバランスよく含んでいる飼料です。その飼料を調製、供給する組織のことです。

※コントラクター事業：個々の農家から農作業を受託して行う事業のことです。

※6次産業化：農林漁業（第1次産業）を行っている人たちが、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合い、商品の価値を高め、地域の活性化につなげていくことです。

※農林商工連携：農畜産物をはじめとする豊富な地域資源を活用し、地域の強みを生かした新たな商品やサービスの開発、販路開拓など、産業間の連携により新たな事業への進出や起業を行うことです。本町では、林業の「林」も加えて、「農林商工連携」と言います。

※ジャガイモシストセンチュウ：ジャガイモの病害虫のことです。

## 2 農業（経営）

区 分	課 題	
5 ナイタイ 高原牧場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近代化による酪農の大型化が進む中、牧場の直営体制の見直しが必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広大な草地を管理するため、機械の老朽化が早く、作業の効率化や計画的な機械の更新が必要です。</li> <li>●家畜ふん尿の効率的な活用が求められています。</li> </ul>	
6 担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業従事者の高齢化や、農家戸数の減少が続く一方、農業経営の規模拡大が進み、担い手や労働力の不足が進んでいます。</li> <li>●家族みんなが働きやすい就業環境が求められています。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●酪農ヘルパー有限責任事業組合に対する新たな支援対策が求められています。</li> </ul>	
7 環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境と調和した営農が求められています。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内畜産農家の飼育頭数が増加し、既存の堆肥舎が不足している状況です。</li> </ul>	
8 農村環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業・農村が環境保全に果たしている役割を町民に理解してもらうことが必要です。</li> </ul>	
9 有害鳥獣駆除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害鳥獣による農作物の食害や、家畜への咬みつぎ等による被害が多発しています。</li> </ul>	
10 流通、 ブランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・良質な農産物の生産が消費者から求められています。</li> </ul>	
11 産消協働、 食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者に対し、本町の農業への理解や産消協働を促進していくことが必要です。</li> </ul>	

施策	施策の内容
○牧場の管理体制を見直し、酪農経営の省力化と安定化に努めます。	◆ 組織体制の見直しの検討
○優良後継牛育成のために、草地の効率的な維持管理と環境整備に努めます。	◆ 計画的な草地の更新 ◆ 高効率な機械の計画的導入 ◆ 牧場の各種管理作業のコントラクター事業活用の検討 ◆ 家畜ふん尿処理施設の効率的活用
○新規参入も含めた、新たな担い手の確保、育成を推進し、確実に農業を継承していける体制づくりを進めます。	◆ 担い手の配偶者対策 ◆ 農業体験者の受け入れ ◆ 新規就農者の受け入れ、自立経営の促進 ◆ 農業後継者が必要な知識や技術の修得支援 ◆ 「家族経営協定 <sup>*</sup> 」の奨励
○農作業に必要な労働力の確保を支援します。	◆ 酪農ヘルパー制度の利用促進 ◆ 酪農ヘルパー有限責任事業組合への助成
○環境保全型農業の推進により、生産環境にも消費者にもやさしい農業を推進します。	◆ クリーン農業 <sup>*</sup> の推進 ◆ バイオマス <sup>*</sup> など、再生エネルギー活用に向けた調査研究
○増加する堆肥を受け入れる体制を充実させます。	◆ 堆肥舎及び雑排水処理施設等の整備の検討
○農地や農業用施設等を地域ぐるみで維持管理し、農村環境の保全に努めます。	◆ 農村環境を保全する活動の推進
○有害鳥獣による食害等、農業被害防止に努めます。	◆ 猟友会による駆除の推進 ◆ 猟友会の担い手育成 ◆ 有害鳥獣の捕獲器の活用
○安全・安心なブランドの確立を図ります。	◆ 農畜産物のブランド確立に向けた活動への支援 ◆ 安全・良質な農産物の生産の推進
○産消協働や食育の取り組みを通じて、本町の農業への理解を促進します。	◆ 安全・安心な農業への理解の促進 ◆ 健康機能の高い製品の研究 ◆ 産消協働・地産地消の推進

※家族経営協定：家族で農業を営んでいる世帯で、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などを、家族間の話し合いによって取り決めるものです。

※クリーン農業：化学肥料や農薬の使用を減らした農業のことです。

※バイオマス：バイオ（生物）とマス（量、塊）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源のことです。再生可能でクリーンなエネルギー資源の一つとして注目されています。

### 3 林業

#### 基本的な考え方

- ❖ 森林の整備・保全を計画的に進めるとともに、林業に関わる雇用の安定、拡大を促進します。
- ❖ 地球温暖化の防止をめざし、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、豊かな自然環境の保全に努めます。

#### 現状

- 本町の森林面積は 53,330ha で、国有林 47,349ha、町有林 2,850ha、私有林 3,131ha と森林面積の 88% が国有林です。
- 民有林（町有林、私有林）においては、戦後積極的に植栽したカラマツを中心とする多くの人工林が利用期を迎えつつありますが、林業採算性の悪化、木材需要や価格の長期低迷等に伴い、森林所有者の造林意欲や生産活動が依然として停滞しており、林業及び木材関連企業においては、更なる経営の合理化の推進が求められているなど、将来的な見通しが立てにくい状況が続いています。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全の視点から、森林の持つ多面的機能に関心が高まっています。

区 分	課 題	
<b>1 森林資源</b>	● 利用期を迎えた人工林が増える中、持続可能な森林の管理が必要です。	
	● 伐採したまま放置されている森林があります。	
	● 荒廃した作業路網の改良や新設が求められています。	
	● 野鼠による樹皮の食害が見られ、効果的な防除を進める必要があります。	





ナイタイ高原牧場植樹祭

施策	施策の内容
○施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備・保全を進めます。	◆ 町有林の植栽、下刈、除間伐、地拵等の森林整備の推進 ◆ 民有林における造林、除間伐事業の支援
○意欲ある森林所有者に対し森林取得を促すなど、造林未済地の解消に向けた対策を検討します。	◆ 造林未済地の流動化対策の推進
○効率的な森林施業を推進するため作業路網の整備を進めます。	◆ 作業路網の整備
○野鼠被害の防止等、森林の保護に努めます。	◆ 野鼠駆除剤の散布

### 3 林業

区 分	課 題	
2 経営安定	●木材需要の減少や価格の低迷が続く中、林業・木材産業事業者の経営の安定を図る必要があります。	
	●林業・木材産業従事者の担い手の確保対策を進める必要があります。	
3 木材利用	●町内での木材利用を進める取り組みが必要です。 ●除間伐等の施業後に残る林地残材の有効活用が求められています。	
4 多面的機能	●森林の持つ多面的機能を守り、発揮させることが必要です。	

施策	施策の内容
○経営コストの削減を図り、作業の効率化を一層推進するため、林業・木材産業事業者を支援します。	◆ 施業の効率化や経営の合理化を推進する事業者への支援
○国・道有林事業への積極的な事業参加が可能となるよう、経営基盤の強化に努めます。	◆ 経営基盤の強化に向けた支援
○林業・木材産業従事者の確保、雇用環境の充実に努めます。	◆ 技能の取得や福利厚生の充実、安全対策の推進に係る経費に対する支援 ◆ 上士幌町林業振興対策協議会への助成
○林業・木材産業における新たな経営体の育成に努めます。	◆ 新たな経営体の担い手の確保
○森林管理署と連携し、林業従事者の技能取得を図ります。	◆ 国有林も含めた研修場所（フィールド）の提供
○公共施設をはじめ一般住宅や農業施設等への地域材利用の推進に努めます。	◆ 公共建築物における木材（地域材）利用の推進 ◆ 一般住宅や農業施設への地域材利用に対する支援
○林地内や土場で発生する林地残材の有効活用を進めます。	◆ 林地残材の利活用の推進
○公共施設等での再生エネルギー利用が可能となるよう、木質バイオマス <sup>*</sup> 燃料を供給する経営体の育成に努めます。	◆ 木質バイオマスに関する調査研究の推進
○十勝西部森林管理署東大雪支署や十勝大雪森林組合等と連携し、国有林や民有林内で発生する林地残材の効率的で採算に見合う集積方法の確立に向けた検討を進めます。	◆ 林地残材の効率的集積事業に係る支援
○町民の森林愛護思想の高揚を図ります。 ○未利用地への植樹を進めるなど、森林環境の新たな整備を検討します。	◆ 緑の募金活動の継続 ◆ 森林への関心と保全意識を高める場の提供 ◆ 育樹活動等を進める民間団体の活動支援
○森林公園の整備や市街地近郊の森林の環境整備など、多目的に利用できる森林の計画的な整備に努めます。	◆ 体験学習が可能な森林環境づくりの推進
○適時適切な間伐事業を実施することで、森林の公益的機能を発揮します。	◆ オフセット・クレジット <sup>*</sup> （J-V E R）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトの実施 ◆ オフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づく収益での造林事業の実施

<sup>\*</sup>木質バイオマス：バイオマスとは、バイオ（生物）とマス（量、塊）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源のことで、木材に由来するものを「木質バイオマス」といいます。樹木の伐採や街路樹の剪定時に出る枝葉、製材工場などから出る端材やおが粉、住宅の解体材などです。

<sup>\*</sup>オフセット・クレジット：削減できない二酸化炭素（カーボン）の排出分を、植林やグリーンエネルギーなどの事業に投資することで相殺（オフセット）する仕組みです。

## 4 商工業

### 基本的な考え方

❖ 商店街を賑わいの場、身近な買い物の場として活性化するとともに、地元商工業の振興を促進します。

### 現状

- 国内の経済状況が低迷していることに加え、大型商業施設などで買い物をする人が増加する中、地域（町内）経済情勢は厳しさが続いています。
- 商店街については、道道上土幌停車場線の拡幅整備にあわせて街路整備等を実施し、街並みが改善されました。
- 上土幌町商工会やかみしほろバルーンスタンプ協同組合などにより、商工業の振興や地域の活性化に向けた取り組みが行われています。

区分	課題
1 商店街	● 商店街に賑わいを持たせ、消費意欲を促す施策が必要です。
2 経営安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町外への消費購買力の流出が進み、地域経済の低迷に影響を及ぼしています。</li> <li>● 経営者の高齢化と後継者不足が課題となっています。</li> </ul>
3 商工会	● 商店の減少や経営者の高齢化などから、上土幌町商工会の会員が減少しており、運営体制等が課題となっています。



生活応援得々セール



ナイト in ビアパーティー

施策	施策の内容
○町民に親しまれる、魅力的な商店街の形成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上士幌町商店街近代化促進事業助成要綱に基づく利子補給</li> <li>◆ 商店街の花壇整備の促進</li> </ul>
○少子化・高齢化社会に対応した商店街の形成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 育児家庭や高齢者が買い物をしやすい環境づくりの検討</li> </ul>
○商工業者の経営安定に向けた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上士幌町中小企業融資条例に基づく、指定金融機関を通じた資金融資の実施</li> <li>◆ 融資に係る利子及び保証料の一部補助</li> </ul>
○商工会が地域商工業の活性化や町民の購買利便性を向上するために共同で行う取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 商工会が行う商工振興事業への補助</li> <li>◆ 商工会及びかみしほるバルーンスタンプ協同組合が行う商店街活性化のための売出し、イベント事業への補助</li> </ul>

## 5 観光

### 基本的な考え方

- ❖ 東大雪の自然を楽しみながら、健康づくりもできる、上士幌町ならではの観光地づくりを進めます。
- ❖ 町民も観光客もともに楽しめて、地域の活性化につながるイベントを充実させます。

### 現状

- 国内景気の低迷に加えて、東日本大震災や円高の影響もあり国内外の観光客が減少する一方、従来の短期集中から長期分散で休暇を取得する人も増えています。
- 本町には、スキー場があるぬかびら源泉郷をはじめ、大雪山国立公園、糠平湖、ゴルフ場、ナイト高原牧場などの観光スポットがあります。本町への観光客の入込数は減少傾向にあり、厳しい状況が続いていますが、ぬかびら源泉郷は国内の観光客が中心であり、源泉かけ流し事業の取り組みを通じ、リピーター客の獲得に向けて取り組んでいます。また、ビジターセンター\*の建設にあわせた「エコミュージアム構想\*」により、ひがし大雪博物館の機能とともに観光情報等の発信を担う町連携施設の建設を推進中であり、新たな観光拠点として期待されています。
- 上士幌町観光協会のホームページやブログ「かみしほろん.com\*」を通じて、観光客へのリアルタイムな情報提供に努めています。また、大都市圏から誘客するため、旅行代理店へのプロモーション活動を季節ごとに実施しているほか、各マスコミ会社への観光資源の積極的な情報提供や、受け入れ体制の充実を図っています。

区 分	課 題	
1 観光資源	● 町内に多くの地域資源が点在しており、それらを結びつけて観光資源として魅力を高めていくことが必要です。	
	● 旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群は、さらなるPRが必要です。	
2 観光振興体制	● PR宣伝の中心である観光協会をはじめ、市街地の情報館及びぬかびら源泉郷観光案内所のあり方について十分な検討が必要です。	

- 本町では、昭和49年より熱気球のイベント「北海道バルーンフェスティバル」を開催しており、毎年、多くの観光客が訪れています。
- 平成23年には、とち帯広空港に北海道国際航空（エア・ドゥ）が就航し、道東自動車道（夕張～占冠間）が開通しました。このような中、北十勝4町で組織する北十勝4町広域観光振興連絡協議会では、観光振興に向けた広域的な取り組みを行っています。



北海道バルーンフェスティバル

※ビジターセンター：国立公園や国定公園などにある、その地域の自然（地形・地質・動植物など）や歴史等を展示・解説し、公園の利用案内を行っている施設のことです。

※エコミュージアム構想：本町全域を地域博物館として位置づけ、自然を学び、周辺に点在する地域資源にふれる体験を通し、森林再生など自然保全のあり方を知ることができる仕組みづくりを目的としています。

※かみしほろん.com：上士幌町の情報を町内外に情報発信するために設立したポータルブログサイトで、個人等がインターネット上に掲載する「ブログ」を見ることができます。

施策	施策の内容
○町内の観光資源を有効に活用し、観光地としての魅力を高めます。	◆各観光資源のビジョンの設定 ◆各観光資源や拠点を有機的に結びつける仕組みづくり
○旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群など貴重な観光資源を保全し、観光振興に活用します。	◆NPOと連携した観光客の誘致
○観光情報を適切に伝え、楽しんでもらえる振興策を考える組織を充実させます。	◆観光協会の法人化に向けた検討

## 5 観光

区分	課題	
<b>3 観光拠点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●めかびら源泉郷では、廃業したホテルが廃屋として残っており、地域の美観とイメージを損ねています。</li> <li>●ビジターセンター機能と観光振興を効果的に結びつけることが必要です。</li> <li>●健康増進を意識した温泉地としてPRするなど源泉かけ流し事業の展開が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●糠平湖は、ワカサギ資源の確保と湖面の利用が望まれています。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上士幌ゴルフ場の入込客数が減少しています。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●めかびら源泉郷スキー場の入込客数が減少しています。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ナイタイ高原レストハウス」の入込客数が減少しています。</li> <li>●トイレをはじめ、物販・飲食施設の老朽化が進んでいます。</li> </ul>	
<b>4 情報提供・発信、もてなし</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リアルタイムで魅力的な観光情報が求められています。</li> </ul>	
<b>5 観光イベント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「北海道バルーンフェスティバル」は、スポンサーの減少により内容の充実が難しい状況です。また、町内競技者の減少と競技会役員の担い手不足が見られます。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域資源を活かした観光イベントの充実が必要です。</li> </ul>	
<b>6 広域観光</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十勝観光連盟及び北十勝4町広域観光振興連絡協議会による事業展開が必要です。</li> </ul>	



施策	施策の内容
○環境や健康を意識した、ぬかびら源泉郷地域の取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 観光客の誘致促進</li> <li>◆ 民間観光施設の利用促進、P R</li> <li>◆ 廃屋撤去に関する検討</li> <li>◆ ビジターセンター等拠点施設による観光の推進</li> <li>◆ ぬかびら源泉郷「森の温泉街づくり」の推進</li> </ul>
○糠平湖の環境保全とともに観光資源としての利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生態系を考慮した魚族資源の放流</li> <li>◆ 湖面利用の検討</li> </ul>
○ゴルフ場の利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 誘致宣伝活動の支援</li> </ul>
○冬期の観光拠点として、スキー場の利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ぬかびら源泉郷の冬期観光客の誘致宣伝活動の支援</li> </ul>
○「ナイタイ高原レストハウス」の施設整備と誘客に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 観光協会による誘致宣伝活動の実施</li> <li>◆ 「ナイタイ高原レストハウス」の改修に向けた検討</li> </ul>
○情報提供やもてなしの心で観光客の満足度を高めます。 ○観光情報を積極的かつ効果的に発信し、観光客の誘致に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 観光をはじめとする総合的な情報発信機能の向上及び拠点の充実</li> <li>◆ ホスピタリティ（もてなしの心）の向上</li> <li>◆ 首都圏、道央圏への積極的なP R</li> </ul>
○「北海道バルーンフェスティバル」の魅力を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「北海道バルーンフェスティバル」の開催</li> <li>◆ 熱気球のクラブ及びパイロットの育成</li> <li>◆ 集客につながる関連イベントの企画</li> </ul>
○新たな地域資源の掘り起こしや観光客のニーズ調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新たな魅力あるイベント開催に向けた各産業との連携や観光協会活動の充実</li> </ul>
○周辺自治体と連携を深め、広域的な観光振興を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 十勝観光連盟及び北十勝4町広域観光振興連絡協議会での誘致宣伝活動の実施</li> </ul>

## 6 新たな産業、起業支援

### 基本的な考え方

- ❖ 地域の雇用拡大や活性化をめざし、上士幌町で起業したい、事業をしたいという人を応援します。
- ❖ 農林商工、産学官、都市と農村の連携などを新たな協働とし、特産品づくりや起業に結びつけます。
- ❖ 本町の地域資源を活かした特産品づくりを多面的に支援します。

### 現状

- 厳しい経済状況を反映して、大手企業は国外において工場立地をするなど、国内での誘致が難しい情勢にある中、企業の町内誘致はより難しい情勢にあります。
- 国は、農商工連携<sup>\*</sup>や6次産業化など、地域にある資源を活かし、地域の産業を活性化させる取り組みを積極的に推進しており、本町においても、地域資源を活用した特産品や加工品の開発は年々増加の傾向にあります。

区分	課題	
1 企業立地	● 企業による新たな投資が難しい情勢にあります。	
	● 本町単独のほか広域による地域協議会において誘致に取り組む必要があります。	
	● 小規模事業所等の誘致についても、取り組む必要があります。	
2 起業支援、農林商工連携	● 空き店舗等も存在しており、起業により空き店舗の活用を促すことも必要となっています。	
	● 地域内（町内）における、企業同士のマッチング（取引の仲介）や起業支援が必要です。	
3 特産品開発	● 特産品開発に意欲のある事業者をより多く掘り起こすため、活用しやすい支援制度が必要です。	
4 販売、PR	● 新商品を広く販売・PRする場が必要です。	

- 農林商工連携や6次産業化への取り組みについても徐々に進んでおり、商品開発の支援やインターネットショップによる販路拡大といった取り組みへの支援を行っています。

施策	施策の内容
○既存企業の振興を促進し、雇用の創出を促します。	◆町内に事業所を新設または増設する者に対する助成
○広域での取り組みも含め、企業誘致を推進します。	◆町独自による誘致活動の推進 ◆とちぎ田園地域産業活性化協議会による企業誘致活動の実施
○小規模事業所等の誘致を推進します。	◆上士幌町企業振興促進条例に基づく支援内容の拡大など、小規模事業所の進出を支援する施策の検討
○町内での起業を促進します。	◆起業の取り組みを支援する施策の検討
○既存の枠組みを越えた、新たな産業振興を促進します。	◆産学官連携の推進 ◆農林商工連携、6次産業化の推進 ◆産業振興における都市と農村の連携の推進 ◆町内企業の連携による商品開発等の支援
○地域資源を活かした特産品の開発を促進します。	◆他地域との差別化を図った特色ある特産品開発の支援
○特産品の販路拡大やPRを促進し、商品開発の意欲を促進します。	◆カタログによる販売の検討 ◆道内・道外における物産展等でのPR促進 ◆多様な情報媒体（ホームページ、ブログ <sup>※</sup> 等）の活用
○本町と関わりがある人たちを通じてPRや販売を行います。	◆上士幌町ふるさと会やふるさと納税 <sup>※</sup> 者など本町にゆかりのある人たちを通じた販売の促進

※農（林）商工連携：農畜産物をはじめとする豊富な地域資源を活用し、地域の強みを生かした新たな商品やサービスの開発、販路開拓など、産業間の連携により新たな事業への進出や起業を行うことです。本町では、林業の「林」も加えて、「農林商工連携」と言います。

※ブログ：個人等による覚え書きや日記形式のホームページ（ウェブサイト）です。Weblog（ウェブログ）が短縮されてブログと言われるようになりました。

※ふるさと納税：生まれ育ったふるさと、両親や祖父母の住むふるさにと限らず、自ら応援したい、貢献したいという地方自治体に対する気持ちを「寄付」というかたちで実現するための制度です。寄付に応じて税額が控除されます。

## 7 雇用・勤労者対策

### 基本的な考え方

❖ 町民が町内で安全に安定して働くことができるよう、雇用環境の改善と働く場の拡大を働きかけます。

### 現状

- 町内企業は小規模企業が中心であり、建設業などの季節労働者が多く、労働者を取り巻く労働環境は厳しい状況にあります。
- 近隣の自治体と連携し、雇用相談窓口の開設や通年雇用支援セミナーを開催しています。

区 分	課 題	
1 雇用環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働環境の改善を企業に働きかけることが必要です。</li> <li>● 季節労働者が通年働ける環境づくりが必要です。</li> </ul>	
2 就職・就労指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業に必要な資格や技能の取得を望む町民も多く、取得を促進していくことが必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業や観光分野でも労働力を求めていることもあり、町民に情報を広く迅速に伝えることが必要です。</li> </ul>	

施策	施策の内容
○就労環境の改善、安定を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 雇用関係の相談体制の充実</li> <li>◆ 雇用条件の改善や社会保障の充実促進</li> <li>◆ 季節労働者の生活改善と通年雇用できる環境づくり</li> <li>◆ 労働者の職業病予防対策の充実</li> </ul>
○就業活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 就業に必要な資格取得の助成制度に関する情報提供</li> <li>◆ 技能や能力の向上促進</li> </ul>
○雇用に関する情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農業や観光分野なども含めた雇用に関する情報提供</li> </ul>



役場雇用情報コーナー

## 第2章 健康で安心して暮らせるまち

### 1 保健

#### 基本的な考え方

❖ 町民一人ひとりが健康意識を高め、望ましい生活習慣を確立するために、生涯を通じた健康づくりを支援します。

#### 現状

- 本町には、生涯を通じた町民の健康づくりをめざす「健康増進センター」があり、健康に関する活動や情報発信の拠点として活用されています。
- 本町の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が約6割を占めており、重症化や合併症により要介護状態となる人が増えています。このような中、適切な食事や運動の普及、健診の重要性の啓発、健康に関する相談などを通じて、健診受診率向上や生活習慣改善に向けた指導の充実をめざしています。
- 自殺やうつ病などが増加し、社会的な問題となっているため、心の健康づくりについての対策が必要です。
- 感染症の発生と蔓延を早期に予防するため、予防接種などを行い、感染症に対する対策を進めています。

区分	課題
1 推進体制	● 生涯を通じた健康づくりを推進する拠点として「健康増進センター」の総合的な整備と活用が必要です。
2 保健活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病の重症化による要介護者や死亡者の増加を防ぐため、健診受診率の向上や生活習慣の改善が必要です。</li> <li>● 心の健康づくりに関する町民の理解や相談体制の整備が必要です。</li> </ul>
3 感染症予防	● 感染症の蔓延を防止する対策が必要です。



スリムアップ教室

施策	施策の内容
<p>○生涯を通じた健康づくりの拠点として、「健康増進センター」の活用を充実させます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設設備の充実及び改修等の実施</li> <li>◆ 健康づくりに関する情報の発信や活動の推進</li> </ul>
<p>○自らの健康状態を把握し生活習慣病を早期予防するため、健診に対する理解の促進や受診率向上対策に努めます。</p> <p>○健康づくりを推進するため、一人ひとりの健康状態に適した生活習慣改善への取り組みを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 健診の重要性についての普及啓発</li> <li>◆ 町民が受けやすい健診体制の整備</li> <li>◆ 保健指導や個別相談体制の充実</li> <li>◆ 食事バランスや適度な飲酒など食生活改善へ向けた支援の充実</li> <li>◆ 運動習慣の定着に必要な知識の普及や関係機関連携によるウォーキングや冬期間運動などの推進</li> <li>◆ たばこと健康に関する知識の普及や受動喫煙防止対策の推進</li> </ul>
<p>○心の健康づくりを進めるための体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自殺予防やメンタルヘルスなど心の健康についての普及啓発</li> <li>◆ 関係機関連携やスタッフの資質向上による相談体制の整備</li> </ul>
<p>○感染症予防対策を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 感染症に対する正しい知識の普及や予防接種の推進</li> </ul>

## 2 医療

### 基本的な考え方

❖ 最も身近な医療機関として町民が安心して受診できる医療体制の維持、充実に努めます。

### 現状

- 町内の医療施設は、市街地区に内科病院 1 施設、整形外科診療所 1 施設、歯科診療所 2 施設があり、他に関連施設の訪問看護サブステーション 1 施設があります。
- 医療体制は、関係機関と連携し、1 次医療、1 次救急医療、在宅医療、各種保健事業（健診、予防接種等）を実施しています。町は、内科病院に夜間土日祝祭日における救急業務を委託して、1 次医療を支えています。
- 医療従事者については、町の医師確保に対する支援と、各医療機関の努力のもとに確保が図られています。
- 医療機関の施設等の整備について、町は地域医療振興対策事業により、施設等の整備を支援しています。
- 広域医療については、2・3 次医療圏である十勝圏域で、北海道医療計画十勝地域推進方針に基づき、十勝保健医療福祉圏域連携推進会議において、医療体制の確保及び医療連携体制の構築に向けた取り組みが計画的に進められています。

区 分	課 題	
1 地域医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 次医療圏機能の安定確保が必要です。</li> <li>● 疾病の回復期や身体機能の維持など、地域リハビリを担うリハビリテーション専門従事者がいない現状にあります。</li> </ul>	
2 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急医療機能の安定確保が必要です。</li> </ul>	
3 在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問診療、訪問看護の充実が必要です。</li> </ul>	
4 広域医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2・3 次医療との連携の推進が必要です。</li> </ul>	





糖尿病講演会

施 策	施策の内容
○ 1次医療圏機能の確保と充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内の医療施設の整備支援</li> <li>◆ 医師確保に向けた支援</li> <li>◆ リハビリテーション専門従事者の確保</li> </ul>
○ 救急医療体制の充実に努めます。	◆ 救急医療機能の充実
○ 在宅医療の充実に努めます。	◆ 関係機関との連携
○ 2・3次医療体制の充実に努めます。	◆ 北海道、関係自治体・機関との連携による広域医療体制の充実

### 3 地域福祉

#### 基本的な考え方

- ◆ 誰もが地域において安心して自立した生活が送れるように地域住民、行政、関係団体が協働して支援するシステムを確立し、地域福祉を推進します。

#### 現状

- 本町では、「上士幌町地域福祉計画」に基づき、町民全体のボランティア活動に対する理解を深め、様々な分野での相互の支え合い活動を活発化することにより地域福祉活動の推進を図っています。
- 少子化・高齢化や核家族化の進展などにより、見守りや支援が必要な高齢者や障がい者、子育て世代の家庭が増加傾向にあり、多種多様な相談が増えています。このような中、社会福祉法人や民生委員児童委員、NPO法人、各種ボランティア団体などにより、地域での福祉活動が展開されています。
- 誰もが利用しやすい公共施設等を推進するまちづくりが求められており、公共施設の改修時にバリアフリー化を進めています。
- アイヌの人たちに対する差別や経済格差を改善するため、国や道では、進学奨励費補助や特定求職者支援を実施しており、本町でも、アイヌの人たちの生活を守る福祉的支援に努めています。

区 分	課 題	
1 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見守りが必要な要援護者や子育て世代の孤立化が増加しており、日常的な地域での支え合いが一層必要です。</li> <li>●ボランティア活動しやすい環境を整備し、自主的な地域福祉活動の促進が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑な福祉サービスを分かりやすく的確に提供するため、きめ細かな相談体制の充実と多様なニーズの発見、把握が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と協働の地域福祉づくりを推進し、安心して快適な生活が営めるよう、社会情勢に応じた支援が必要です。</li> </ul>	
2 ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが安心して利用できる施設にしていくことが必要です。</li> </ul>	
3 アイヌの人たちの福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アイヌの人たちの生活を守るため、福祉的な支援が必要です。</li> </ul>	



ボランティア団体による豚汁の炊き出し

施 策	施策の内容
<p>○町民の支え合いによる地域福祉社会の実現に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域における支え合い活動の推進</li> <li>◆ ボランティア活動の充実、支援</li> <li>◆ 福祉団体等の活動支援</li> </ul>
<p>○適切な福祉サービスを利用するための仕組みづくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多様なニーズの発見、把握に向けた相談体制の充実</li> <li>◆ 福祉サービス利用への支援</li> <li>◆ 民生委員児童委員活動の支援</li> </ul>
<p>○快適な地域福祉社会を育む環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進</li> <li>◆ 社会福祉法人等を中心とした地域福祉事業の充実</li> <li>◆ 生活の質を向上するサービスの開発、提供</li> </ul>
<p>○年齢や障がいに関わらず利用しやすい施設づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*の推進</li> </ul>
<p>○アイヌの人たちの福祉の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アイヌの人たちの福祉向上の支援</li> <li>◆ 就学、就労を支援する各種事業の周知</li> </ul>

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念のことです。

## 4 高齢者福祉、高齢社会への対策

### 基本的な考え方

❖生涯にわたって、健康で生きがいを持って生活し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします。

### 現状

- 平成 23 年 4 月現在、本町の総人口 5,171 人（住民基本台帳）に対して、高齢化率は 31.6%です。10 年後の高齢化率は 38%を超えることが予測されており、在宅要介護認定者の重度化、認知症高齢者の増加が予想されます。また、総世帯 2,340 世帯に対して、高齢者のいる世帯は 1,126 世帯（総世帯に占める割合の 48.1%で、うち単身高齢者世帯 35.7%、高齢者夫婦世帯 30.0%。）となっています。
- 「高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画」「障害者福祉計画」（上士幌町三愛計画）を策定し、誰もが健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民一人ひとりが健康意識を高く持ち、「ともに支え合う」社会の実現をめざしています。

区 分	課 題	
1 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化率の上昇、高齢者単身世帯の増加、認知症高齢者の増加、家族機能の低下などが見られる中、高齢者福祉へのニーズは多様化しています。</li> <li>●高齢者が住み慣れた地域で元気で暮らせる総合的な支援が求められています。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者世帯が増える中、地域での見守りや助け合いなどが重要となっています。</li> </ul>	
2 介護予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後期高齢者の増加により在宅高齢者の虚弱化の進行が予測されます。できる限り自立した生活を送るための支援が必要です。</li> </ul>	

- 介護が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域社会の中で、できる限り自立した生活を送れるよう、地域ケア体制を確立し、充実した介護サービスの提供及び利用者・家族への相談支援に努めています。
- 高齢者や障がい者の外出支援として、平成19年度から高齢者等福祉バスの運行を実施しています。市街地での買い物や通院、サークル活動への参加などが促進され、年々利用者は増加しています。
- 社会福祉法人上土幌町社会福祉協議会等が中心となり、閉じこもりや認知症予防を目的に誰でも気軽に集まれる「高齢者の集いの場」を開設しているほか、町内にある「高齢者生きがいセンター」では、ゲートボールや陶芸、手芸など各種サークル活動が自主的に行われ、交流の場として活用されています。

施策	施策の内容
○高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的なケアを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「地域包括支援センター※」の機能の充実</li> <li>◆地域ケア体制の充実</li> <li>◆認知症の予防や早期支援の仕組みづくり</li> </ul>
○地域支え合いネットワークを推進します。	◆高齢者を地域で見守るネットワーク（徘徊SOS・虐待防止）体制の整備
○高齢者だけの世帯でも安心して生活できる体制を整備します。	◆高齢者の安否を確認する体制等の整備
○地域支援事業により、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護予防に関する普及啓発と認知症の正しい理解の促進</li> <li>◆高齢者の実態把握による介護予防事業の推進</li> <li>◆介護予防マネジメントの充実</li> </ul>

※地域包括支援センター：市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される、高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関のことです。

## 4 高齢者福祉、高齢社会への対策

区分	課題
<p><b>3 生活支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族同居率の低下から介護者不在や老老介護状態となっている傾向にあり、「家族介護」に頼れない状況にあります。</li> <li>● 在宅生活が難しい要介護認定者のための施設等の整備が必要です。</li> <li>● 住み慣れた地域で安心して生活するための地域密着型サービスの充実が必要です。</li> <li>● 虚弱な在宅高齢者の自立生活を支援し、要介護状態等への移行を予防するものとして、町独自の在宅サービスの提供が必要です。</li> <li>● 高齢者が在宅で生活できる住環境の整備が必要です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症などにより判断能力が低下し生活の管理が困難になる事例が増えていくことが予測されていることから、権利擁護に関する体制づくりが必要です。</li> </ul>
<p><b>4 生きがい、社会参加</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の活動支援や気軽に集まれる場の提供が必要です。</li> <li>● 高齢者の孤立化防止のため、町内会等を活用した見守り体制が必要です。</li> <li>● 「高齢者生きがいセンター」の老朽化が進んでおり、機能的で利用しやすく、世代間交流や複合的機能も視野に入れた施設の整備が必要です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 元気な高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かした働く場の確保が必要です。</li> </ul>



いきいきサロン

施策	施策の内容
○生活支援に関わる総合的なサービスの推進に努めるとともに、介護認定者の状況に応じた介護保険サービスの提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護サービス（居宅・施設・地域密着型）の質の確保</li> <li>◆ 介護保険施設の整備、充実</li> <li>◆ 利用者負担への支援</li> <li>◆ 三愛介護サービスの推進</li> <li>◆ 在宅で介護をしている家族介護者への支援</li> <li>◆ 高齢者が安心して在宅生活を継続できる住宅及び住環境の整備</li> <li>◆ 高齢者等福祉バスの充実</li> </ul>
○認知症高齢者等を支援する対策を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 権利擁護、成年後見制度に関する普及啓発及び制度の利用、活用の支援</li> </ul>
○高齢者の地域活動、交流活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者の団体活動の促進、支援</li> <li>◆ 高齢者の集いの場への支援</li> <li>◆ 小地域ネットワーク活動への支援</li> <li>◆ 「高齢者生きがいセンター」の整備</li> <li>◆ 世代間交流の場の確保</li> </ul>
○高齢者の働く場の拡大に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者の豊かな知識や経験を活かした働く場の創出（高齢者生きがい事業団などの組織化）</li> </ul>



ゲートボール大会

## 5 障がい福祉

### 基本的な考え方

- ◆障がいのある人々が住み慣れた地域で、個々人の状態に即した必要なサービスを受けながら、生活を営むうえで困難を感じる事のない地域社会の実現をめざします。

### 現状

- 全国的に発達障害のある児童が増加傾向にあり、早期発見、早期療育は重要な課題となっており、乳幼児期から高齢期まで支援が途切れることがないように、保健・福祉・教育・就労と支援体制を一本化し、地域社会での支え合いの場を構築することが課題となっています。
- 本町における障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者数は、470人（平成23年3月末現在）で、障がい者の高齢化に伴い、複数の障がいを持つ方が増えています。さらに、自立支援医療（精神通院）の受給者証所持者も年々増加しています。

区 分	課 題
1 ノーマライゼーション※ 理念	●地域住民の障がいに対する理解と協力が必要です。
2 障がいの早期発見、早期支援	●精神疾患、発達障害などが増加しており、障がいの早期発見と早期支援が必要です。
3 地域生活支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者のニーズが多様化しており、相談体制の充実や適切なサービスの提供、経済的負担の軽減が必要です。</li> <li>●障がい者（児）を地域ぐるみで支え合うことが必要です。</li> <li>●障がい者が在宅で生活できる住環境の整備が必要です。</li> </ul>
4 就労、社会参加	●障がい者が自立した生活を営むため、就労環境の整備や支援体制の充実、社会参加の促進や自主的活動の支援が必要です。



- 障がい者のニーズは多様化しており、国の法律が目まぐるしく変化するため、福祉サービスの分かりやすい情報周知、対象者の把握、事業者や施設との調整など、法改正に基づいた迅速な対応に努めています。
- 本町には、NPO法人により委託運営を行っている「地域活動支援センター」があり、障がい者の社会参加の機会や創作活動の場を提供しています。
- 児童デイサービス事業所を「子ども発達支援センター」と指定し、子どもの療育支援、家族支援に取り組んでいます。

施策	施策の内容
○ノーマライゼーションの理念を定着させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がいや障がいのある人についての正しい理解の促進</li> <li>◆ 地域の人がボランティアを学ぶ機会づくり</li> <li>◆ 障がい者（児）の権利擁護</li> </ul>
○障がいを早期に発見し、支援する体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係機関、専門機関との連携強化</li> <li>◆ 「気になる」段階児童の早期支援の充実</li> <li>◆ 保育所等訪問支援の推進</li> </ul>
○障がい者の相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊娠期から一貫した相談体制の充実</li> <li>◆ 専門機関とのネットワークの推進</li> <li>◆ 「子ども発達支援センター」の相談機能の充実（発達支援専門員の確保及び作業療法士などの活用）</li> <li>◆ 保育所、学校との連携の強化</li> </ul>
○障がい者の経済的負担の軽減に努めながら、日常生活を送るうえで必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい者福祉サービスの推進と充実</li> <li>◆ 重度心身障害者医療給付事業の継続実施</li> <li>◆ 障害者年金や各種手当、自立支援制度などの周知、充実</li> <li>◆ 「地域活動支援センター」の機能の充実</li> <li>◆ 在宅生活者及び社会福祉施設利用者の支援</li> <li>◆ 障がいがあっても安心して在宅生活が継続できる住宅及び住環境の整備</li> </ul>
○障がい者の就労を支援します。 ○障がい者の社会参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がい者の就労情報の提供</li> <li>◆ 障がい者の就労環境の充実（作業所などの整備の検討）</li> <li>◆ 障がい者と地域住民との交流機会の拡大</li> <li>◆ 障がい者の自主的な活動の支援</li> <li>◆ 「ボランティアセンター」の機能強化</li> </ul>

※ノーマライゼーション：障がいを持つ人も、健常者と同じように生活できる社会が普通（ノーマル）な社会である、という考え方です。

## 6 子育て支援

### 基本的な考え方

- ❖ 豊かな自然環境の中で、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、出産から成長まで切れ目のないサービスの提供や環境整備を図ります。
- ❖ 子どもを持つ親やこれから子どもを持つとする人が、安心して出産や育児をすることができるよう、行政と町民との協働による子育て支援体制の整備をめざします。

### 現状

- 「かみしほろ次世代育成支援行動計画」を策定し、『子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち』を基本理念に、子育てに関わる取り組みを進めています。
- 町内には公立と私立の保育所があります。「上土幌保育所」への入所希望者は増加の傾向にあり、特に、3歳未満児保育の希望が増えています。
- 保育所では、0歳児からの受け入れを行っています。また、早朝・延長保育も実施しています。
- 保育所では、季節の食材や「ちびっこ農園」で採れた野菜を活用し、給食やおやつを提供しています。
- 「子育て支援センター」では、未就学前の児童と保護者の交流の場を提供しています。また、保育所での給食試食会なども実施しています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての不安感、負担感を抱える家庭も増えてきています。

区 分	課 題	
<b>1 推進体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てに関わる庁内の部署や関係機関は多岐にわたるため、ともに課題を考え解決に取り組める体制が必要です。</li> </ul>	
<b>2 保育所</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの発育・発達状態の把握や健康管理、衛生管理など、安全・安心な幼児教育・保育が必要です。</li> <li>● 保育士（職員）の確保が急務です。</li> <li>● 保育士の専門研修が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の老朽化に伴い建替えが必要です。</li> </ul>	

- 学童保育所は小学校4年生までの児童を受け入れ、放課後や長期休業時において家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊び、生活を通して児童の健全育成に努めています。
- 子どもの成長にあわせて健診や相談を実施し、親子の心身の健康を確保するための支援をしています。
- 妊娠期の健診や子どもの医療費助成など子育てに係る経済的負担の軽減に努めています。
- インターネットや携帯電話の普及、地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境の変化により、犯罪や非行に巻き込まれる可能性が高まっています。
- 食を通じた人間性の育成をめざし、発達段階に応じた食育事業を実施していますが、食育ネットワークの開催により、地域の特色を活かした健康で心豊かな食生活をめざす食育の取り組みが求められています。

施策	施策の内容
○部署や関係機関の枠を越えて、子育て支援を総合的に進める体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「子育て支援会議」の機能充実</li> <li>◆子育て支援に関する総合的な部署の設置検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービスの充実に努めます。</li> <li>○「幼保一体化」保育を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日中一時支援の充実（地域の人材発掘）</li> <li>◆0歳児保育の継続</li> <li>◆一時保育事業の利用促進</li> <li>◆障がい児保育の推進</li> <li>◆保育児童数に応じた保育士の配置</li> <li>◆職員の専門的知識の向上</li> <li>◆私立保育所への支援</li> <li>◆幼児教育・保育の推進</li> </ul>
○安全な給食提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆独自給食の継続</li> </ul>
○快適な子育て支援の環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「子育て支援総合センター」機能としての施設の整備</li> <li>◆保育施設の整備と施設内の緑地化、運動広場の拡充</li> </ul>

## 6 子育て支援

区分	課題	
<b>3 学童保育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の建替えが必要です。</li> <li>●指導員の確保が必要です。</li> </ul>	
<b>4 子どもの健やかな成長への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関するニーズが多様化しています。</li> <li>●「地域の中で子どもを育てる」という意識啓発と取り組みが必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援を応援する人材確保が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親子の健康を確保するため、健診体制や感染症予防対策の推進が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代の経済的負担の軽減が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの権利が尊重され、健やかに成長できる地域社会をつくっていくことが必要です。</li> <li>●命の尊さを伝えるとともに、子どもたちが抱える心の悩みに対応していくことが必要です。</li> </ul>	
<b>5 食育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育ネットワークの開催により食育事業を充実させる必要があります。</li> </ul>	

施策	施策の内容
○学童保育の充実により、子どもが遊べる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学童保育所の利便性の向上（開所時間等の見直し）</li> <li>◆ 学童保育所の改築検討</li> <li>◆ 障がいのある子どもの受け入れ体制の整備</li> </ul>
○子育てや家庭教育に関する不安や悩みを解消します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保護者相互の子育て情報の共有化</li> <li>◆ 子育てや家庭教育に関する相談・学習・研修機会の充実</li> <li>◆ 「子育て支援センター」の利用促進（保育所と同一施設内への移転）</li> <li>◆ 保育所の一般開放の推進</li> <li>◆ 各種子育て支援事業への父親の積極的参加</li> <li>◆ 児童虐待の防止（子どもの権利保護）</li> </ul>
○町民による子育てやその支援に関する活動を応援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て中の親同士の交流、サークル活動の促進</li> <li>◆ 地域での子育て家庭の見守りや支援に対する意識啓発、活動促進</li> <li>◆ 子育てサポート事業の利便性向上による利用促進</li> </ul>
○親子の健康確保を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊娠期の健康管理及び支援の充実</li> <li>◆ 乳幼児の健診及び相談体制の充実</li> <li>◆ 栄養相談及び指導の充実</li> <li>◆ 歯科保健事業の充実</li> <li>◆ 感染症予防の知識の普及啓発と予防接種事業の推進</li> </ul>
○子育て世代の経済的支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊婦健診費用助成の継続実施</li> <li>◆ 不妊治療費助成の継続実施</li> <li>◆ 子ども医療給付事業の継続実施</li> </ul>
○教育、保健福祉、保育の連携を深め、健全育成を推進する相談・指導の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子どもの権利の尊重</li> <li>◆ 命の尊さを伝える生教育の実施</li> <li>◆ 思春期特有の心の問題に対応できる相談体制の充実</li> <li>◆ 飲酒や喫煙、薬物乱用や性犯罪、窃盗などを防止する活動の推進</li> <li>◆ 有害図書を取り締まり</li> </ul>
○食育ネットワークにより食育の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 食育ネットワーク機能の充実</li> <li>◆ 地域の特色を活かした食育事業の実施</li> <li>◆ 健康で心豊かな食生活をめざす食育事業の実施</li> </ul>

## 7 社会保障

### 基本的な考え方

- ◆生涯にわたって安心して生活を送ることができるよう、医療、介護、年金等の社会保障制度の適切な運用に向けて取り組みます。

### 現状

- 国民健康保険は医療技術の高度化や高齢化の進行などに伴い医療費が増加するとともに、低所得者層を多く抱えるなど構造的な問題により、その運営は厳しい状況にあります。

区分	課題
1 国民健康保険	●国民健康保険財政の健全化を図ることが必要です。
	●国民健康保険制度の安定化に向けて、制度の改革が必要です。
2 介護保険	●高齢化が進み、要介護認定者が増加する中、健全な事業運営に努めることが必要です。
3 国民年金	●安心して老後の生活が送れるよう無年金者をなくすことが必要です。

## 8 ひとり親福祉、低所得者福祉

### 基本的な考え方

- ◆ひとり親や低所得者世帯等が、自立した生活ができるよう支援します。

### 現状

- 近年、離婚の増加などから母子（寡婦）・父子家庭が増えており、本町においても増加傾向にあります。ひとり親家庭は低所得者が多く、国や道の施策として、就労に向けた相談窓口の開設や講習会の開催、各種資金の貸付、児童扶養

区分	課題
1 ひとり親家庭	●ひとり親家庭の経済的負担の軽減、育児や就労等の支援が必要です。
2 生活保護	●生活困窮者の増加に伴い、社会的自立に向けた支援が必要です。
3 低所得者支援	●低所得者の生活を守るため、社会情勢の変化に応じた支援と十分な社会保障の充実が必要です。

- 介護保険制度は、社会全体で介護が必要となった人を支える仕組みとして定着してきました。高齢化に伴い、要介護認定者の増加も予想され、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス等の基盤整備が重要となっています。
- 国民年金は、老後の生活設計に重要な役割を果たしています。しかし、少子化・高齢化に伴う将来の年金制度への不安から保険料を納付しなかったり、届け出を忘れることにより、将来、年金を受けられなくなる人が増加する傾向にあります。

施策	施策の内容
○国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国民健康保険税の適正賦課</li> <li>◆国民健康保険税の収納率向上対策</li> </ul>
○医療費の適正化に努めます。	◆レセプト※点検等の医療費適正化対策
○被保険者の健康の保持増進に努めます。	◆特定健康診査、特定保健指導の実施
○国に国民健康保険制度の改革を要請します。	◆国民健康保険の安定運営に向けた制度の構築、公費負担の拡充等の要請
○介護保険制度を周知するとともに、適正な運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険制度の周知、気軽に相談できる体制の充実</li> <li>◆介護保険事業の適正な運営</li> </ul>
○国民年金制度を周知するとともに、届け出忘れを防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆窓口での相談体制の充実</li> <li>◆制度周知や届け出忘れ防止を呼びかける広報の充実</li> </ul>

※レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が本町に請求する医療費の明細書のことです。

手当の支給など、安定した生活を維持するための支援を行っています。

- 雇用環境の低迷や少子化・高齢化による社会的負担の増加、核家族化の進行などが要因となり、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。生活が困窮している高齢者や障がい者、低所得者などからの相談は後を絶たず、社会情勢の変化に応じた支援が求められています。

施策	施策の内容
○ひとり親家庭が自立した生活を送るために必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭等医療給付事業の継続実施</li> <li>◆就労支援の推進（母子家庭等への就業・自立支援事業の周知など）</li> <li>◆育児や経済的不安の相談体制の充実</li> </ul>
○生活保護制度を周知するとともに、自立に向けた適正な保護に努めます。	◆生活相談の充実
○低所得者が自立した生活を送るために必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個々の実状に応じた生活支援の充実</li> <li>◆各種生活福祉資金貸付制度の周知</li> </ul>

# 第3章 安全で快適に生活できるまち

## 1 土地利用

### 基本的な考え方

❖ 公共性や自然環境、その土地の持つ社会的条件などに配慮し、総合的かつ計画的に土地利用を進めます。

### 現状

- 本町の総面積は 695.87km<sup>2</sup> で、土地利用の内訳は、山林が 531.47km<sup>2</sup>、畑・牧場が 117.52km<sup>2</sup>、宅地が 4.09km<sup>2</sup>、原野・雑種地が 25.75km<sup>2</sup>、その他が 17.04km<sup>2</sup> となっています。（「土地に関する概要調書(平成 22年度)」より）。
- 農業、林業を基幹産業としている本町では、農用地や森林などの基盤を整備し、利用の高度化を進めています。
- 本町の地籍調査は、調査対象面積に対して約 6 割が終了していますが、昭和 43 年に実施して以降、休止状態となっています。

区 分	課 題	
1 計画的な土地利用	● 土地取引の適正化と無秩序な開発行為を防止することが必要です。	
	● 地籍調査の未実施地区の解消が求められています。	
2 土地利用の活性化	● 公共施設の解体跡地や保育所、小学校の統廃合などによる未利用公共用地があり、有効活用が必要です。	
	● 今後想定される離農跡地の遊休化防止や森林資源の回復が必要となっています。	
3 環境に配慮した土地利用	● 豊かな自然環境や生態系を有する土地利用については、環境への配慮が必要です。	





上士幌市街地

施 策	施策の内容
○無秩序な開発行為を防止し、計画的な土地利用を進めます。	◆「土地利用指針」などによる計画的な土地利用の推進 ◆土地関係諸法令の適正な運用
○土地政策の基礎となる地籍調査を進め、未実施地区を解消します。	◆地籍調査事業の推進 ◆数値情報化の推進
○未利用地の有効活用にあつめます。	◆未利用、低利用公共用地の有効活用促進
○「上士幌町農業振興地域整備計画」に基づき、農業地域の土地利用を進めます。	◆「上士幌町農業振興地域整備計画」の適切な更新
○「上士幌町森林整備計画」に基づき、森林地域の土地利用を進めます。	◆「上士幌町森林整備計画」の適切な更新
○「自然公園法」「北海道自然環境等保全条例」に基づき、適正な土地利用を進めます。	◆環境に配慮した土地利用の推進

## 2 防災

### 基本的な考え方

❖ 災害予防とともに、災害発生時にはすべての町民が迅速に避難できるよう、日ごろから備えます。

### 現状

- 本町は十勝沖地震で最大震度 5 弱を記録しているほか、釧路沖・北海道南西沖地震など地震が多い地域にあります。本町には「十勝平野断層帯」が存在し、大規模地震による建築物・人的被害が予測されています。そのほか、災害として予想されるものは、火災、河川氾濫、土砂崩壊、火山噴火などがあり、近年は、平和と安全に影響を与える多様な事態への対応も予想しなければならない状況にあります。
- 町内の住宅（民間・町営住宅あわせて）の耐震化率は 72.7%（平成 19 年）で、住宅以外の建物についても昭和 56 年以前の建築については耐震性能が不足している可能性があります。このような中、平成 19 年度に「上士幌町耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までに 9 割まで耐震化率をめざすこととしています。
- 本町では、平成 19 年度に「上士幌町地域防災計画」を全面改定し、「上士幌町国民保護計画」を策定しました。「上士幌町国民保護計画」については、平成 22 年度に国の動向や法律改正にあわせて、計画変更を行っています。

区分	課題
1 災害の未然防止	● 自然災害から守る取り組みが必要です。
	● 災害発生予測に関する情報提供を町民に伝え、危険箇所への認識を日ごろから持ってもらうことが必要です。
	● 町内にある建築物の耐震化率について、平成 27 年度までに 9 割をめざすこととしています。

- 災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、関係機関（9か所）と災害協定を締結しています。
- 本町では、緊急時に備え「災害時要援護者」の登録促進に努めており、防災・救護・介護など幅広い分野で支援をしています。また、登録者については、民生委員児童委員の協力により、見守り活動の実施や防災グッズの配布をしています。



商工生涯学習まつりでの災害炊き出し実演

施策	施策の内容
○森林の崩壊や河川の氾濫を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 森林や急傾斜地等の崩壊危険箇所の解消</li> <li>◆ 河川の維持管理</li> <li>◆ 国・道への危険箇所の整備要請</li> </ul>
○町全体の危険箇所の再確認を行い、町民に分かりやすく伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 危険箇所の再点検</li> <li>◆ 新防災計画（ハザードマップ※）の策定</li> </ul>
○町内にある建築物の耐震化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共建築物の耐震診断・工事の推進</li> <li>◆ 民間木造住宅の耐震診断・改修への助成金交付</li> <li>◆ 民間特定建築物の耐震化推進の啓蒙</li> </ul>

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を示した地図です。

## 2 防災

区 分	課 題
2 地域防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会の変化と時代のすう勢に即応した防災体制が必要です。</li> <li>●行動・実践の機会を通じて防災意識を高揚することが必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時における各種応急活動の準備が必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時要援護登録者の最新情報の把握、迅速な救助、救援が必要であり、行政区等と連携した支援体制の確立が必要です。</li> <li>●災害時要援護者を優先的に受け入れる「福祉避難所」の指定が必要です。</li> </ul>
3 防災関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災に係る施設や設備の整備が必要です。</li> </ul>
4 国民保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会の変化と時代のすう勢に即応した危機管理体制の充実が必要です。</li> </ul>



女性消防団による啓発活動

施策	施策の内容
○防災に対する職員や町民の意識を高め、地域の実情をふまえ防災体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「上士幌町地域防災計画」の適宜見直し</li> <li>◆防災に関する意識づくり(広報による啓発)</li> <li>◆「職員初動マニュアル」の徹底</li> <li>◆災害時の対応の周知</li> <li>◆防災訓練の実施(参加促進)</li> </ul>
○災害協定締結に向けた取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害協定締結の推進</li> </ul>
○災害時における要援護者の支援体制の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「福祉避難所」の指定</li> <li>◆要援護者の把握、安全確保対策(「要援護者避難支援プラン」の策定)</li> <li>◆行政区を単位とする支援体制等(自主防災組織等)の確立</li> <li>◆緊急時や災害時の援護体制の充実(災害時要援護者登録台帳への登録促進)</li> </ul>
○災害時の通信体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災情報システムの整備</li> <li>◆防災無線のデジタル無線への移行に伴う環境整備(北海道総合行政情報ネットワークの更新)</li> </ul>
○災害時に必要な避難所、資機材、備蓄品などの確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所の確保</li> <li>◆非常食の計画的な更新</li> <li>◆備蓄スペースの確保(備蓄庫の整備)</li> </ul>
○「上士幌町国民保護計画」の周知とともに避難体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広報による啓発</li> <li>◆避難体制の充実</li> </ul>



消防演習

### 3 消防、救急

#### 基本的な考え方

- ◆ 多種多様な災害に迅速に対応できる消防・救急体制の充実に努めます。
- ◆ 町民の火災予防意識や救急に関する知識を高め、災害の未然防止や救急予防に努めます。

#### 現状

- 大雪山国立公園の山々や糠平湖がある本町では、山岳事故や水難事故など、市街地や集落での災害の他にも多種多様な災害の発生が想定されています。
- 本町には上土幌消防署があり、消防職員は 18 名体制（当直最低人員 4 名体制）で従事し、各種災害出動、救命講習、立ち入り検査、避難訓練など、日常業務に対応しています。
- 署消防車両 4 台（ポンプ車・救急車等）、団消防車両 7 台（ポンプ車・人員輸送車等）、ミニローダー 1 台があり、各種災害業務に対応しています。
- 消防水利として、町内各所に消火栓 80 基、防火水槽 37 基を整備し、火災に備えています。

区分	課題	
1 消防署	● 多種多様な災害及び消防業務等に対応する職員の人員確保が必要です。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両及び消防資機材の老朽化に伴う更新が必要です。</li> <li>● 昭和 56 年建設の消防庁舎は老朽化が進んでおり、事務所や車両格納庫等も業務体制や車両の大型化に対応できていない状況です。</li> <li>● 市街地には消防水利が不足している地域もあり、消防水利を確保することが必要です。</li> </ul>	
	● 通信の高度化や電波の有効活用をふまえ、デジタル無線への移行を進めていく必要があります。	
2 消防団	● 消防団員の出勤率の向上が必要です。	
3 火災予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅用火災警報器設置率の向上が必要です。</li> <li>● 高齢化に伴い、住宅火災による高齢者の死傷者数が増加している中、高齢者に予防を啓発することが必要です。</li> </ul>	
4 救急体制	● 研修の継続によって、職員の救急に関する知識や技術の向上を図っていくことが必要です。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A E D *設置率の向上が必要です。</li> <li>● 町民の救急講習への参加率は高い状況ですが、一度受講した町民にも再受講を促していくことが必要です。</li> </ul>	
5 消防の広域化	● 十勝圏における消防の広域化が検討されており、町民にとってより良い消防・救急体制としていくことが必要です。	

- 住宅用火災警報器の設置が義務づけられる中、設置の呼びかけを行っています。
- 消防団員は67名（定員67名）です。平成22年に女性消防団（8名）が発足し、より地域に密着した火災予防広報活動を実施しています。
- 救急業務体制は、救急救命士14名（うち気管挿管認定者3名、薬剤投与認定者10名）で運用し、救急救命士に対し、知識及び技術の向上を図るため毎年病院での再教育を含めた研修を行っています。
- 各事業所、各団体、サークル等からの要請に応じて、普通救命講習会を実施し、「救急の日」には一般町民希望者を対象とした救急講習会を実施しています。
- 消防組織法の改正により、消防広域化が全国の市町村で検討されている中、十勝管内の19市町村においても消防広域化の検討を行っています。

施策	施策の内容
○消防職員の人材確保及び資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防職員の計画的な採用</li> <li>◆ 特殊な災害に対応できる人材の育成</li> </ul>
○消防施設をはじめ消防車両や設備等を計画的に更新します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防庁舎の新築移転または増改築</li> <li>◆ 多種多様化する災害等に対応できる車両及び資機材の整備</li> <li>◆ 低充足地域への防火水槽の整備</li> </ul>
○アナログ無線廃止に伴い、デジタル無線を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 秘匿性が高く、データ伝送や大規模災害時の広域活動に対応できる無線のデジタル化</li> </ul>
○消防団の維持及び活性化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防団員の確保</li> <li>◆ 消防団員の福利厚生充実</li> </ul>
○地域に密着した火災予防に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火災予防活動の推進</li> <li>◆ 住宅用火災警報器の設置促進</li> </ul>
○救急体制の充実及び病院との連携強化に努めます。 ○救急救命士の知識や技術の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員に対する病院実習及び救急研修等への参加促進</li> </ul>
○救命講習等を通じてAED設置を含めた救急予防に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民への応急手当の重要性の意識啓発、受講や再受講の促進</li> </ul>
○消防の広域化を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 十勝圏複合事務組合における消防の広域化の検討</li> </ul>

※AED：心臓マヒを起こして倒れた人を、そこにいる人たちがその場で治療できる器械のことです。

## 4 交通安全

### 基本的な考え方

- ❖ 交通安全に対する意識の高揚、安全な交通環境の整備を図り、町民を交通事故から守ります。

### 現状

- 本町における交通事故の発生状況は横ばいが続いており、死亡事故については、平成 19 年以降、交通事故死ゼロが続いています。
- 全国的には、交通事故による死者数は減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者が半数を占め、また、その半数は歩行中事故に遭っています。このような中、本町では、歩行中や自転車運転中の交通事故を防ぐため、上土幌町交通安全指

区分	課題
1 啓発、組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時停止を怠った事故や交差点での出会い頭による事故が多発傾向にあります。</li> <li>● 交通安全指導員の高齢化が進んでいます。</li> <li>● 職場や家族ぐるみで交通ルールを守る機運を高めることが必要です。</li> </ul>
2 交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険箇所については交通安全施設の整備が必要です。</li> </ul>

## 5 防犯、消費生活保護

### 基本的な考え方

- ❖ 犯罪やトラブルに巻き込まれない意識や知識の普及、環境整備を図り、発生を未然に防ぎます。

区分	課題
1 防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪の内容が複雑化、悪質化、低年齢化しており、関係団体と連携し啓蒙活動を強化することが必要です。</li> <li>● 街路灯、防犯灯の増設と更新が必要です。</li> </ul>
2 消費生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問販売やインターネット等を通じて町民に近寄る悪質業者の手口が巧妙化しており、高齢者や若年層が被害を受ける実態が見られます。</li> <li>● 食の安全への関心が高まっており、適切な情報を提供することが必要です。</li> </ul>



導員をはじめ関係機関や団体の協力により、子どもや高齢者を中心に交通安全教室を開催しています。また、全国交通安全運動にあわせた旗波運動など、交通事故の防止を呼びかける活動を定期的に行っています。

- 交通事故の発生が心配される危険箇所については、交通安全施設の整備や啓発看板の設置などを行うほか、必要に応じて施設整備や規制の見直しなどを関係機関に要請しています。

施策	施策の内容
○交通安全に関する意識啓発や活動により、交通安全に心がける意識や行動を普及させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全に対する意識の啓発（交通安全指導の充実）</li> <li>◆交通安全活動の促進</li> </ul>
○交通事故を未然に防ぐ環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全施設の整備促進</li> <li>◆交通規制の見直し、信号機の設置の要請</li> <li>◆交通安全啓発看板の設置</li> </ul>

**現状**

- 本町における犯罪件数は少ないものの、近年の社会情勢を反映して複雑化、悪質化、低年齢化してきています。
- 消費生活に関わるトラブルについては、広報誌等を通じて情報提供や呼びかけを行い、未然防止に努めるとともに、上土幌町消費者協会において毎週消費者相談窓口を開設し、対応しています。

施策	施策の内容
○防犯に関する意識啓発や活動により、防犯に心がける意識や行動を普及させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆犯罪発生の情報把握</li> <li>◆防犯に対する意識の啓発</li> <li>◆地域に根ざした防犯活動の促進</li> </ul>
○犯罪を未然に防ぐ環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆街路灯、防犯灯の整備（LED照明への取り替え）</li> <li>◆子どもの緊急避難場所の確保（「子ども110番の家」の増設）</li> </ul>
○安全・安心な消費生活を送るための意識や知識を高め、消費者トラブルから消費者を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費生活に関する情報提供</li> <li>◆消費者からの苦情相談体制の充実</li> <li>◆悪質な業者に注意を促す情報提供と意識啓発</li> <li>◆食の安全・安心に関する情報提供</li> </ul>

## 6 住宅、宅地

### 基本的な考え方

◆ **住み良い住環境づくりをめざした住宅整備や宅地の分譲に努めます。**

### 現状

- 本町では、北団地や単身者住宅などの町営住宅のほか、幅広い所得層の定住を促進するために特定公共賃貸住宅を整備しています。
- 民間賃貸住宅については、入居者が求める水準の賃貸住宅が不足していましたが、過疎化による人口減少等で安定した入居者確保が困難なことから新たな建設が進まない状況にありました。このような中、平成20年度から、町内業者の建設による町内経済の活性化を目的として、賃貸住宅の建設費用の一部を助成し、現在51戸の民間賃貸住宅が建設されています。
- 住み良い住環境づくりと定住化の一環として、持家住宅の建設促進と長寿命化の促進を図るための支援を行っています。
- 宅地については、地域特性を生かした良質な分譲宅地の安定供給を推進するため、みどり団地やみなみ野団地の分譲販売に努めてきました。
- 平成20年3月に「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく町基本方針を策定し、建設区域として農村地域4か所を設定しています。
- 空き家については、NPO法人などと連携して情報収集と提供を行っています。

区分	課題
1 町営住宅	● 施設の老朽化が進んでいる住宅も多く、生活様式の変化や高齢化、現在の住宅水準にあった施設の改修や改善が必要な状況にあります。
2 民間住宅	● 民間賃貸住宅が不足しており、定住を促進するには住宅の確保が必要です。
3 宅地	● 良質な分譲宅地の安定供給が求められています。
4 空き家対策	● 移住定住、二地域居住 <sup>*</sup> の希望者から空き家に関する情報が求められています。



ふれあい団地



みなみ野団地

施策	施策の内容
○民間の動向をふまえながら、町営住宅の計画的な補修、更新に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町営住宅の適正な維持管理</li> <li>◆ 町営住宅の整備</li> <li>◆ 周辺環境の改善</li> </ul>
○民間賃貸住宅の建設を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 賃貸住宅新築への助成金交付</li> </ul>
○持家住宅の建設と住宅の長寿命化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民間が行う住宅整備に関する支援</li> </ul>
○需要を見極めつつ、移住定住を促進する土地利用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ みなみ野団地の分譲販売</li> <li>◆ 新たな分譲地の整備の検討</li> <li>◆ 優良田園住宅の建設促進</li> </ul>
○空き家に関する情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住宅情報データベースの構築</li> </ul>

※二地域居住：都市部と農山漁村部に住む場所を持ち、相互を行き来して生活することです。

## 7 上水道

### 基本的な考え方

❖ 良質で安全な水がいつでも利用できる水道の供給に努めます。

### 現状

- 本町の水道は、上土幌・東部・居辺・糠平・西部の5カ所の浄水施設により給水され、ほぼ100%の普及率となっています。
- 水道は、町民生活に欠くことのできない重要な施設であり近年の生活様式の多様化や、農業経営の規模拡大により水需要は、増大傾向にあります。この需要に対して、上土幌地区、東部地区、居辺地区、それぞれに配水池の増設等を行い、施設の整備拡張を図ってきました。

区 分	課 題	
1 水源、水質	●大雨など自然環境の急激な変化に対応できるよう、適切な浄水処理が必要です。	
2 水道供給施設	●水需要の増大に対応できるよう、浄水能力や有収率 <sup>※</sup> を向上することが必要です。	
3 水道事業運営	●今後、増大する施設の更新需要に対応するため、ソフトとハード両面で効率化を図り、事業の効率的な運営に向けて取り組むことが必要です。	



西部地区浄水場



西部地区取水施設

施 策	施策の内容
○水源の水質保全と安全な飲料水の供給に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水源地の保全</li> <li>◆ 各浄水場の立地環境に適した浄水処理施設の整備</li> </ul>
○水道管や水道施設の整備、更新を計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 簡易水道施設の更新、維持管理</li> <li>◆ 水道メーター器の更新、新設</li> <li>◆ 老朽管の更新</li> </ul>
○水道事業の効率化と健全化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水道事業の健全運営</li> <li>◆ 簡易水道事業統合による効率的な維持管理</li> </ul>

※有収率：年間の配水量に対する有収水量（料金徴収の対象となった水量）の割合を示すものです。

## 8 道路

### 基本的な考え方

❖ 町民生活や産業振興に欠かせない道路網を整備し、利便性や安全性を高めていきます。

### 現状

- 本町には国道 241 号と 273 号の 2 本の国道が縦横断しており、十勝圏における道北、道東との広域ネットワークの重要な拠点としての整備が求められています。特に国道 273 号は、物流関係車両や大型観光バスなどの交通量が増加していることから、安全性に配慮した整備に努めています。
- 道道については、ほとんどが改良舗装整備されていますが、道道士幌上士幌線は通学路になっているため、歩道の整備を中心に拡幅整備を要請しています。
- 幹線町道は、改良率 96%、舗装率 85%とほぼ計画通り整備されており、その他の町道についても、改良率 59%、舗装率 36%で整備が進んでいます。
- 町内には、本町が管理する橋が 97 あります。老朽化が進んでいる橋も多く、安全性の向上が求められています。
- 除排雪については、民間で組織する共同企業体に全面委託しています。

区分	課題
1 国道、道道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通量が増加しており、安全性の向上が求められています。</li> <li>● 道道については、区域変更による拡幅と交通安全施設の整備が求められています。</li> <li>● 国道から中心市街地へのアクセス道路の整備が求められています。</li> </ul>
2 町道、農道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、整備済みの町道においても老朽化や凍上による破損が目立ってきているため、生活道路の再整備が必要となっています。</li> <li>● 農村部には未整備の道路が残っており、幅員の狭い砂利道では、輸送車両や作業機械の大型化に対応できず、荷痛み等の作物被害が生じ、営農の支障となっています。</li> </ul>
3 歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 縁石や歩道舗装に老朽化や凍上による破損が見られ、交通安全上危険な状態になっているため、改修整備が必要です。</li> </ul>
4 橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老朽化する管理橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図るため、個々の橋梁に対して最も効率的な修繕を計画的に実施することが必要です。</li> </ul>
5 除排雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冬期間においても、町道の安全で確実な交通を確保することが必要です。</li> </ul>



道道 337 号

施策	施策の内容
<p>○交通安全上改良等が必要な箇所について、早期改修を国・道に要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交通安全施設整備の要請</li> <li>◆ 道道士幌上土幌線の拡幅整備推進の要請</li> <li>◆ 道道上土幌土幌音更線の整備推進の要請</li> <li>◆ 国道、道道の景観整備の要請</li> </ul>
<p>○利用者の安全と利便性を確保するため、町道の整備や維持管理を計画的に進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路台帳の整備</li> <li>◆ 町道の維持管理</li> <li>◆ 町道の改良舗装</li> <li>◆ 交通安全施設の整備</li> </ul>
<p>○より安全で円滑な農産物輸送経路の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農道の修繕、改修</li> <li>◆ 農道の改良舗装</li> </ul>
<p>○歩道の整備や維持管理を計画的に進め、歩行者の安全性の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 歩道の改修</li> </ul>
<p>○橋梁の架替え、修繕を計画的に進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「上土幌町橋梁長寿命化修繕計画」の策定及び架替え、修繕</li> </ul>
<p>○除排雪により、冬期の安全確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 除排雪の適宜実施</li> <li>◆ 除雪機械の更新</li> </ul>

## 9 公共交通

### 基本的な考え方

❖ 既存の公共交通の維持とともに、高齢化や過疎化によって生じる公共交通ニーズに対応できるよう努めます。

### 現状

● 昭和 62 年の旧国鉄土幌線の廃止後の公共交通は、路線バスにより帯広と結んでおり、町民の移動交通手段の確保を図っています。また、都市間バス（帯広～旭川間）が運行しており、上川地域と結ばれています。自動車の普及等により年々利用者が減少している傾向にありますが、交通弱者（子ども、高齢者、障がい者など）にとっては、唯一の公共交通機関となっています。

区 分	課 題
1 路線バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 唯一の公共交通である路線バスを広域的に確保することが必要です。</li> <li>● 国・道の補助制度の改正に対応し、利用実態にあったバス路線の再編など沿線自治体で協議を行い公共交通の確保を図っていくことが必要です。</li> </ul>
2 新交通システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域内の交通手段の確保に関する調査が必要です。</li> </ul>

## 10 情報通信基盤・環境

### 基本的な考え方

❖ 情報弱者への配慮に留意しながら、情報通信技術が幅広い分野で活用されるようにします。

区 分	課 題
1 難視対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地上デジタル放送の難視地域があり、その解消が必要です。</li> </ul>
2 情報通信基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より高速なブロードバンド回線*の整備が求められています。</li> </ul>
3 情報通信技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信技術を使うための知識や技術を町民に普及することが必要です。</li> </ul>



- 公共交通バス確保のため、国・道とともに沿線自治体（1市3町）によりバス事業者への支援を行い運行しています。路線バス事業の赤字額が増加し、沿線自治体の負担は増加傾向にありますが、北海道上士幌高等学校への通学者が増加したことから、一部で改善している路線もあります。
- 現在、利用者を限定した高齢者等福祉バスにより、市街地と農村部を結んで運行しています。

施策	施策の内容
○広域的に町内を通る路線バスの維持、確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆路線バスの維持確保のための支援</li> <li>◆路線バスの利便性向上と利用の促進</li> <li>◆国などの関係機関への公共交通に係わる制度改善の要請</li> </ul>
○町内を循環する交通システムの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コミュニティバス※などの運行に関する調査の実施</li> </ul>

※コミュニティバス：自治体などが住民の移動手段を確保するために運行するバスのことです。

**現状**

- 地域による情報通信格差を解消するため、農村地域情報通信基盤施設を整備したほか、幌加・三股地区では、衛星インターネットサービスの導入に補助を実施しています。
- 平成23年度に実施されたテレビ放送の地上デジタル化については、国などと協議しながら難視地域の解消に努めています。

施策	施策の内容
○全世帯が地上デジタル放送を受信ができるよう、国などと連携しながら難視地域を解消します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関との連携による難視地域の解消に向けた対策</li> </ul>
○情報化の推進に必要な環境整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農村地域情報通信基盤施設の利用促進と高速化の検討</li> <li>◆光回線などによる高速なブロードバンド回線の検討と整備</li> <li>◆携帯電話エリアの拡大要望</li> </ul>
○町民が情報通信技術を活用できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆情報通信技術の利用促進</li> <li>◆情報通信技術を利用するための知識や技術の普及</li> </ul>

※ブロードバンド回線：通信の速度が早いインターネット回線のことです。比較的通信速度が遅い回線を「ナロー（狭い）バンド」と言うのに対して、「ブロード（広い）バンド」と言います。

# 第4章 自然の豊かさと美しさが実感できるまち

## 1 環境保全、自然保護

### 基本的な考え方

- ❖ 環境への負荷を軽減する取り組みを進め、地球環境の保全に貢献します。
- ❖ 自然環境を保全し、人と自然の共生をめざします。

### 現状

- 地球温暖化防止に向けて、低炭素社会の取り組みが世界的に進められている中、本町では平成17年に「上士幌町環境基本条例」を制定後、「上士幌町環境基本計画」「上士幌町環境保全実践計画・かみしほろエコオフィスプラン」を策定し、地球環境を守る取り組みを進めています。
- 環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの促進が世界的な課題となっていますが、日本においては東日本大震災による原発事故の影響もあり、より一層の普及が望まれています。
- 本町では、森林によるオフセット・クレジット（J-V E R制度）に取り組んでおり、そのクレジットを活用し、森林整備を行うこととしています。

区 分	課 題	
1 地球環境の保全	● 官民一体となった地球温暖化防止の取り組みが必要です。	
	● 再生可能エネルギーの促進が社会的に求められています。	
2 自然環境の保護	● 生物の多様性を保全し、保護と利用のバランスを図りながら自然と共存することが求められています。	
	● 本町は十勝川水系音更川の水源を有しており、十勝川流域の水環境を守るために重要な役割を担っています。	

- 大雪山国立公園の東山麓に位置し、十勝川水系音更川の水源を有する本町は、多様な生態系が存在する豊かな自然環境に恵まれており、国・道と連携し、希少動植物の保護や自然環境の保全状況の監視に努めています。

施策	施策の内容
○地球温暖化を防ぐ意識を高め、実践的な取り組みを普及します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地球温暖化防止に向けた意識啓発</li> <li>◆身近なエコ活動の促進</li> <li>◆「上士幌町環境保全実践計画・かみしほろエコオフィスプラン」の推進</li> <li>◆オフセット・クレジット制度の活用</li> </ul>
○本町の実状をふまえ、再生可能エネルギーの普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆再生可能なエネルギーの利用や省エネルギー化の推進</li> <li>◆太陽光やバイオマス等自然エネルギー活用の推進</li> <li>◆街路灯、防犯灯のLED照明への取り替え</li> </ul>
○多様な動植物の保護と活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然環境の保全に向けた意識啓発や環境教育の推進</li> <li>◆自然とのふれあいを通して学ぶことができる拠点の整備</li> <li>◆国・道との連携による、希少動植物の保護や監視の推進</li> <li>◆国立公園内の美化活動の推進</li> </ul>
○河川や地下水などの水環境、森林の多彩な機能などを保全します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆河川の水質保全、調査の実施</li> <li>◆森林の再生、保全、活用</li> </ul>

## 2 環境美化、公害

### 基本的な考え方

◆ 町民の参加と協働で、うるおいと安らぎに満ちた生活環境をつくります。

### 現状

- きれいな川や環境を守るため、ごみの不法投棄防止の看板設置と巡視を行っています。
- 清掃活動については、クリーン作戦や大雪山国立公園の一斉清掃のほか、町内会、企業、個人等がアダプトプログラム制度を活用し、公園や道路のごみ拾いなどを行っています。
- 野犬対策として、定期的な見回りと広報誌等による飼育者への指導や啓発を図っています。
- 環境調査として、定期的に河川の水質や大気の調査を行い、状況を把握しています。

区 分	課 題	
1 環境美化	● 沿道などポイ捨てが日常的に行われている箇所があります。	
	● より多くの町民の参加を得て環境美化活動を図っていくことが必要です。	
2 害虫、野犬など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 害虫が大量に発生することがあり、早期の予防、駆除が必要です。</li> <li>● 野良猫やキツネなどに関する苦情があります。</li> </ul>	
3 公害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害については、引き続き環境調査を通じて監視していくことが必要です。</li> <li>● ペットの飼育に関する苦情が寄せられることがあり、マナーの向上が求められています。</li> </ul>	



アダプトプログラムによる花壇整備



クリーン作戦

施策	施策の内容
○不法投棄の発生を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不法投棄に関する意識啓発</li> <li>◆ 看板の設置</li> </ul>
○町民の参加を得ながら、ごみ拾いなど環境美化活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域ぐるみの環境美化活動の推進</li> </ul>
○害虫や野犬から住民生活を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 害虫の発生情報の収集と早期の駆除</li> <li>◆ 野犬の取り締まり</li> <li>◆ 狂犬病予防注射の実施</li> <li>◆ 野良猫やキツネなどによる被害を減らす対策</li> </ul>
○公害や環境破壊行為を監視し、公害の未然防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公害に関する規制の周知</li> <li>◆ 河川の水質、雨水、大気等の環境調査の継続</li> <li>◆ ペットの飼育マナーの向上（飼育者への意識啓発、指導）</li> </ul>

### 3 公園、緑化、景観

#### 基本的な考え方

- ❖ 子どもの遊び場、町民の健康づくりの場などに利用される公園づくりを進めます。
- ❖ うるおいと安らぎのある地域景観の形成に努めます。

#### 現状

- 町内には、公園、児童遊園地、緑地が 20 か所あります。施設や遊具等の老朽化、住民ニーズの多様化、生活様式の変化などを背景に、公園に対する要望や改善をはじめ、その他様々な意見が寄せられる中、平成 16 年度に「公園マスタープラン」を策定し、協働による公園づくりを基本方針とした公園の整備、維持管理に努めています。
- 花いっぱい運動事業を展開し、フラワーマスターの育成と、空き地や公共施設、各事業所の周辺を花で飾り、美しく潤いのあるまちづくりを推進しています。
- 町内会、企業、個人等がアダプトプログラム制度を活用し、花壇整備等を積極的に取り組んでいます。
- 景観の保全や改善は、「景観法」や「北海道景観条例」の法的枠組みに基づいて行われています。また、市街地街路灯のデザイン統一、花壇などの緑化活動、街路樹や並木の整備などを行っています。

区分	課題
1 公園、緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊具やトイレがない公園や老朽化が進んでいる公園があります。</li> <li>● 町外からも遊びに来てもらえる公園が求められています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園が担う役割は幅広い世代にわたっており、より住民ニーズに則した公園づくりが必要です。</li> </ul>
2 緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在行われている活動が、持続的なものとなるよう支援していくことが必要です。</li> </ul>
3 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き地や空き家、廃屋などの所有者が適正な管理をしていないものがあり、景観上の町のイメージを低下させています。</li> </ul>



たか台公園で遊ぶ子ども達



交通公園

施策	施策の内容
<p>○既存公園の維持管理とともに、町民の意見も取り入れ、公園の再編成も含めた公園、緑地のリニューアルを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 統廃合も含めた既存公園の再整備</li> <li>◆ 行政、町民、ボランティア、企業が一体となった公園・緑地づくり</li> <li>◆ 町民の憩いの場となる緑地の整備</li> </ul>
<p>○子どもからお年寄りまで安全・安心に楽しめる公園づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公園の防犯対策の推進</li> <li>◆ 健康増進に利用できる設備の整備</li> </ul>
<p>○町民の協力を得て、緑化活動の推進と拡大を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 花植や緑化、草刈りなどの活動の推進</li> <li>◆ フラワーマスターの育成、活動の支援</li> </ul>
<p>○美しい地域景観の形成を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各地域の特性にあった景観づくりの推進</li> <li>◆ 「景観法」「北海道景観条例」に基づく措置</li> </ul>
<p>○空き地や空き家、廃屋などの適正管理を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き地等の適正管理、廃屋等の撤去促進</li> </ul>

## 4 葬斎場、墓地

### 基本的な考え方

❖ 葬斎場と墓地の適正な維持管理に努めます。

区 分	課 題
1 葬斎場	●建設から30年以上が経ち、設備の老朽化が進んでいます。
2 墓地	●適正な維持管理が引き続き必要です。

## 5 生活排水処理

### 基本的な考え方

❖ 生活排水を適切に処理するため、生活排水処理施設の整備や維持管理に努めます。

### 現状

- 市街地を中心とする上土幌町特定環境保全公共下水道事業計画区域内の施設については概ね既成しており、各戸の排水設備接続による生活環境の改善と公共用水域の水質保全が図られています。

区 分	課 題
1 公共下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未整備区域の解消と既成区域の利用促進が必要です。</li> <li>●平成8年の供用開始から長期間経過しており、下水処理施設の老朽化が進んでいます。</li> </ul>
2 合併処理浄化槽設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町が設置した合併処理浄化槽を適正に維持管理することが必要です。</li> <li>●合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理が必要です。</li> </ul>
3 下水道事業運営	●今後、増大する施設の改築等に対応するため、事業の効率的な運営が必要です。



## 現状

- 町内には上土幌町葬斎場があり、適正な維持管理、点検と必要な補修に努めています。
- 町内の墓地については、上土幌共同墓地のほか各地域に共同墓地があります。

施策	施策の内容
○葬斎場の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設設備の維持管理</li> <li>◆葬斎場の建て替え等についての検討</li> </ul>
○墓地の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆墓地の適正な維持管理</li> </ul>

- 特定環境保全公共下水道事業計画区域外において、個別排水処理施設整備事業で設置した合併処理浄化槽の適正な維持管理を実施することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全が図られています。
- 特定環境保全公共下水道事業計画区域外において、個人で行う合併処理浄化槽の設置及び維持管理に対して助成を行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図っています。

施策	施策の内容
○未整備区域の施設整備を進めるとともに既成区域の水洗化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全体計画の見直し</li> <li>◆他事業の計画にあわせた効率的な下水道施設整備</li> <li>◆水洗化促進に係る啓蒙活動</li> </ul>
○下水処理施設の適正な維持管理と予防保全的な改築等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道施設全般の維持管理</li> <li>◆「上土幌町下水道長寿命化計画」に基づく下水処理設備の予防保全的な改築</li> </ul>
○町設置の合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町が設置した合併処理浄化槽の維持管理</li> </ul>
○合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個人で行う合併処理浄化槽の設置や維持管理に対する助成</li> </ul>
○下水道事業の効率化と健全化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道事業の健全運営</li> </ul>

## 6 ごみ処理、資源化、し尿処理

### 基本的な考え方

❖ 廃棄物の適正処理に努めるとともに、ごみの減量化のため、分別の徹底と資源ごみを再生利用するほか、発生抑制や再使用の推進に努めます。

### 現状

- 本町では、可燃ごみの焼却及び不燃ごみの最終処分を北十勝2町環境衛生処理組合で行っています。また、平成17年度よりごみ処理の有料化を実施しています。
- 資源ごみについては、町内の回収業者による町内の定期的な資源回収と、町内会や少年会等の各種団体の自主的な収集による資源ごみの回収が行われています。
- し尿処理は、許可業者による収集を行い、十勝環境複合事務組合で処理しています。

区 分	課 題	
1 ごみ処理	● 効率的なごみ処理体制の充実が必要です。	
	● 最終処分場の延命に努めるとともに、満了となった時のため、造成の検討が必要です。	
2 減量化、リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別状況が徹底されていない状況が見られます。</li> <li>● ごみの減量化とリサイクルをより一層進めていくことが必要です。</li> </ul>	
3 し尿処理	● 公共下水道や合併処理浄化槽の整備により、処理量が減少しており、効率化が求められています。	
	● し尿処理場の老朽化が進み、修繕、更新が必要な状態です。	



北十勝2町環境衛生処理組合

施策	施策の内容
<p>○ごみ処理に必要な車両や設備を計画的に更新し、ごみ処理・リサイクルの体制を充実させます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正なごみ収集の推進</li> <li>◆ 広域処理施設を利用した効率的な処理の検討</li> </ul>
<p>○関係自治体と連携し、ごみ処理施設の維持管理と整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 最終処分場の造成の検討</li> </ul>
<p>○「4つのR運動<sup>※</sup>」を推進し、ごみの減量化や再資源化を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ごみの分別や減量化に向けた意識啓発</li> <li>◆ 生ごみの堆肥化の促進</li> <li>◆ プラスチック類の処理対策の推進</li> </ul>
<p>○関係自治体と連携し、し尿の収集・処理を効率的に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広域的なし尿収集・処理の推進</li> </ul>
<p>○関係自治体と連携し、し尿処理場の維持管理と整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ し尿処理場の更新計画の策定</li> </ul>

※ 4つのR運動：リフューズ（いらぬものは断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の4つを進めていこうという取り組みのことです。

# 第5章 人づくりを大切にすまち

## 1 生涯学習

### 基本的な考え方

❖ 町民が学んだ成果が地域で活かされる「生涯学習によるまちづくり」を進めます。

### 現状

● 本町では、平成元年度に「上土幌町生涯学習推進協議会」を設置し、生涯学習の視点に立った社会教育に取り組んでいます。町民と行政の協働によるまちづくりを進めるうえで、「生涯学習によるまちづくり」を推進する視点に立ち、町民が学んだ成果を地域で活かせるよう努めています。

区分	課題
1 推進体制	● 組織や事業が形骸化しており、庁内各課と民間による横断的な推進体制の構築が必要です。
	● 「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」への意識転換が必要です。
	● 生涯学習に関する情報は、社会教育分野だけでなく多岐にわたっており、町民が情報を得やすいように提供していくことが必要です。



生涯学習ラリー

施 策	施策の内容
○生涯学習を横断的に推進していく体制づくりに努めます。	◆ 生涯学習の推進体制の再編と機能化
○住民主体の生涯学習活動が活発になり、その成果が地域に還元されるよう促進します。	◆ 成果の発表や、地域に還元する仕組みづくり ◆ 町民の自主的な学習活動の促進 ◆ 町民や団体等の交流機会の充実 ◆ まちづくりアドバイザーの活用
○町民の立場に立った、生涯学習に関する情報提供に努めます。	◆ 必要な情報の一元化 ◆ 効果的・効率的な情報の提供



町民文化祭

## 2 社会教育

### 基本的な考え方

- ❖「豊かな心情と健康なからだをもち、自らを高め、住み良い郷土をつくりだす人」を育てるため、社会教育を推進します。
- ❖家庭、学校、地域が協働し、地域で子どもを見守り育てます。

### 現状

- 社会教育施設については、図書館を含む「生涯学習センター」があり、高齢者をはじめ、多くの団体、サークル等が利用しています。
- 社会教育については、「上士幌町社会教育中期計画」に基づき、少年から高齢者まで各年代や領域ごとに、課題に応じた学習機会の提供に努めています。
- 子どもたちの育成については、少年会育成委員連絡協議会と教育委員会が連携して、子どもたちが健やかに成長するための取り組みを行っています。

区分	課題
1 社会教育施設	●「生涯学習センター」の旧館部分の老朽化が著しく耐震性に問題があることから、町民の利用ニーズをふまえた改築が必要です。
	●図書館については、町民の多様なニーズに供することができる図書館づくりが必要です。
2 成人教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民の学習ニーズを把握し、多様な学習機会や学習情報を提供していくことが必要です。</li> <li>●「学ぶ楽しさ」を啓発し、参加者の拡大を図っていくことが必要です。</li> <li>●まちづくりを担う人材の育成が必要です。</li> </ul>
3 少年教育	●少年会育成委員連絡協議会の活動が停滞しており、「地域で子どもを育てる」という意識の醸成と少年会育成委員連絡協議会の運営体制の改革が急務となっています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジュニアリーダーの育成が不十分なため、子どもたちが地域貢献できる場が確保されていない状況であり、子どもたちが地域貢献できる場や機会の提供が必要です。</li> <li>●本町の特色を活かした生活体験、自然体験の提供が必要です。</li> </ul>
	●子どもの居場所づくりを目的とした放課後対策の充実が必要です。
4 学校教育活動の支援	●子どもの健やかな成長を図るため、学校の教育活動の支援を学校・家庭・地域が連携協力して進めていくことが必要です。

- 家庭、学校、地域が一体となって子どもたちの教育について考え、語り合い、行動するきっかけになることを目的に平成21年7月に「かみしほろの健やかな育ち」を制定しました。
- 国（文部科学省所管）の「学校支援地域対策本部事業（平成20～22年度）」の活用により、町民ボランティアの協力を得ながら学校支援を行ってききましたが、平成23年度からも町単独事業として、学校が求める支援に応じて地域支援者等の派遣を行っています。

施策	施策の内容
○生涯学習活動の拠点となる施設や設備の充実に努めます。	◆「生涯学習センター」の改築
○地域により親しまれる図書館づくりとともに、住民参画による図書館活動を展開します。	◆図書館活動推進体制の充実 ◆図書館資料の充実 ◆子どもが読書に親しむ場、集いの場として図書館の利用促進
○町民の学習ニーズや社会の要請に応えた学習機会の充実に努めます。 ○まちづくりの核となる人材の育成に努めます。	◆学習意欲を引き出す啓発や情報提供 ◆各世代を対象にした学習機会の提供 ◆家庭教育や地域づくりに関する学習機会の提供
○地域で子どもを育成する体制の充実に努めます。	◆「かみしほろの健やかな育ち」の普及 ◆少年会育成委員連絡協議会への支援及び活性化
○地域の資源を活かし、子どもが地域で活動できる機会の充実に努めます。	◆ジュニアリーダーの育成 ◆体験活動、社会活動の機会の提供
○子どもが地域で自由に遊べる場の充実に努めます。	◆誰もが健全で自由に遊べる場の整備 ◆小学校の空き教室の一部開放
○学校・家庭・地域の連携を深め、生涯学習の観点から学校教育活動を支援します。	◆地域住民の指導等のボランティア参加のコーディネート ◆地域の人材育成と発掘 ◆町民の学習成果を活かす場づくり

### 3 社会体育（スポーツ）

#### 基本的な考え方

❖ 町民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動を普及・拡大し、心身の健康を高めます。

#### 現状

- 健康長寿社会をめざす今日、運動を通じて健康づくりを自ら実践しようとする人たちが全国的に増えています。
- 町内には「スポーツセンター」や「町民球場」などのスポーツ施設があり、少年団、部活動、サークル、団体などに幅広く利用されています。
- スポーツ活動については、庁内関係課と連携を取りながら健康づくりにつながる教室を実施しています。また、町スポーツ推進委員会及び体育連盟の協力のもと、ニュースポーツ\*の普及促進を図り、団体の設立も促進しています。
- スポーツ大会・イベントについては、「町民スポーツ祭」をはじめ町民向けの大会を各種実施しています。

区 分	課 題	
1 スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋内、屋外施設の老朽化が進んでおり、施設・備品を整備し、安全に活動できるようにすることが必要です。</li> <li>● スポーツ大会を誘致するためにも、老朽化した施設の改修が必要です。</li> </ul>	
2 スポーツ活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町民が健康づくりに取り組む機会の充実が必要です。</li> <li>● 少年団活動に加入する児童の減少、上士幌町体育連盟加盟団体の会員の高齢化が進んでおり、若年層の加入が求められています。</li> <li>● 町内の有資格者の把握とデータの再整備が必要です。</li> </ul>	
3 スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より多くの人に参加しやすい大会にすることが必要です。</li> </ul>	





スマイルボウリング



町民マラソン大会

※ニュースポーツ：新しく考案された軽スポーツの総称で、レクリエーションの一環として多くの人が気軽に楽しめる運動のことです。

施 策	施策の内容
○誰もが安全にスポーツに親しめる場の整備や拡大に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ スポーツ施設の改修、維持管理</li> <li>◆ 小中学校の屋体の利用促進</li> <li>◆ スポーツ施設集約化に向けた検討</li> </ul>
○幅広い年代が楽しめるスポーツ活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 健康づくり、体力づくりにつながるスポーツ活動の促進</li> <li>◆ スポーツ団体の育成</li> <li>◆ 全道・全国大会への参加の助成</li> <li>◆ スポーツ活動に関する指導体制の充実</li> <li>◆ 町内の有資格者の把握とデータの再整備</li> </ul>
○スポーツに関する大会やイベントにより地域の活性化や交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民対象のスポーツ大会の充実</li> <li>◆ スポーツに関する大会やイベントの誘致、開催</li> </ul>

## 4 芸術文化、文化財、歴史文化など

### 基本的な考え方

- ❖ 芸術文化に気軽に親しめる環境を整え、町民による主体的な芸術文化活動を促進します。
- ❖ 文化財を大切にすることを町全体で共有し、貴重な文化財の保護、活用に努めます。
- ❖ 環境省ビジターセンターと町連携施設が連携した東大雪地域の新たな拠点づくりに努めます。

### 現状

- 文化協会、芸術鑑賞会等の団体活動への支援により、芸術文化の振興を図っているほか、毎年、文化の振興発展に寄与された方に対する表彰を行っています。近年は、多くの子どもたちを表彰し、夢や希望、努力を讃えるような流れになってきています。
- 町内には「ひがし大雪博物館」「鉄道資料館」などの文化施設があります。「鉄道資料館」は、NPO法人との連携により指定管理者制度を導入し、管理運営の効率化と充実を図っています。「ひがし大雪博物館」は、環境省によるビジターセンター建設にあわせて標榜した「エコミュージアム構想」により、「ひがし大雪博物館」の機能を継承し、加えて観光情報等の発信を担う町連携施設をビジターセンター隣接地に建設し、一体的な管理運営を行うこととしています。

区分	課題	
1 文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核施設（ビジターセンター、町連携施設）への博物館機能の継承と博物館活動の充実が課題です。</li> <li>● 中核施設の展示内容等の充実と、東大雪地域の新たな利用拠点として有効に機能するための一体的管理運営方法の確立が必要です。</li> <li>● 「鉄道資料館」も中核施設と連携し、利用を促進していくことが必要です。</li> </ul>	
2 芸術文化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 芸術文化団体、サークルがより主体的に企画・運営できる環境づくりが必要です。</li> <li>● 役員の高齢化や担い手不足が見られ、後継者の育成が急務となっています。</li> <li>● 芸術文化関係の指導者の確保と養成が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優れた芸術文化にふれる場や機会を提供することが必要です。</li> </ul>	
3 文化財、歴史文化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財保護活動に必要な専門職員の配置が必要です。</li> <li>● 文化財の公開、行事の実施、広報活動等を通し、積極的に地域の文化財を知る機会をつくる必要があります。</li> <li>● 郷土資料の公開や活用が未実施であり、生涯学習センター改築とあわせて検討が必要です。</li> <li>● アイヌ文化を含む伝統文化の保存継承のための基盤づくりが必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アイヌ文化を含む伝統文化の保存継承のための基盤づくりが必要です。</li> </ul>	

- 博物館活動については、地域おこし協力隊制度の活用による人材の確保を進め、調査研究、教育普及等に積極的に取り組んでおり、観光分野などの新たな連携による事業を進めています。
- 町内に所在する文化財のうち、特に重要なものについては、条例等に基づき町指定文化財、町保存樹木、町登録文化財の指定・登録を行っています。また、コンクリートアーチ橋梁群などの「旧国鉄土幌線関連遺産」は、国登録有形文化財に登録されています。
- 町内には70か所以上の埋蔵文化財包蔵地がありますが、未知の埋蔵文化財包蔵地も多く所在していると考えられるため、それらが開発行為により破壊されないよう資料の整備や開発事業者との調整を進めています。
- 寄贈等により収集した郷土資料は、台帳に登録するとともに画像データベース化し、旧十勝中部農業開発事務所に収蔵しています。
- アイヌ文化の保存・継承については、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生に広域的に取り組むため、平成12年5月に「伝統的生活空間の再生」十勝圏誘致促進期成会が発足し、平成20年に上土幌町を候補地とした「十勝圏イオル基本計画」が策定されました。

施策	施策の内容
○町内にある文化施設を維持管理し、有効活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 鉄道資料館など文化施設の維持管理</li> <li>◆ 入場者数や利活用の向上</li> <li>◆ 施設を拠点とした活動の促進</li> <li>◆ 環境省「大雪山国立公園東大雪地域整備計画」に基づくビジターセンターと連携した施設整備と管理運営</li> </ul>
○芸術文化活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芸術文化に関する指導者の確保</li> </ul>
○芸術文化を鑑賞する場や機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芸術鑑賞会への支援</li> </ul>
○町内に所在する文化財や郷土資料を適切に保護するとともに、有効に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民に対する文化財保護思想の啓発</li> <li>◆ 文化財の適切な保護・保存と活用</li> <li>◆ 郷土資料の公開、活用</li> <li>◆ 文化財関連団体との連携による保存、活用</li> </ul>
○アイヌ文化も含め、伝統文化の保存、継承に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アイヌ文化を継承する場や機会の充実</li> </ul>

## 5 小中学校

### 基本的な考え方

- ❖「健康で明るく、知性にとみ、自主的で郷土を愛するたくましい子」を育てるために必要な教育の推進に努めます。
- ❖地域に根ざし、活力と創意に満ちた、信頼される学校経営に努めます。

### 現状

- 本町には小学校5校と中学校1校があります。平成23年5月現在、小学生234名、中学生が123名で、いずれの学校も横ばいから緩やかな減少傾向にあります。
- 学校施設については、各学校の耐震化を進めるなど、子どもたちが安心して学べる教育施設の充実に努めています。
- 「教育基本法」の改正をはじめ、約50年ぶりに再開された全国学力・学習状況調査、特殊教育から特別支援教育への転換など、学校教育における新たな局面を迎えています。特に学力の向上では、主要教科の時間数の増加、小学校外国語活動の必修化、総合的な学習の時間の大幅な削減などの学習指導要領の大きな改訂が行われています。
- 小中学校は、子どもたちにとって確かな学力を身につける場であるとともに、豊かな人間性を育む役割も担っています。情報化や国際化など社会の変化に的確に対応した教育や、子どもの個性を尊重した、心豊かにたくましく「生きる力」を育む教育が求められています。

区 分	課 題	
<b>1 教育施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根防水設備や外壁などの老朽化が進んでおり、計画的な整備が必要です。</li> <li>●「上土幌町小学校の適正配置計画」に基づき、継続的な地域懇談会等の実施により、地域住民との合意形成が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒が安心して通学できるように通学環境整備が必要です。</li> </ul>	

- 小学校の再編については、平成19年度に「上土幌町小学校の適正配置計画」を策定し、上土幌小学校へ2校が統合しました。その後、平成21年度に計画の見直しを行っています。
- 児童生徒を取り巻く環境の変化とともに、問題行動も多様化し複雑化しています。いじめや不登校等は、初期対応が重要であり、未然防止に加え早期発見、早期対応に努めています。
- 障がいのある児童生徒への教育については、その一人ひとりの教育ニーズに適切に対応できるよう努めています。

施 策	施策の内容
○学校教育に関する施設や設備を計画的に整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校施設の計画的な整備</li> <li>◆ 教育ニーズに対応できる設備や機器、図書等の充実</li> <li>◆ 上土幌小学校の校舎改修</li> <li>◆ 上土幌中学校のグラウンドの整備</li> <li>◆ 学校遊具の計画的な更新</li> <li>◆ 「上土幌町小学校の適正配置計画」に基づく地域懇談会の実施</li> </ul>
○児童生徒が安全に通学できるよう環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ スクールバスの更新(学校再編に伴う増車)</li> <li>◆ 通学路の安全確保</li> </ul>

## 5 小中学校

区 分	課 題	
<b>2 教育内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確かな学力とともに、健やかでたくましい心身を育む教育の推進が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報化、国際化など社会の変化に対応した教育が必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本町の特色ある教育である自然環境教育を推進することが必要です。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の抱える悩みや問題行動は多様化・複雑化しており、早期に対応することが必要です。</li> </ul>	
<b>3 開かれた学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と協働による学校づくりが必要です。</li> </ul>	
<b>4 学校給食</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の老朽化が進んでおり、学校の再編などをふまえ、整備を進めていくことが必要です。</li> </ul>	
<b>5 教職員</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育行政の充実に必要な体制と子どもが教育に集中できる環境をつくる必要があります。</li> <li>●教職員の資質や指導力向上が必要です。</li> </ul>	
<b>6 特別支援教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各関係機関の連携により、障がいのある児童生徒などやその保護者に対しての相談や支援を行う体制の充実が必要です。</li> </ul>	

施策	施策の内容
○確かな学力や体力の向上を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学力向上のための教育に必要な情報の収集</li> <li>◆ 外部講師による模範授業の実施</li> <li>◆ 「上土幌町小中学校改善支援プラン」の活用</li> <li>◆ 家庭学習、サポート学習の充実</li> <li>◆ スポーツに親しむ習慣や意欲の向上</li> <li>◆ 食育の推進</li> <li>◆ 幼保小連携による教育の推進</li> </ul>
○情報化、国際化に対応した教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ICT機器*の計画的な更新</li> <li>◆ 外国語指導助手の任用による国際教育の推進</li> </ul>
○町の地域特性を活かした特色ある教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭や地域との連携による教育の推進</li> <li>◆ 環境教育の推進</li> </ul>
○児童生徒の悩みを受け止める教育相談を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 児童生徒が悩みや不安を相談できる体制の充実</li> </ul>
○児童生徒の問題行動に的確に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不登校や非行問題への対応の充実</li> </ul>
○「開かれた学校づくり」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校情報の積極的な提供</li> <li>◆ 学校開放の利用促進</li> <li>◆ 学校評議員制度の活用</li> </ul>
○児童生徒に安全な給食を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 給食配送車の購入</li> <li>◆ 調理機器及び設備の計画的な更新</li> <li>◆ 衛生管理の徹底</li> <li>◆ 地元食材の活用とメニューの充実</li> </ul>
○教育に必要な人材を確保し、資質向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指導教員や教育専門員、外国語指導助手の確保</li> <li>◆ 資質や指導力の向上につながる研修参加や活動支援</li> <li>◆ 教員住宅の改修、所管替えによる効率的な管理、老朽住宅の解体処分</li> </ul>
○発達に遅れのある子どもや障がいのある子どもなど、それぞれの特性に応じた教育の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がいのある児童生徒やその保護者の相談体制の充実</li> <li>◆ 学習障がいや注意欠陥多動性障がい、自閉症のある子どもへの支援（支援計画の策定）</li> <li>◆ 障がいの特性に応じた教科指導（指導体制の整備）</li> </ul>

※ICT機器：ICTとは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報通信技術を用いて利用するデジタルテレビ、パソコン、電子黒板などをICT機器と言います。

## 6 高等学校

### 基本的な考え方

❖ 本町ならではの魅力と特色を持った学校づくりを物心両面で支援し、道立高等学校としての存続に努めます。

### 現状

- 北海道上士幌高等学校は、昭和 62 年現在地に移転建設され、町内はもとより周辺市町村から多くの生徒が通学しています。
- 近年、過疎化・少子化によって中学校卒業者の減少や進路志望の多様化に伴い入学者の確保が非常に困難な状況が続いています。このような中、平成 5 年度に町民あげて北海道上士幌高等学校振興会を設立し、二間口の維持をめざした活動を行っています。
- 上士幌町小中高連携教育推進会議を中心に、学習指導、生徒指導、部活動指導などに関する交流が組織的に行われており、小中高の連携を図っています。

区 分	課 題	
1 教育内容	● 生徒の多様なニーズに対応した魅力ある高等学校づくりが必要です。	
2 生徒の確保	● 地域、関係機関が連携・協力し、道立高等学校として存続させるための取り組みが必要です。	



北海道上士幌高等学校



施策	施策の内容
<p>○地域に根ざした特色ある教育を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小中高の連携による教育活動等の推進</li> <li>◆ 地域に根ざした特色ある高等学校づくりへの支援</li> <li>◆ 生徒の国際交流教育の推進</li> </ul>
<p>○中学校をはじめ地域と連携し、高等学校の存続に向けて取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 北海道上士幌高等学校振興会への支援</li> <li>◆ 生徒募集対策の充実</li> </ul>



職業体験

# 第6章 自覚を持ち心が通いあうまち

## 1 交流、移住定住、国際化

### 基本的な考え方

❖ 国内外との交流や移住定住、二地域居住が活発に行われ、地域の活性化につながるようにします。

### 現状

- 本町では、情報通信技術を活かし、自治体間で連携して地場産品の通信販売などの取り組みを進めています。
- 本町の応援団ともいえる「上士幌町ふるさと会」は、東京・札幌・帯広に設立されており、希望者へ町広報誌の配布や各会の総会へ町関係者が出席し、交流を深めています。会員が本町を訪問したり、ふるさと納税を行うなど、自主的な活動を展開しています。
- 移住定住、二地域居住を促進するため、モデルハウスを民間から借り受け、生活体験モニターを行っています。
- 国際化に対応するため本町では、児童生徒・町民を対象とした英語指導や国際交流関係団体と連携した取り組みを進めています。

区分	課題
1 国内交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信技術の活用等による地域間交流が求められています。</li> <li>● 各ふるさと会の自主的活動や相互交流の促進が必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市と農山村の交流を地域の活性化に活かすことが必要です。</li> </ul>
2 移住定住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移住定住や二地域居住を促進する取り組みについて、積極的に情報発信していくことが必要です。</li> <li>● 移住定住や二地域居住を促進する新しい公共の担い手を育成することが必要です。</li> </ul>
3 国際化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際理解教育が必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人観光客に対する対応が求められています。</li> </ul>



上土幌町東京会

施 策	施策の内容
○本町とゆかりのある地域や団体との交流を活性化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 他自治体等との連携交流の促進</li> <li>◆ 「上土幌町ふるさと会」の活動の推進</li> </ul>
○都市と農村の交流を活性化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市と農村の交流の促進</li> </ul>
○移住定住、二地域居住に関する取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活体験ができる場の確保</li> <li>◆ 空き家情報の提供</li> <li>◆ 官民協働による移住定住、二地域居住の推進</li> <li>◆ 生活体験モニター参加者と町民の交流促進</li> <li>◆ 近隣市町村との連携強化</li> </ul>
○国際理解や国際感覚を身につけた人づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国際理解や国際感覚を学べる機会の充実</li> </ul>
○国際交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人観光客へのPR活動の推進</li> </ul>

## 2 コミュニティ、まちづくり活動

### 基本的な考え方

- ❖ 地域ごとの主体的な取り組みが維持継続され、活発に行われるよう、地域の実情に応じて支援します。
- ❖ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの理解と協力を得ながら、「新しい公共<sup>\*</sup>」によるまちづくり活動がより一層広がっていくよう支援します。

### 現状

- 行政区（町内会）の活動は、52の行政区を中心に行われています。行政区の規模には差があり、小さい行政区は他の行政区と合併を望み、大きい行政区は分割を望む傾向にあります。
- 町内には各地域の集会所やコミュニティセンターなどのコミュニティ施設があります。地域のコミュニティ施設については各地域で管理を行っています。
- 本町にはNPO法人が5つあり、これまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施困難な業務に対して、新しい公共による取り組みが進められています。
- まちづくり活動支援事業により、住民の自主的なまちづくり活動を支援しています。
- 現在、30の団体と12の個人がアダプトプログラム制度に登録し、環境美化活動に積極的に取り組んでいます。

区 分	課 題	
1 コミュニティ組織、活動	● 行政区（町内会）での活動は住民自治の基盤ですが、未加入者の増加、役員の担い手が不足している地域も見られます。	
	● 農村部では、戸数の減少により行政区活動が困難になりつつある行政区がでてきています。	
	● 行政区の区域が分かりづらい状況にあります。	
2 コミュニティ施設	● コミュニティ施設の老朽化が進んでいます。	
3 まちづくり活動、NPO活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの活動が持続するよう支援していくことが必要です。</li> <li>● アダプトプログラム制度については、ボランティア活動の意識醸成と、登録者の拡大が必要です。</li> </ul>	



まちづくり活動支援事業を活用してあずまやを設置

※新しい公共：これまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難な業務を、住民参加のもと、NPOや企業が公共サービスの提案及び提供主体となって共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのことです。

施策	施策の内容
○行政区（町内会）の地域コミュニティ活動の活性化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ コミュニティ活動に対する支援</li> <li>◆ 行政区運営の活動の促進（交付金の支給）</li> </ul>
○地域住民の総意を前提とした行政区の見直しに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 活動しやすい行政区の見直しの検討</li> </ul>
○行政区の区域が分かりやすくなるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行政区の区域を分かりやすくする手法の検討</li> </ul>
○コミュニティ活動の拠点となる施設の整備や維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ コミュニティ施設の適正な維持、管理</li> </ul>
○住民参画による協働のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民の自主的なまちづくり活動の促進</li> <li>◆ まちづくり活動団体の相互交流の促進</li> <li>◆ アダプトプログラム制度登録団体の拡大促進</li> <li>◆ まちづくりへの外部人材の活用</li> </ul>

### 3 男女共同参画

#### 基本的な考え方

- ❖ 男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画できる、男女共同参画社会の実現をめざします。
- ❖ 次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ家庭環境をつくるため、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりをめざします。

#### 現状

- 男女が仕事、家庭など様々な分野でともに活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。特に近年は、安定した仕事に就けず経済的な自立ができない、仕事に追われ心身の健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなどの問題を抱える人が増える中、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をめざした取り組みが全国で進められています。
- 配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、全国的に増加の傾向にあり、発生の防止に向けた取り組みが全国で進められています。

区 分	課 題	
1 意識啓発	●男女共同参画の考え方が周知される機会が少なく、意識啓発が必要です。	
2 DV	●DVは外部からの発見が困難であり、未然防止や早期発見などの取り組みが必要です。	
3 ワーク・ライフ・バランス	●安心して働くことができるためには家庭や地域、職場での理解と協力が必要です。	
	●仕事と子育ての両立を図るため、就業規則・育児休業規定等の整備や労働条件の改善が必要です。	
4 政策・方針決定への参画	●審議会、各種委員会等への女性の登用率は低い状況です。	



総合計画策定審議会

施 策	施策の内容
○男女共同参画の考え方の普及に努めます。	◆ 男女共同参画に関する広報
○DVの防止や解消に努め、男女がともに人権を尊重できる社会づくりを進めます。	◆ DV防止の啓発 ◆ DVに関する相談窓口の周知徹底
○ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及し、男女がともに、家庭や地域、社会で活躍できる環境づくりを促進します。	◆ ワーク・ライフ・バランスに関する広報 ◆ 家庭と仕事、地域活動の両立を支援する仕組みづくり
○仕事と子育ての両立を支援します。	◆ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの促進 ◆ 「家族経営協定」の推進
○男女がともに、政策・方針決定の場に参画できるようにします。	◆ 審議会、各種委員会等への女性の登用促進

## 4 広報、広聴、情報公開

### 基本的な考え方

◆ 町民に伝わりやすい広報、多くの声を聞き町政に活かしていく広聴、行政と町民が情報を共有できる情報公開を進め、開かれた行政に努めます。

### 現状

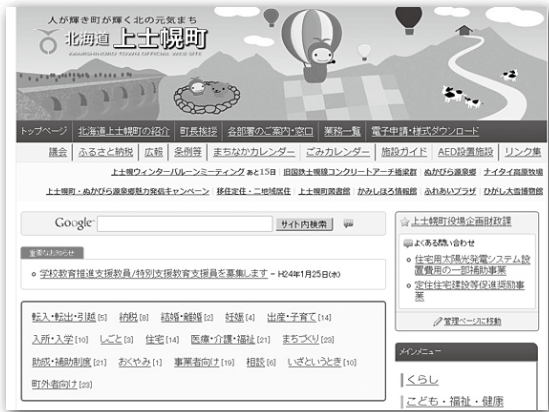
- 広報については、広報誌を毎月発行しているほか、携帯情報端末にも対応した町公式ホームページやブログ「かみしほろん.com」を運営し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス\*などのコミュニティ型 Web サイトを活用しながら、各種情報提供に努めています。また、「かみしほろん.com」のキャラクターを活用し、より親しみやすい広報活動に貢献しているほか、町のイメージアップに努めています。
- 町政に関して「分からないことがある」「もう少し内容を知りたい」「学習を深めたい」と思う団体・グループの希望に対して、町職員を派遣し説明を行う出前講座を行っています。
- 広聴については、懇談会、町長対話、メッセージボックスの設置などを行っています。
- 町民の知る権利を保障し、まちづくり活動に対する意識の醸成と参加の促進を図るため、情報公開制度を設置し、行政と町民の情報の共有化に努めています。

区 分	課 題	
1 広報	● 利用者が求めている情報が正確に伝わるよう情報発信力を高めていくことが必要です。	
2 広聴	● 多様な広聴活動が必要です。	
	● 広聴の結果がどう反映されたか、町民に伝えることが必要です。	
3 情報公開・収集	● 協働のまちづくりを推進するため、行政と町民が情報を共有することが必要です。	
	● 本町に関わる情報や記録の収集と保存を計画的に進めていくことが必要です。	





広報かみしほろ



町のホームページ

※ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス：人と人とのつながりを促進、サポートするホームページ（ウェブサイト）です。

施策	施策の内容
○分かりやすい広報誌づくりに努めます。	◆ 広報誌の作成
○時代に即した通信手段を用いて、町の情報発信や利用者相互の情報交流を推進します。	◆ ホームページやブログ等による情報発信力の向上 ◆ ブログやコミュニティ型インターネットサービスの運営管理
○まちづくりに関心を持ってもらう機会を増やします。	◆ 「ひと・まちづくり出前講座」の利用促進
○様々な場を通じて、広聴機会を充実させます。	◆ インターネットを活用した情報や意見収集 ◆ 広聴の場の設置
○広聴結果の反映が町民に伝わるようにします。	◆ 行政への反映が分かる仕組みの充実
○情報公開制度に基づき、町民の知りたい情報を公開します。	◆ 情報公開制度の普及と適正な運用
○本町に関わる情報や記録の収集、保存、活用を進めます。	◆ 統計資料の作成、提供 ◆ 本町に関わる情報や記録の収集、保存

## 5 行政運営

### 基本的な考え方

❖ 多様化する行政へのニーズに的確に対応し、課題解決を効率的、効果的に行う行政運営に努めます。

### 現状

- 行政活動の拠点となる役場庁舎については、建設から長期間が経過しています。
- 行政機構については、事務事業の見直しや事務の効率化・省力化等により、組織のスリム化を図ってきています。また、地域おこし協力隊、北海道職員派遣など多様な制度を活用し、推進体制の充実と組織の活性化に努めています。
- 行政に対する住民ニーズは複雑多岐になり、行政の果たすべき役割も増大しています。このため、町民の立場に立ち、個人情報保護に配慮しながら、正確、迅速、親切な対応に心がけています。また、北海道電子自治体共同システムを活用し、行政手続きの電子申請や様式のダウンロードサービスを行い、情報化によるサービスの向上に努めています。
- 各研修機関への派遣や十勝地区の広域連携による職員研修に派遣を行っています。
- 施策や事業については、総合計画の推進を基本として、毎年度見直す実施計画により、進めています。

区分	課題	
1 庁舎、車両など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役場庁舎の老朽化が進んでおり、適正に維持管理するためには、計画的な改修が必要です。</li> <li>● 一部車両の老朽化が進んでいます。</li> </ul>	
2 窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手続きの時間短縮、必要な書類、印鑑などの分かりやすさが求められています。</li> <li>● 電子自治体共同システムの運用に合った体制の整備が必要です。</li> </ul>	
3 行政機構、職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政課題に的確に対応していくための見直しを行いながら、定員の適正化を進めていくことが必要です。</li> <li>● 職員の能力開発や組織の強化を図っていくことが必要です。</li> </ul>	
4 事業の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より効率的で検証に基づいた改善が行いやすい施策、事業の進行管理体制が必要です。</li> </ul>	



役場総合窓口

施策	施策の内容
○庁舎や関連施設・設備、車両等の更新を計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 庁舎や関連施設・設備の改修</li> <li>◆ 車両の更新</li> </ul>
○町民が利用しやすい窓口サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事務手続きの簡略化、迅速化の推進</li> <li>◆ 戸籍事務のコンピュータ化</li> <li>◆ 職員研修等を通じた実務能力の向上</li> <li>◆ 各種手続き用紙の統一化</li> </ul>
○情報通信技術を活用し、行政運営の高度化、効率化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電子自治体構築に向けた取り組み</li> </ul>
○変化する行政ニーズに柔軟で迅速に対応できる組織づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 組織機構の適宜見直し</li> <li>◆ 定員管理の適正化</li> </ul>
○職員一人ひとりの資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員研修の実施</li> </ul>
○PDCAサイクル*に基づいた施策、事業の進行管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施策、事業を確実に推進するための進行管理システムの確立</li> </ul>

※PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという手法です。

## 6 財政運営

### 基本的な考え方

- ❖ 将来に希望が持てる先行投資もふまえたうえで計画性を重視し、健全な財政運営に努めます。

### 現状

- 地方分権改革の推進などにより、地方自治体の役割がますます大きくなっていますが、長期にわたる景気の低迷や人口の減少、東日本大震災の影響などから、国の地方交付税や国庫補助金の削減等が見込まれ、歳入の半分を地方交付税に依存している本町の財政状況にあつては、これまで以上に厳しい財政運営が求められます。

区分	課題
1 財政基盤、基金、財務管理	● 時代に応じて行財政の簡素効率化を図ることが必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老朽化した公共施設の建て替えなどの大型事業を見据えた財源の確保が必要です。</li> <li>● 健全な財政運営が必要です。</li> </ul>
2 賦課、徴収、納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税者に十分に説明したうえで、公平かつ適正な評価、課税を行うことが必要です。</li> <li>● 滞納事案の縮減、徴収強化へ取り組む体制の強化が必要です。</li> </ul>

## 7 広域行政（広域連携）

### 基本的な考え方

- ❖ 関係機関や市町村との連携を一層強化し、事業の効率化や共通課題の解決に努めます。

### 現状

- 地方分権の進展や道州制の検討など、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進められ、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、効率的な行政運営が求められています。

区分	課題
1 広域行政、一部事務組合	● 近隣市町村と連携し、多様な行政ニーズに効率的に対応していくことが必要です。
2 広域的な取組	● 共通の課題やテーマを、複数の地域や自治体、団体などとともに検討し、効果的に連携して取り組んでいくことが必要です。

- 今後の事業推進のためには、財源の確保が最大の課題であることから、平成14年度以降、長期債務の繰り上げ償還を行い、後年度負担の軽減に努めてきたほか、義務的経費を抑制する傾向を保ち、財政の硬直化の緩和に努めてきました。また、財務会計システムの導入により、予算編成、執行等の事務の合理化を図ってきました。
- 地方分権改革として、平成19年に国から地方への本格的な税源移譲が行われ、個人住民税が大幅に増加しました。税の厳正かつ公平な執行、とりわけ徴収率の向上や滞納の未然防止に努めるため、上士幌町税等滞納整理本部を設置して徴収体制を強化しているほか、高額滞納者については十勝市町村税滞納整理機構へ引き継いでいます。

施策	施策の内容
○行財政改革を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆経費の節減（事務事業の見直し、コスト意識の向上）</li> <li>◆公債費の適正管理</li> <li>◆町有財産の適正管理</li> <li>◆特別会計の適正運営</li> <li>◆受益者負担の適正化</li> </ul>
○財源を確保し、財政運営を計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国・道補助金の確保</li> <li>◆町民に分かりやすい財政情報の提供</li> <li>◆財政収支試算の策定</li> </ul>
○公平かつ適正な課税と徴収に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆税の仕組みの周知</li> <li>◆滞納整理の推進</li> <li>◆地番図の更新</li> <li>◆標準宅地の鑑定評価、状況類似の見直し</li> </ul>

- 本町を含む十勝19市町村では、平成元年に十勝圏複合事務組合を設立し、広域振興や税滞納整理機構の運営など広域での取り組みを進めており、消防広域化の検討も行っています。また、北十勝2町（士幌・上士幌）によるごみ処理及び資源リサイクル事業のほか、北十勝4町（音更・士幌・鹿追・上士幌）では観光振興事業を進めています。
- 行政、民間機能を補う中心市とその周辺町村で役割を分担し圏域を形成する「定住自立圏構想」（総務省）については、平成23年に帯広市と本町が協定締結し、医療・公共交通など19項目の取り組み事項を進めています。なお、同様の内容で帯広市と全ての町村が協定締結をしており、全十勝圏域の取り組みとなっています。

施策	施策の内容
○近隣自治体との共同運営により、行政サービスを効率的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一部事務組合による共同運営の推進</li> <li>◆定住自立圏構想による事業の推進</li> </ul>
○共通の課題やテーマを、複数の地域や自治体、団体等と連携して進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆複数の市町村、国・道との連携事業の推進</li> </ul>



# 資料編

# 1 策定経過

年月日	内 容
平成22年4月27日	総合計画策定審議会委員の選出
5月14日	総合計画策定推進体制の確立（庁内）
5月18日	第1回総合計画策定委員会
5月27日	行政区長会議において策定趣旨の説明及び協力依頼
5月27日	総合計画策定プロジェクトチームメンバー公募
6月17日	第1回総合計画策定審議会
6月25日	まちづくり委員会委員の公募
7月7日	第2回総合計画策定審議会
7月16日	上土幌町校長会において児童・生徒へのアンケート調査協力依頼
7月16日	小学6年生・中学生・上土幌高等学校生へのまちづくりアンケートの配布
7月23日	まちづくり住民アンケートの配布（全戸配布）
7月23日	ふるさと会まちづくりアンケートの送付（帯広会・札幌会・東京会）
7月26日	インターネットによるまちづくりアンケートの実施（町内外者）
7月26日	まちづくり団体アンケートの送付（70団体）
8月9日	まちづくり委員会委員の推薦依頼（14団体）
8月11日	まちづくり行政区アンケートの送付（52行政区）
8月26日	第1回総合計画策定プロジェクトチーム会議
9月1日	総合計画策定オリエンテーション（庁内）
9月10日	第1回まちづくり委員会全体会議
9月21日	第1回まちづくり委員会役員会
9月28日	まちづくり委員会第1回産業経済建設部会
9月29日	まちづくり委員会第1回総務文教厚生部会
10月6日	まちづくり委員会第2回総務文教厚生部会
10月7日	まちづくり委員会第2回産業経済建設部会
10月18日	まちづくり委員会第3回総務文教厚生部会
10月20日	地域別懇談会（市街地東部地区）
10月21日	地域別懇談会（市街地西部地区）
10月26日	地域別懇談会（ぬかびら源泉郷・幌加・三股地区）
10月26日	まちづくり委員会第3回産業経済建設部会
11月9日	まちづくり委員会第4回総務文教厚生部会
11月11日	まちづくり委員会第4回産業経済建設部会
11月15日	地域別懇談会（萩ヶ岡・清水谷地区）
11月16日	地域別懇談会（上音更・勢多・豊岡地区）
11月16日	まちづくり委員会総務文教厚生部会第1回調整会議
11月17日	地域別懇談会（北門地区）
11月18日	まちづくり委員会部会長会議
11月19日	地域別懇談会（東居辺地区）
11月22日	地域別懇談会（北居辺地区）
11月24日	団体懇談会（教育・文化・福祉団体）
11月29日	団体懇談会（住民活動団体）
11月29日	まちづくり委員会第5回産業経済建設部会



年月日	内 容
12月1日	まちづくり委員会第5回総務文教厚生部会
12月6日	団体懇談会（産業団体）
12月9日	まちづくり委員会第6回産業経済建設部会
12月20日	まちづくり委員会産業経済建設部会第1回調整会議
12月27日	まちづくり委員会総務文教厚生部会第2回調整会議
平成23年1月7日	まちづくり委員会産業経済建設部会第2回調整会議
1月13日	まちづくり委員会産業経済建設部会第3回調整会議
1月19日	まちづくり委員会産業経済建設部会第4回調整会議
2月4日	理事者（町長、副町長、教育長）ヒアリング
2月7日	第2回まちづくり委員会役員会
2月15日	第2回まちづくり委員会全体会議
2月24日	第3回まちづくり委員会全体会議（町長へ提言書提出）
3月16日	議会説明（総務文教厚生常任委員会）
3月16日	議会説明（産業経済建設常任委員会）
3月22日	第3回総合計画策定審議会
5月2日	第2回総合計画策定プロジェクトチーム会議
5月12日	第2回総合計画策定委員会
5月23日	第3回総合計画策定委員会
5月31日	第4回総合計画策定審議会
6月16日	第5回総合計画策定審議会
6月30日～7月1日	各課部局ヒアリング（策定事務局）
9月13日	第3回総合計画策定プロジェクトチーム会議
9月14日	議会説明（総務文教厚生常任委員会）
9月15日	議会説明（産業経済建設常任委員会）
9月26日	第4回総合計画策定委員会
9月28～29日	各課部局ヒアリング（理事者）
10月3～4日	各課部局ヒアリング（理事者）
10月20日	第6回総合計画策定審議会
10月26日	第7回総合計画策定審議会第1部会（総務文教厚生関係）
10月27日	第7回総合計画策定審議会第2部会（産業経済建設関係）
10月31日	第8回総合計画策定審議会第1部会（総務文教厚生関係）
11月1日	第8回総合計画策定審議会第2部会（産業経済建設関係）
11月7日	まちづくり委員会提言の反映状況報告会
11月14日	第9回総合計画策定審議会
11月24日	第5回総合計画策定委員会
11月24日	第10回総合計画策定審議会
12月5日	第6回総合計画策定委員会
12月6日	議会定例会に議案提出
12月8日	第1回第5期総合計画調査特別委員会
12月9日	第2回第5期総合計画調査特別委員会
12月22日	議会定例会において議案可決

## 2 諮問・答申

上士企財第3011号  
平成22年6月17日

上士幌町総合計画策定審議会  
会長 中田博文様

上士幌町長 竹中貢

第5期上士幌町総合計画の策定に伴う諮問について

上士幌町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、「上士幌町新総合計画策定基本方針案」及び「第5期上士幌町総合計画（基本構想・基本計画）案」について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成22年7月7日

上士幌町長 竹中貢様

上士幌町総合計画策定審議会  
会長 中田博文

上士幌町新総合計画策定基本方針案について

平成22年6月17日付け上士企財第3011号をもって本審議会に諮問のありました「上士幌町新総合計画策定基本方針案」について、慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申いたします。

記

- 1 インターネットが普及している現在にあって、広く住民の意見及び町外者の意見を聞くために町ホームページを活用したアンケート調査の実施を検討すること。

## 答 申 書

平成23年11月24日

上土幌町長 竹 中 貢 様

上土幌町総合計画策定審議会  
会 長 中 田 博 文

### 第5期上土幌町総合計画（案）について

平成22年6月17日付け上土企財第3011号をもって本審議会に諮問のありました「第5期上土幌町総合計画（案）」について、慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申いたします。

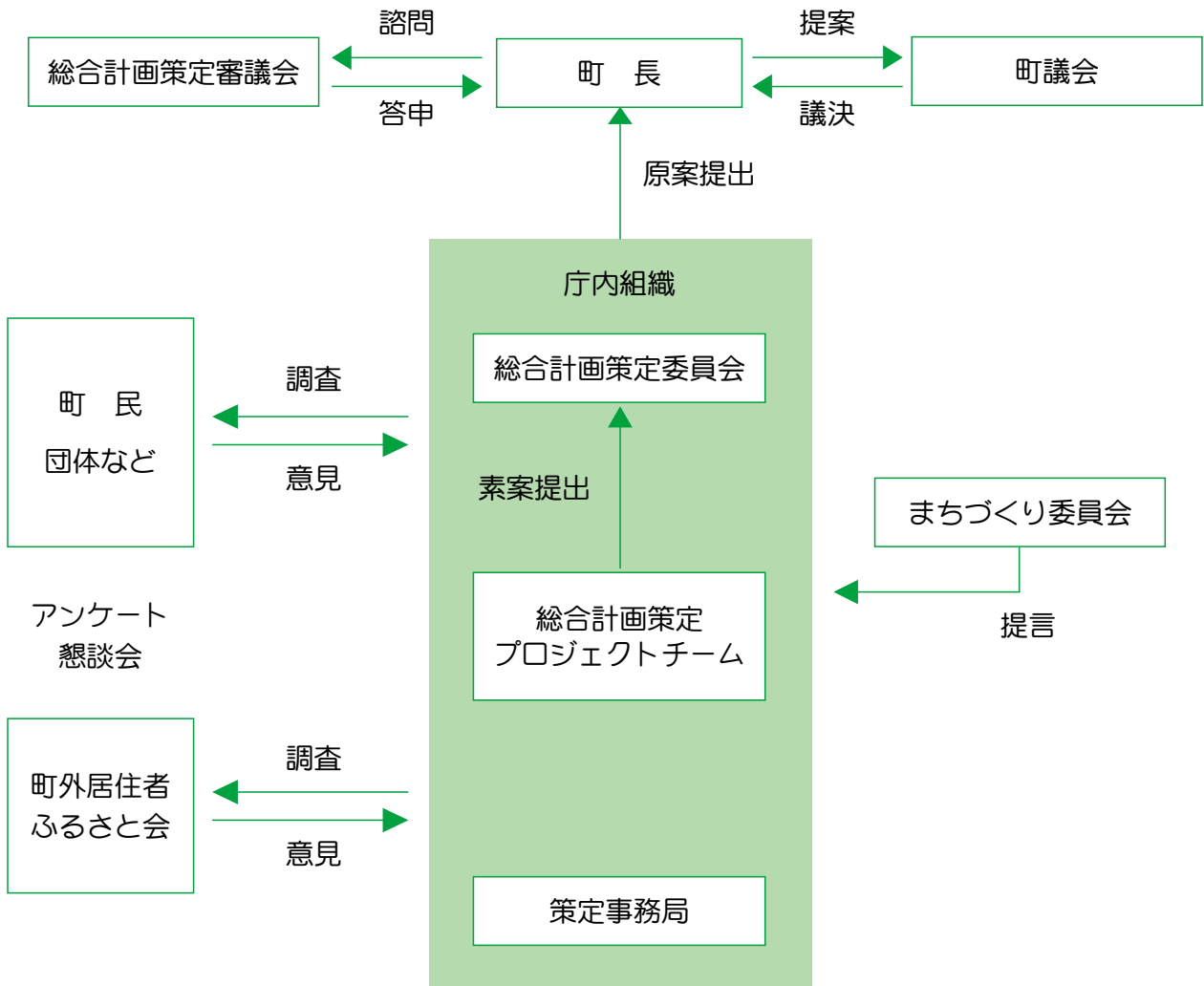
### 記

- 1 将来像として掲げた「このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち上土幌」を実現するため、行政と町民が情報を共有し、住民参画による協働のまちづくりを積極的に推進すること。
- 2 厳しい経済情勢の中で、今後とも活力ある地域社会を維持していくため、町民の生活を支える産業振興と観光振興を推進し、「5,000人のまちづくり」を強く意識した取り組みを着実に実践していくこと。
- 3 東日本大震災の発生により、安全・安心に対する意識が高まっていることから、町民の健康や生活を守るまちづくりを推進すること。
- 4 各分野の施策を限られた財源により効果的に進めていくため、事業の実施効果や優先順位を十分に検討するとともに、総合計画に基づいた進捗状況について、町民への情報提供を十分に行っていくこと。



審議会会長より答申書を提出

### 3 策定体制



## 4 総合計画策定審議会名簿

(任期：平成22年6月17日～平成23年11月24日)

番号	役職	氏名	所属団体名等
1	会長	中田博文	上士幌町林業振興対策協議会
2	職務代理者	佐藤佳邦	上士幌町商工会
3	委員	島口重一	上士幌町教育委員会
4	委員	兼子義雄	上士幌町農業委員会※ <sup>1</sup>
5	委員	新木正巳	上士幌町市街地区行政区長連絡協議会
6	委員	佐藤昇	上士幌町農業協同組合
7	委員	市田雅志	上士幌町観光協会
8	委員	小寺友之	上士幌町建設業協会
9	委員	石川勉	社会福祉法人上士幌町社会福祉協議会
10	委員	那須襄太郎	上士幌町老人クラブ連合会
11	委員	齋藤直樹	上士幌地区連合会※ <sup>2</sup>
12	委員	伊藤浩晃	上士幌町青年会
13	委員	浜名里美	上士幌町商工会女性部
14	委員	廣瀬悦子	J A 上士幌町女性部
15	委員	河田充	N P O 法人ひがし大雪自然ガイドセンター
16	委員	廣田佳次	上士幌町生涯学習推進協議会
17	委員	太田昭弘	上士幌町学校教育推進協議会
18	委員	宗重仁	一般町民
19	委員	斉藤博子	一般町民
20	委員	馬場敏美	一般町民

※<sup>1</sup> 上士幌町農業委員会からの委員については、農業委員会委員選挙により平成23年8月30日までが鈴木洋治委員、8月31日からは兼子義雄委員に変更となっています。

※<sup>2</sup> 上士幌地区連合会からの委員については、役員改選により平成23年2月7日までが川畑真輝委員、2月8日から7月31日までは前川浩一委員、8月1日からは齋藤直樹委員に変更となっています。

## 5 まちづくり委員会名簿

(任期：平成22年9月10日～平成23年2月24日まで)

番号	役職	氏名	所属団体名等	部会
1	委員会委員長	小島 徹	上士幌町連合PTA	総務文教厚生
2	委員会職務代理人	野村 恵子	上士幌町商工会女性部	総務文教厚生
3	総務文教厚生部会長	橋本 靖宏	上士幌町教頭会	総務文教厚生
4	総務文教厚生部会職務代理人	山下 京子	上士幌町民生委員児童委員協議会	総務文教厚生
5	産業経済建設部会長	菅原 誠志	公募	産業経済建設
6	産業経済建設部会職務代理人	近藤 岳男	公募	産業経済建設
7	委員	賀陽 龍司	公募	総務文教厚生
8	委員	森本 謙太	公募	産業経済建設
9	委員	三宅 秀典	公募	産業経済建設
10	委員	寺戸 浩司	上士幌町商工会	産業経済建設
11	委員	新村 浩隆	上士幌町観光協会	産業経済建設
12	委員	渡邊 仁	上士幌地区連合会	産業経済建設
13	委員	杉山真奈美	上士幌保育所保護者の会	総務文教厚生
14	委員	新田 勝幸	上士幌町文化協会	総務文教厚生
15	委員	瓦井かある	JA上士幌町女性部	総務文教厚生
16	委員	兼子 政信	上士幌町農協青年部	産業経済建設
17	委員	伊藤 浩晃	上士幌町青年会	総務文教厚生
18	委員	佐藤 克典	上士幌町商工会青年部	産業経済建設
19	委員	富川 裕士	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
20	委員	高田 清蔵	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
21	委員	佐藤由美子	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
22	委員	長野 徹也	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
23	委員	塩澤 尚弘	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
24	委員	西保 洋子	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
25	委員	佐々木 幹	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
26	委員	有賀 孝行	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
27	委員	関 克身	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
28	委員	宮部 直人	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
29	委員	尾形 昌彦	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
30	委員	名波 透	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
31	委員	馬場 俊之	役場策定プロジェクトチーム	産業経済建設
32	委員	石王 良郎	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
33	委員	佐藤 泰将	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生
34	委員	西垣 隆泰	役場策定プロジェクトチーム	総務文教厚生

## 6 庁内組織名簿

### 総合計画策定委員会

氏 名	職 名
竹 中 貢	町長
千 葉 与四郎	副町長
江波戸 明	教育長
高 嶋 幸 雄	総務課長
石 王 良 郎	町民課長
柚 原 幸 二	保健福祉課長
山 口 準二郎	保育課長
松 岡 秀 行	農林課長
早 坂 清 光	商工観光課長
高 橋 智	建設課長
佐 藤 桂 二	ナイタイ高原牧場長
河 村 義 憲	議会事務局長
斉 藤 明 宏	農業委員会局長
綿 貫 光 義	教育委員会次長
西 保 雅 好	環境衛生処理組合場長
馬 場 久 男	消防署長
野 中 美 尾	企画財政課長

### 総合計画策定事務局

氏 名	職 名
野 中 美 尾	企画財政課長
杉 原 祐 二	企画財政課企画担当主査
平 田 佳 伸	企画財政課ひと・まちづくり担当主査
角 谷 真 紀	企画財政課企画・ひと・まちづくり担当主事